

用語	フリガナ	解説
3R	3R	リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)・リサイクル(再生利用)のこと。
4R	4R	RFUSE(リフューズ=不要なものを断る)、REDUCE(リデュース=発生抑制)、REUSE(リユース=再利用) RECYCLE(リサイクル=再生利用)の略。
BAU	BAU	Business as usualの略。特段の対策を行うことなく自然体で推移した場合をいう。
BOD	BOD	Biochemical Oxygen Demandの略で、日本語では生物化学的酸素要求量。河川の汚れの指標で、この値が大きいほど汚濁している。
COD	COD	Chemical Oxygen Demandの略で、日本語では化学的酸素要求量。湖沼・海域の汚れの指標で、この値が大きいほど汚濁している。
COP	COP	国連気候変動枠組条約締約国会議のこと。1992年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意し、同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)が1995年から毎年開催されている。
DO	DO	Dissolved Oxygenの略で、日本語では溶存酸素。水の汚染状態を示す一つの指標で、水に溶けている酸素量のことをいう。汚染度の高い水中では、水中の溶存酸素を消費して、有機物を分解するので、溶存する酸素が少なくなり、魚介類の生存を脅かすようになる。
EMS	EMS	「Energy Management System」の略で、EMSを導入することで電気製品の電力使用量をリアルタイムで計測し、不要なエネルギーは使用しないよう自動的に監視・制御することができる。
ESD 教育	ESD キョウイク	Education for Sustainable Developmentの略で、「持続可能な開発のための教育」の意味。
EV	EV	Electric Vehicleの略で、日本語では電気自動車。ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、電気自動車は電気を充電した蓄電池の電力でモーターを動かすことで車を駆動させる。
EV100	EV100	2030年までに事業利用における車両の100%を電気自動車にするなど目標を掲げた、企業による電気自動車の利用や環境整備促進を目指す国際ビジネスイニシアティブ。
FCV	FCV	Fuel Cell Vehicleの略で、日本語では燃料電池自動車。ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、燃料電池自動車は、水素を燃料とする燃料電池で発電した電力でモーターを動かすことで車を駆動させる。
FIT	FIT	【固定価格買取制度】再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。
IPCC	IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Changeの略で、日本語では国連気候変動に関する政府間パネル。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織。
ISO14001	ISO14001	国際標準化機構(ISO)による企業・法人・団体の環境マネジメントと監査に関する国際規格。企業・法人・団体の活動に伴う環境影響を継続的に改善していくための活動を管理・監査するシステム(参照環境マネジメント)
J-クレジット制度	J-クレジットセイド	省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。
MaaS	MaaS	Mobility as a Serviceの略で、ICTを活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ(移動)を1つのサービスとしてとらえ、シームレス(途切れのない、繋ぎ目のない)に繋ぐ新たな「移動」の概念。
PHV (PHEV)	PHV (PHEV)	Plug-in Hybrid (Electric) Vehicleの略で、日本語では、プラグインハイブリッド自動車。外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時にCO2や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車。
PPA	PPA	太陽光発電設備を所有、管理を行う会社(PPA事業者)が、施設所有者の敷地や屋根などのスペースに設置した太陽光発電システムで発電した電力を、その施設の電力使用者へ有償提供する仕組み。太陽光発電設備が電力を供給する施設の敷地内にあるかどうかでオンサイト型(敷地内)とオフサイト型(敷地外)に分けられる。
RE100	RE100	Renewable Energy100%の略。企業自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す企業が加盟する国際的なイニシアティブ(消費電力量10GWh以上の企業を対象)。
Renewable	Renewable	「再生可能な」という意味。
RPF	RPF	Refuse derived paper and plastics densified Fuelの略で、主に産業系廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした高品位の固形燃料。

用語	フリガナ	解説
SDGs	SDGs	Sustainable Development Goalsの略で、持続可能な開発目標のこと。平成27年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標のこと。
Society5.0	Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。IoTで全ての人とモノが繋がり、様々な知識や情報が共有され、今までに無い新しい価値を生み出すことで、課題や困難を克服。また、人工知能(AI)により、必要な情報が必要なときに提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服される。
TEAS	TEAS	県内の中小企業等の環境配慮活動への取組を容易にするため、環境配慮行動を審査登録・公表する県独自の制度として定めた鳥取県版環境管理システムのこと。
V2H	V2H	Vehicle to Homeの略で、「クルマ (Vehicle) から家 (Home) へ」を意味するこの言葉は、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等に蓄えられた電力を、家庭用に有効活用する考え方のこと。
VPP	VPP	Virtual Power Plantの略で、日本語では仮想発電所。多数の小規模な発電所や、電力の需要抑制システムを一つの発電所のようにまとめて制御を行うこと。
ZEB	ZEB	Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略で、快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物。
ZEH	ZEH	Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略で、住まいの快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下となる住宅。
アイドリングストップ	アイドリングストップ	駐車時や停車時に、自動車のエンジンを空転させることをやめること。
アジェンダ 21	アジェンダ 21	「環境と開発に関する国連会議」において、採択された「持続可能な開発のための人類の行動計画」をいう。今後、各国政府をはじめ、地方公共団体、労働界、産業界、科学的・技術団体、NGO等のいろいろな社会構成主体が、21世紀に向けてともに連携しつつ、着実に実行に移していくべき様々な課題が40章にわたって述べられている。
アダプトプログラム	アダプトプログラム	市民と行政が協働で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味。企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。
一般廃棄物	イッパンハイキブツ	産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。
エコツーリズム	エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。
エコドライブ	エコドライブ	ゆっくり加速、ゆっくりブレーキ。車間距離にゆとりを持つなど、燃料消費量やCO2排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる”運転技術”や”心がけ”のこと。
エシカル消費	エシカルショウヒ	地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動。
温室効果ガス	オンシツコウカガス	太陽からの光で暖められた地球の表面から、地球の外へ放出される赤外線を吸収し、地球の表面へ再放出し、地球の表面附近の大気を温める効果を持つガス。二酸化炭素(CO2)、メタン(CH4)、一酸化二窒素(N2O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF6)、三ふっ化窒素(NF3)の7種類をいう。
カーボン・オフセット	カーボン・オフセット	日常生活や経済活動において避けることができないCO2等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
カーボンニュートラル	カーボンニュートラル	ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロになることを指す。
化石燃料	カセキネンリョウ	動植物の死骸などの有機物が長い年月をかけて変質し、資源として採掘され使用されている物質の総称。石炭・石油・天然ガスなどが該当。
合併処理浄化槽	ガッペイショリジョウカソウ	し尿と、台所や風呂から出る雑排水を併せて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると河川の水質に与える影響をおよそ1/9に減らすことができる。
環境家計簿	カンキョウカケイボ	ライフスタイルの見直しを目指して、日々の生活において、環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや資源の消費量、廃棄物の排出量等を定期的に記録する帳簿等がその例。

用語	フリガナ	解説
環境基準	カンキョウキジュン	環境基本法により国が定めるもので、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準。
環境基本法	カンキョウキホンホウ	平成5年11月19日に公布、施行された法律。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない継続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境保全に係る責務を明らかにしている。
環境施設帯	カンキョウシセツタイ	高速道路・国道など幹線道路に隣接する地域の生活環境を保全するために、騒音・振動・大気汚染等の道路交通に起因する障害に対処するため、道路用地として確保される一定幅員の空間をいう。
環境推進員制度	カンキョウスイシンインセイド	環境保全に関する活動を推進するため、普及啓発活動の地域リーダーとなる市民を育成する制度。
環境と開発に関する国連会議 (地球サミット)	カンキョウトカイハツニカ ンスルコクレンカイギ (チキユウサミット)	地球環境問題が国際的な課題となる中、持続可能な発展をキーワードに多くの政府関係者、科学者、NGO等が参加して平成4年6月にブラジルで開催された。多くの国家元首が参加して地球環境問題等について議論が行われたため「地球サミット」ともいわれている。会議の成果として、「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ21」の採択等が行われた。
環境美化推進区域	カンキョウビカスイシンク イキ	きれいな住みよいまちづくりを推進し環境美化意識の一層の向上を図るため、特に必要と認められる区域として、市が指定した区域。(加茂川河口周辺、上淀廃寺周辺、米子水鳥公園周辺を指定した。)
京都議定書	キョウトギテイショ	平成9年に京都で開催された「気候変動枠組み条約第3回締約国会議(COP3)」で採択された議定書。地球温暖化防止のため温室効果ガス削減に向けた目標値や手法などについて定めている。日本は平成2年を基準として平成20年から12年の間に、温室効果ガス6%削減することを約束している。
クールシェア	クールシェア	エアコンの利用により電気の使用量が多くなる夏の昼間、節電のために暑さを我慢するのではなく、涼しい場所にみんなで集まり、家庭や地域で楽しみながら省エネ・節電に繋げる取組。
グリーンインフラ	グリーンインフラ	自然環境の持つ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。
グリーンカーテン	グリーンカーテン	植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。
グリーン購入	グリーンコウニユウ	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
グリーンコンシューマー	グリーンコンシューマー	環境を大切に商品やサービスを選択する消費者。あらゆる買い物について少しでも環境への影響の少ないものを選ぶことで、エコロジーな生活を実現していくとともに、「商品の選択」という消費者の力でメーカーや流通業などの環境への取り組みを促し、社会全体のエコロジー化をすすめることを目的としている。
コージェネレーション	コージェネレーション	熱電供給システムとも呼ばれ、燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その排熱を利用して温水や蒸気を発生させ、給湯や冷暖房に使用するシステム。ビルの所有者などが冷暖房の熱源を得ると同時に電力を発生させることを目的とする場合と、電力会社が電力を発生すると同時に排熱を利用することを目的とする場合がある。
固形燃料化(RDF)	コケイネンリョウカ(RDF)	ごみなどの廃棄物から可燃性成分を選別し、粉碎・粒度調整・成型固化などの加工を施して固形化した燃料。暖房や発電の燃料として使用する。
サーマルリサイクル	サーマルリサイクル	廃プラスチックを含む廃棄物を直接燃焼して、その熱をスチームあるいは電力として回収する方法。
再エネ100宣言 RE Action	サイエネ100センゲン RE Action	自治体、教育機関、医療機関等及び消費電力量10GWh未満の企業を対象とした、使用電力の再エネ100%化宣言を表明しともに行動していくイニシアティブ。
再生可能エネルギー	サイセイカノウエネルギー	太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱など、永続的に利用することができるエネルギー。

用語	フリガナ	解説
産業廃棄物	サンギョウハイキブツ	工場、事業場における事業活動に伴って生じる燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等を指し、産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物と区別される。産業廃棄物は、事業者自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないように適正に処理する責務がある。
自然公園	シゼンコウエン	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。自然公園法（昭和32年）により、国立公園と国定公園は国が指定、環境省主管、都道府県立自然公園は都道府県が条例によって指定。いずれも、自然の風景地を保護し、利用の促進、国民の保健、休養、教化に役立つ目的である。
食品ロス	ショクヒンロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
スポーツツーリズム	スポーツツーリズム	スポーツを「観る（観戦）」「する（楽しむ）」ための移動だけではなく、周辺の観光要素や、スポーツを「支える」人々との交流や地域連携も付加した旅行スタイル。
スマートグリッド	スマートグリッド	エネルギー需要を把握して、電力の流れを供給側・需要側の両方から制御最適化し、効率よく電気を送電するしくみのこと。
生物多様性	セイブツタヨウセイ	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。
ソーラーシェアリング	ソーラーシェアリング	営農を続けながら太陽光発電を行う設備。「営農型太陽光発電システム」と呼ばれることもある。
ダイオキシン類	ダイオキシソルイ	塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副生成物として生成する。
大腸菌群数	ダイチョウキングスウ	人畜の排泄物等による水質汚濁の指標の一つ。河川水等では100ml中に存在する最も確からしい数（MPN：Most Probable Number）
脱炭素先行地域	ダツタンソセンコウチイキ	2050年カーボンニュートラル実現に向けて、他地域に先駆けて重点的に脱炭素化に取り組む地域であり、国から選定・支援を受ける自治体のこと。米子市・境港市は第1回脱炭素先行地域に選定。
地域循環共生圏	チイキジュンカンキョウセイケン	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。
鳥獣保護区	チョウジュウホゴク	環境大臣または都道府県知事が鳥獣の保護繁殖を図るために必要があると認めるときに設定することができるもので、鳥獣保護区では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な施設を設置する。
低公害車	テイコウガイシャ	窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。電気自動車や燃料電池自動車などに代表される。
特定フロン	トクテイフロン	フロンガスのうち、オゾン層破壊効果が有り、温室効果が大きい、CFC（クロロフルオロカーボン）及びHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）を特定フロンという。
鳥取県グリーン商品認定制度	トトリケングリーンショウヒンニンテイセイド	県内で発生した循環資源（廃棄物や間伐材等）を原材料として県内で製造、または加工されている商品について、一定の要件に適合するものを「鳥取県認定グリーン商品」として認定している。
生ごみたい肥化（コンポスト化）	ナマゴミタイヒカ（コンポストカ）	台所から出る野菜くずや茶がらなどの生ごみをコンポスト容器で微生物の働きによって堆肥（コンポスト）化し土に還元すること。
熱回収	ネツカイシュウ	廃棄物を焼却する際の熱エネルギーを回収し、利用すること。
パークアンドライド	パークアンドライド	従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するように誘導するシステム。パーク＆ライドを行うことによって自動車の走行距離が減り、二酸化炭素の排出が軽減され温暖化防止につながっていく。また、大都市の大気汚染対策、渋滞緩和などにも効果がある。
バイオディーゼル燃料（BDF）	バイオディーゼルネンリョウ（BDF）	食用として使用済みの植物油、動物油を精製して作るディーゼル燃料。軽油を用いる通常のエンジンに改造なしで流用可能。排気ガス中にSOxが発生せず、二酸化炭素も黒鉛も軽油より少ないことに加え、植物起源の原料（＝バイオマス）であることから、カーボンニュートラルとみなせ、地球温暖化対策としても注目を集める。
バイオマス	バイオマス	動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源。
バイオマスプラスチック	バイオマスプラスチック	生物資源（バイオマス）から作られた合成樹脂（プラスチック）。
バックキャストिंग	バックキャストिंग	最初に目標とする未来像を描き、次にその未来像を実現するための道筋を未来から現在へさかのぼって記述するシナリオ作成手法のこと。
パリ協定	パリキョウテイ	第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催されたパリにて、平成27年12月12日に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（合意）
風致地区	フウチチク	都市計画の中の地域の一つ。都市の風致を維持するためにつくられる地区である。風致地区といった場合、自然の景勝地、公園、寺社苑、水辺、公園慰楽地、歴史的な土地、樹林地、眺望地、昔からの別荘などが該当する。

用語	フリガナ	解説
フード・マイレージ	フード・マイレージ	食糧(=food)の輸送距離(=mileage)という意味。輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもので、食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送に係る燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージの高い国ほど、食糧消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる
フードシェアリング	フードシェアリング	ICT等での情報共有により、賞味期限切れや売れ残り食品を減らしたい事業者と、安価に美味しい料理が購入できるという消費者をマッチングし、食品ロスを削減するサービス。
フードドライブ	フードドライブ	家庭などで余った食品等、家庭から福祉施設等へ無償で提供する活動。
フードバンク	フードバンク	食品の製造工程で発生する規格外品等、企業から福祉施設等へ無償で提供する活動。
星空ライトダウンキャンペーン	ホシゾラライトダウンキャンペーン	必要のない照明を消すことを呼びかけ、美しい星空を仰ぐなどスローな夜を楽しみ、環境問題について関心を高める取組。
マイクロプラスチック	マイクロプラスチック	環境中に存在する微細なプラスチックごみのこと。海洋に流出したプラスチックごみが紫外線等の作用により微細化し、海洋生物への影響が懸念されている。
メタンハイドレート	メタンハイドレート	メタンと水が結合して結晶化した固体で、温室効果ガスの排出量が石油や石炭に比べ少ないとされている。
モーダルシフト	モーダルシフト	貨物や人の輸送手段の転換を図ること。
ライフサイクル	ライフサイクル	経済社会の物質フローにおける、原材料調達、生産、流通、使用、廃棄に至るまでの全過程のこと。
ラムサール条約	ラムサールジョウヤク	特に水鳥の生息地として大切な湿地の保全と賢明な利用を目的とした国際条約で、イランのラムサールという町で取り決められたので、その名前をとってラムサール条約と呼ばれている。
緑地協定	リョクチキョウテイ	「都市緑地保全法」に定められた制度で、地域住民の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするものである。都市計画区域内の一定区域または一定区間の土地の所有者等全員の合意により、緑地協定区域、樹木等の種類とその植栽する場所、垣または柵の構造等の必要事項を定め、市町村長の許可を得て締結される。
ワンウェイプラスチック	ワンウェイプラスチック	1回使用されたあと、ごみ又は資源として回収されるプラスチックのこと。

年	米子市	国・鳥取県・その他	社会経済など
平成23年度 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次米子市総合計画」策定 「米子市環境基本計画」策定 「米子市市民自治基本条例」制定 大山町の一部地域の可燃ごみを米子市クリーンセンターに受入 	<ul style="list-style-type: none"> 「水質汚濁防止法」改正 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」制定 中海市長会で公用電気自動車（EV）導入 	<ul style="list-style-type: none"> 台風12号による被害
平成24年度 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 「米子市自治基本条例」施行 メガソーラーの設置及び運営に関する協定書調印 「上淀廃寺跡・伯耆古代の丘公園周辺」を環境美化推進区域に指定 省エネルギー・再生可能エネルギー等検討委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「第四次環境基本計画」閣議決定 再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始 「小型家電リサイクル法」制定 「第13回国際マンガサミット鳥取大会」開催 	
平成25年度 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> 「空き家等の適正化に関する条例」施行 市有施設の屋根貸による太陽光発電普及事業（第1回） 	<ul style="list-style-type: none"> エコツーリズム国際大会2013in鳥取が開催 「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 「第64回全国植樹祭」が鳥取県で開催 	
平成26年度 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ノーカー運動の実施 使用済み小型家電リサイクル開始 「米子水鳥公園周辺」を環境美化推進区域に指定 	<ul style="list-style-type: none"> 「鳥取県環境教育等行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税率8%に改正
平成27年度 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次米子市総合計画」策定 「米子がいな創生総合戦略」策定 「第3次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 米子水鳥公園開園20周年記念事業を実施 市有施設の屋根貸による太陽光発電普及事業（第2回） 米子市クリーンセンター灰溶融設備の休止 	<ul style="list-style-type: none"> 第21回気候変動枠組み条約締約国会議（COP21）開催、パリ協定採択 持続可能な開発のための2030アジェンダ採択（SDGsを含む） 「第8次鳥取県廃棄物処理計画」策定 「第6期中海に係る湖沼水質保全計画」策定 	
平成28年度 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> 「米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定 「米子市環境基本計画」中間見直し レジ袋削減推進に関する協定を締結 米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事着工（H28～H31） 米子市クリーンセンターの焼却灰のセメント原料化 境港市の可燃ごみを米子市クリーンセンターに受入 	<ul style="list-style-type: none"> 「第8期鳥取県分別収集促進計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取中部地震 熊本地震
平成29年度 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 米子市クリーンセンターの長期包括的運営事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> 「水銀に関する水俣条約」発効 アメリカ合衆国がパリ協定からの離脱を表明 	
平成30年度 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 機構改正に伴い、環境事業課をクリーン推進課に改組 伯耆国「大山開山1300年祭」の関連行事として、「第3回『山の日』記念全国大会in鳥取」を鳥取県、大山町と協力し開催 「米子市生活排水対策方針」策定 ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」を配信開始 	<ul style="list-style-type: none"> 「第五次環境基本計画」閣議決定 「鳥取県災害廃棄物処理計画」策定 「鳥取県星空保全条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 北海道胆振東部地震 台風21号による災害
令和元年度 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 「米子市まちづくりビジョン」策定 「米子市災害廃棄物処理計画」策定 「米子市都市計画マスタープラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」策定 「鳥取県廃棄物処理計画」（鳥取県食品ロス削減推進計画）策定 「中海に係る湖沼水質保全計画（第7期）」策定 「鳥取県生物多様性地域戦略」策定 「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定 鳥取県が2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す旨を表明 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税率10%に改正 台風15号、19号による災害
令和2年度 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次米子市環境基本計画」策定 「第4次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 「第2次米子市生活排水対策推進計画」策定 「業務改善から始まるCO2削減計画」（第2次米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編））策定 米子水鳥公園開園25周年記念事業を実施 米子水鳥公園におけるCO2排出量ゼロ電気（RE100電気）の導入 ゼロカーボンシティ宣言 	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック製買物袋の有料化を7月1日から全国一斉にスタート ラムサール条約登録15周年記念事業を実施 鳥取県「カーボンニュートラル宣言」 	<ul style="list-style-type: none"> COVID-19 東京オリンピック2020開催延期

年	米子市	国・鳥取県・その他	社会経済など
令和3年度 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用エネルギー活用VPP事業の導入 ・ESG地域金融促進事業との連携 ・ペット防災手帳作成 ・食品ロスダイアリー作成 ・「米子市空き地の適切な管理に関する条例」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策計画」閣議決定 ・気候変動サミットにおいて、温室効果ガスを2030年度までに2013年度比46%減を表明 ・「地球温暖化対策推進法」一部改正 ・地域脱炭素ロードマップの策定 ・「プラスチック資源循環促進法」制定 ・アメリカ合衆国がパリ協定に復帰 ・鳥取県西部広域「一般廃棄物処理施設整備基本構想」策定 ・鳥取県が「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」を改訂 ・鳥取県が、2030年度の温暖化ガス排出削減目標を13年度比60%に改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京2020オリンピック開催（1年延期、無観客） ・COVID-19 ワクチン接種開始
令和4年度 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ・「米子市まちづくりビジョン」改定 ・ヌカカ発生抑制対策費用補助事業の実施 ・環境省「第1回脱炭素先行地域」に米子市・境港市が選定 ・混合粗大ごみ処理実証事業を実施 ・YouTube「よなご環境ch.」開設 ・ゼロカーボンシティよなごアクションプラン策定 ・ゼロカーボン米子市役所アクションプラン策定 ・狂犬病予防法の特例制度への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択 ・「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定 ・30by30ロードマップ公表 ・「GX実現に向けた基本方針」閣議決定 ・「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」開始 ・気候変動適応法の一部を改正する法律案 ・改正エネルギー使用合理化法制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアのウクライナ侵攻開始
令和5年度 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンを活用したヌカカ発生抑制対策の実施 ・「4R推進日めくりカレンダー」の製品化 ・(株)ジモティーとリユース促進に係る協定の締結を締結 ・淀江どんぐりこども園へ太陽光発電設備を設置(脱炭素先行地域づくり事業) ・伯仙地区農業集落排水施設へ太陽光発電設備を設置(脱炭素先行地域づくり事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・G7札幌・気候・エネルギー・環境大臣会合 ・国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・G7広島サミット開催 ・ガザ情勢の激化 ・COVID-19 5類感染症へ移行
令和6年度 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等のごみ出し支援PT(実証事業、アンケート調査、簡易版ごみ出しガイド作成) ・「置き配普及促進事業」の実施 ・家庭系ごみの収集区分・収集方法の変更(「白色発泡スチロール・トレー」、「缶・ビン類」を月2回の収集に統一。「牛乳パック」、「再利用ビン」の区分を廃止し、「牛乳パック」は「古紙類」の日に収集、再利用ビンは「缶・ビン類」として収集。) ・(株)マーケットエンタープライズとリユース促進に係る協定を締結 ・弓ヶ浜半島の荒廃農地へ太陽光発電設備を設置(脱炭素先行地域づくり事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第六次環境基本計画」閣議決定 ・「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「鳥取県西部地域循環型社会形成推進地域計画(第3期)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震 ・マイナス金利が解除

米子市の環境に関する市民アンケート調査結果(市民編)

第2次米子市環境基本計画の策定に当たり、環境に対する市民意識や家庭における再エネ・省エネの取組状況等の変化を把握することを目的に、令和元年度に実施したアンケートと同様(一部内容を追加または修正)の内容でアンケートを実施しました。

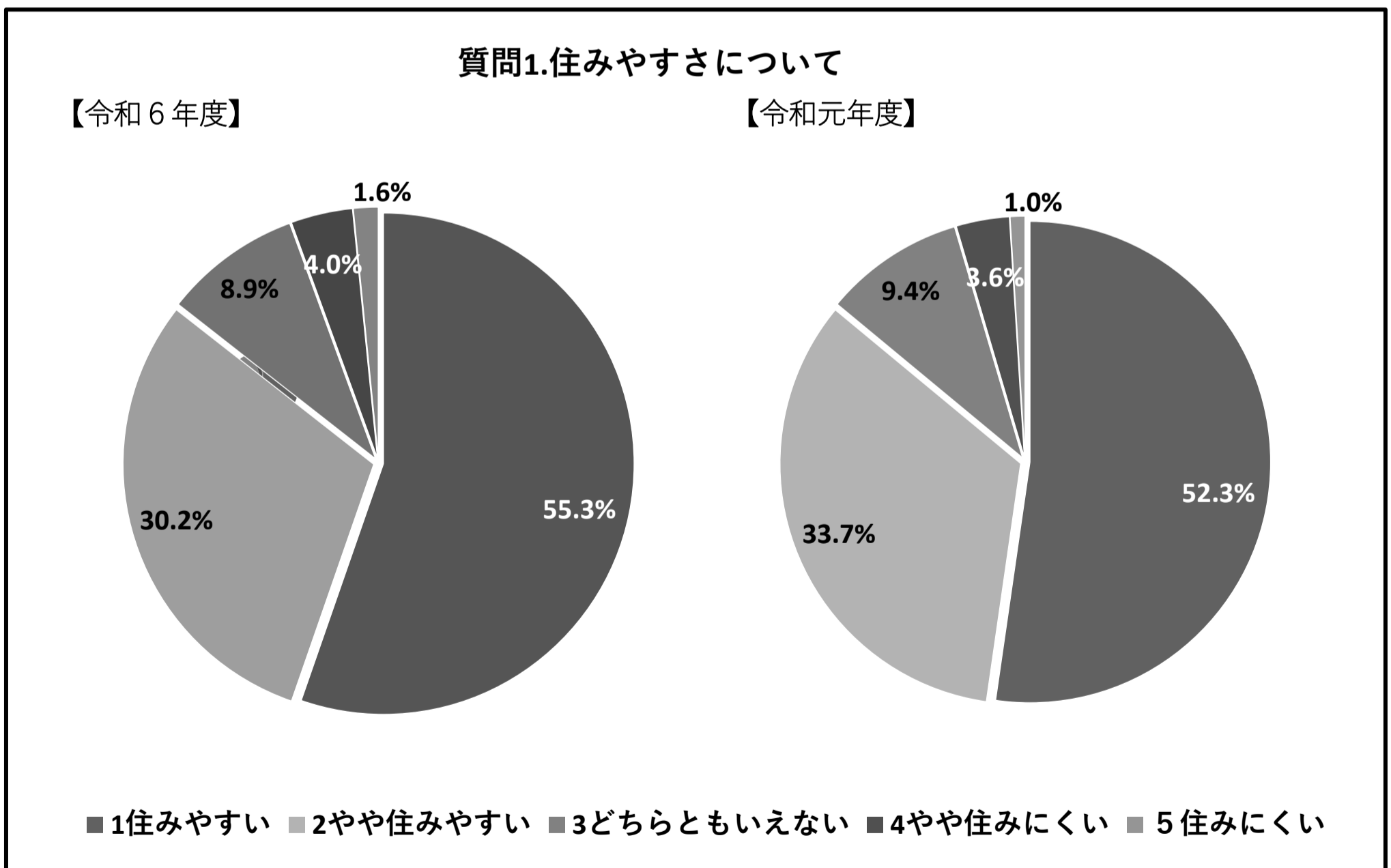
●調査概要●

調査期間	令和6年12月1日～12月20日
調査対象	米子市内居住の18歳以上の方から無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収及び電子申請による回答
配布数	3,000人
回収数(回収率)	1,076人(35.9%)

【身近な環境の様子について】

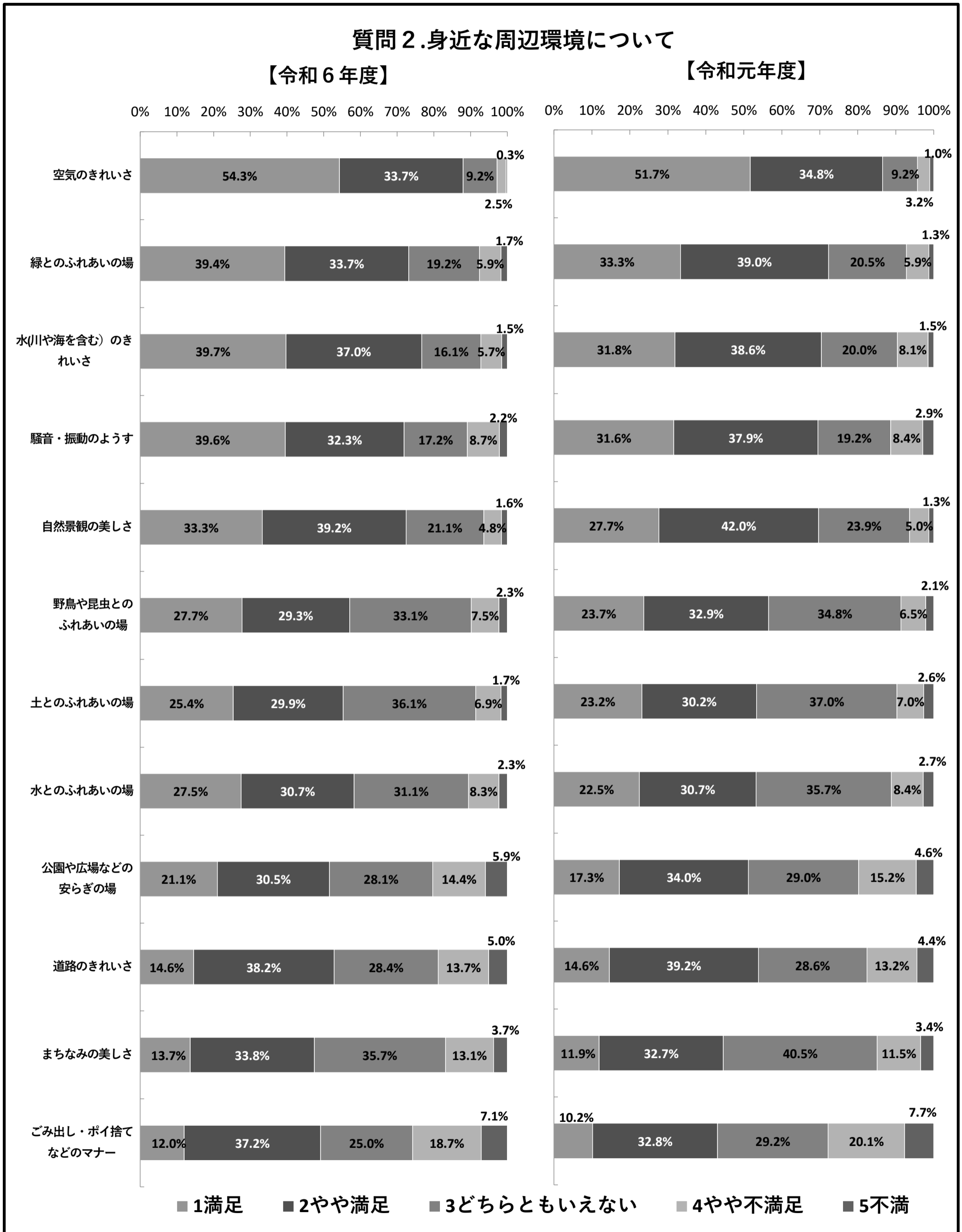
質問1. 住みやすさについて(有効回答数: 1,005人)

数値の増減はあるものの、全体の傾向として令和元年度と同様の傾向でした。「住みやすい」または「やや住みやすい」の割合は合わせて85.5%で、多数が住みやすいと感じていると傾向は維持しています。



質問2. 身近な周辺環境について(複数回答あり)(有効回答数は本調査結果の末尾に表示)

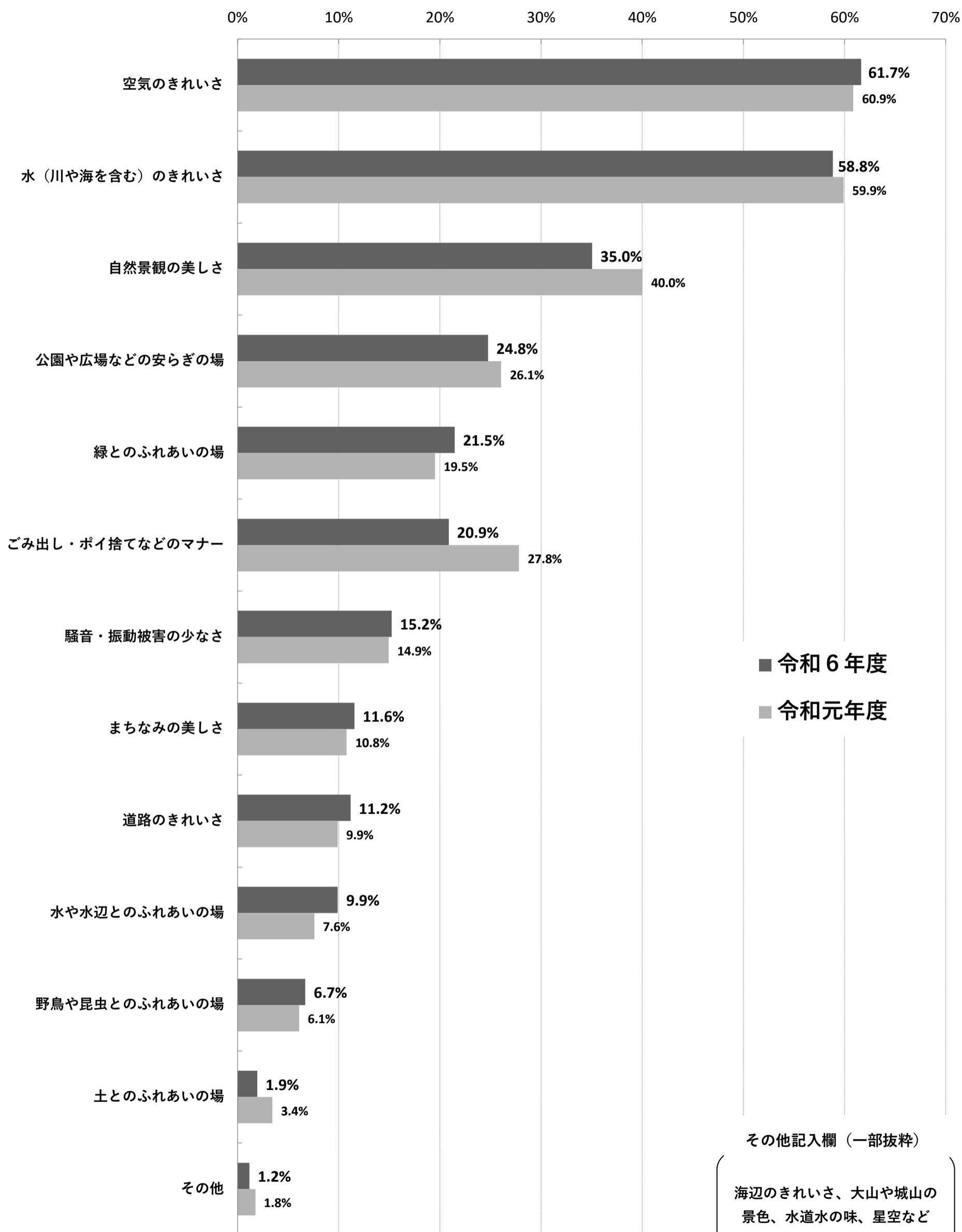
多少数値の増減はあるものの、令和元年度と同様の傾向でした。「満足」、「やや満足」の割合を合わせると多くの項目で5割を超えました。



質問3. 将来の世代に残したい環境について(複数回答あり)(有効回答数:1,030人)

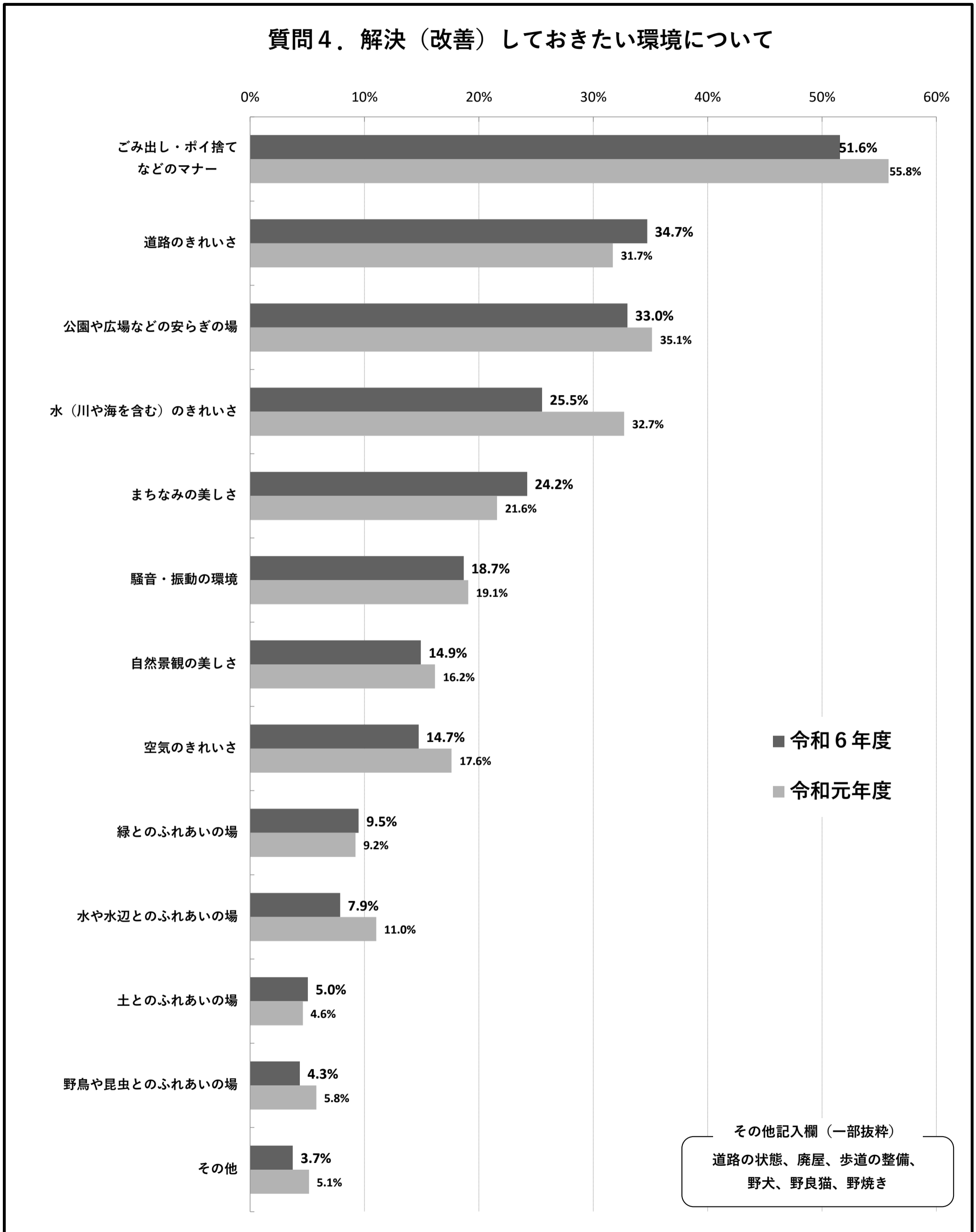
多少数値の増減はあるものの、令和元年度と同様の傾向となっており、特に「空気のきれいさ」について、将来の世代に残したいと考えていることが分かりました。

質問3. 将来の世代に残したい環境について



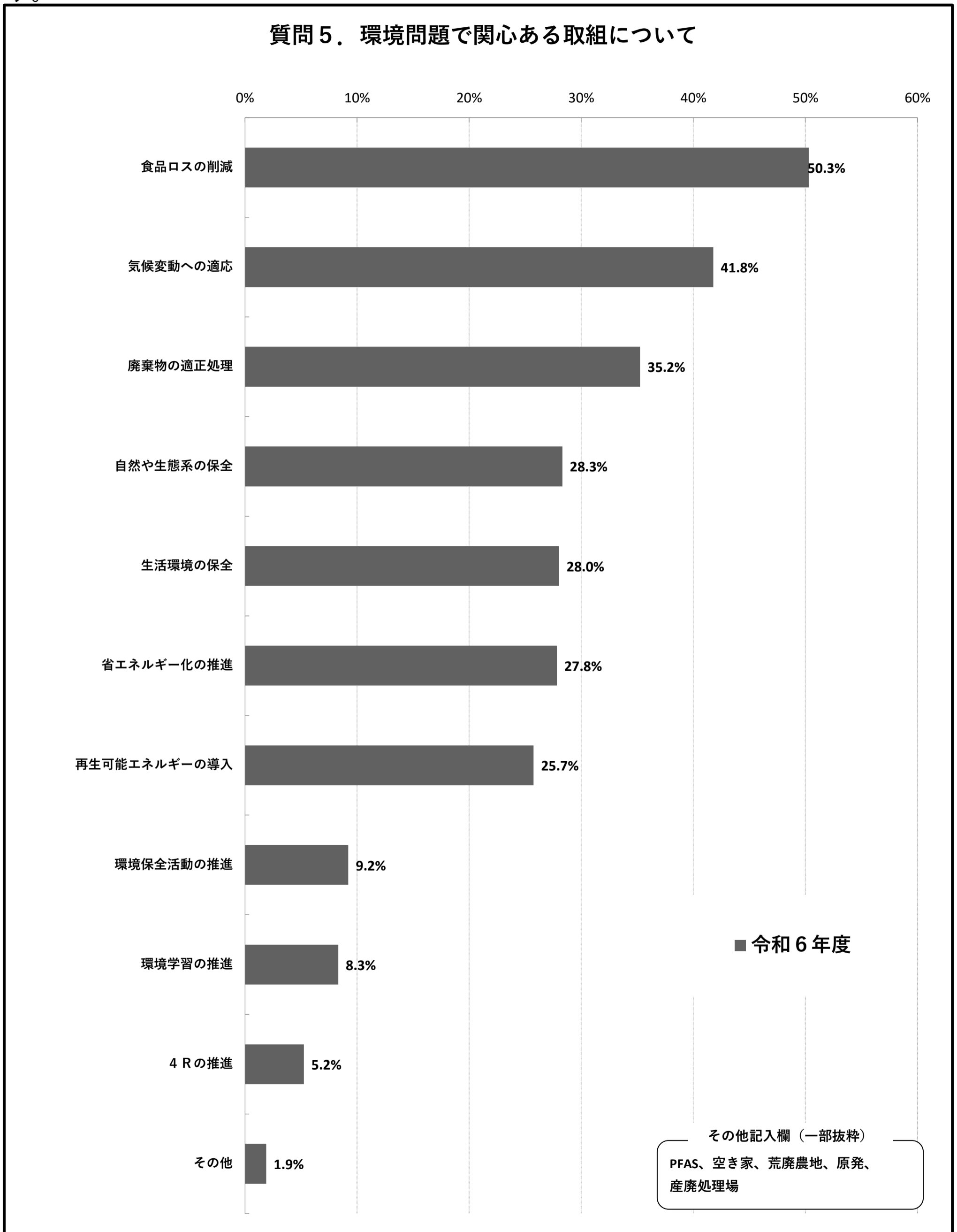
質問4. 解決(改善)しておきたい環境について(複数回答あり)(有効回答数:991人)

多少数値の増減はあるものの、令和元年度と同様の傾向でした。「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」について、5割以上が改善したいと考えています。



質問5. 環境問題で関心ある取組について(有効回答数:1,010人) ※令和6年度新規項目

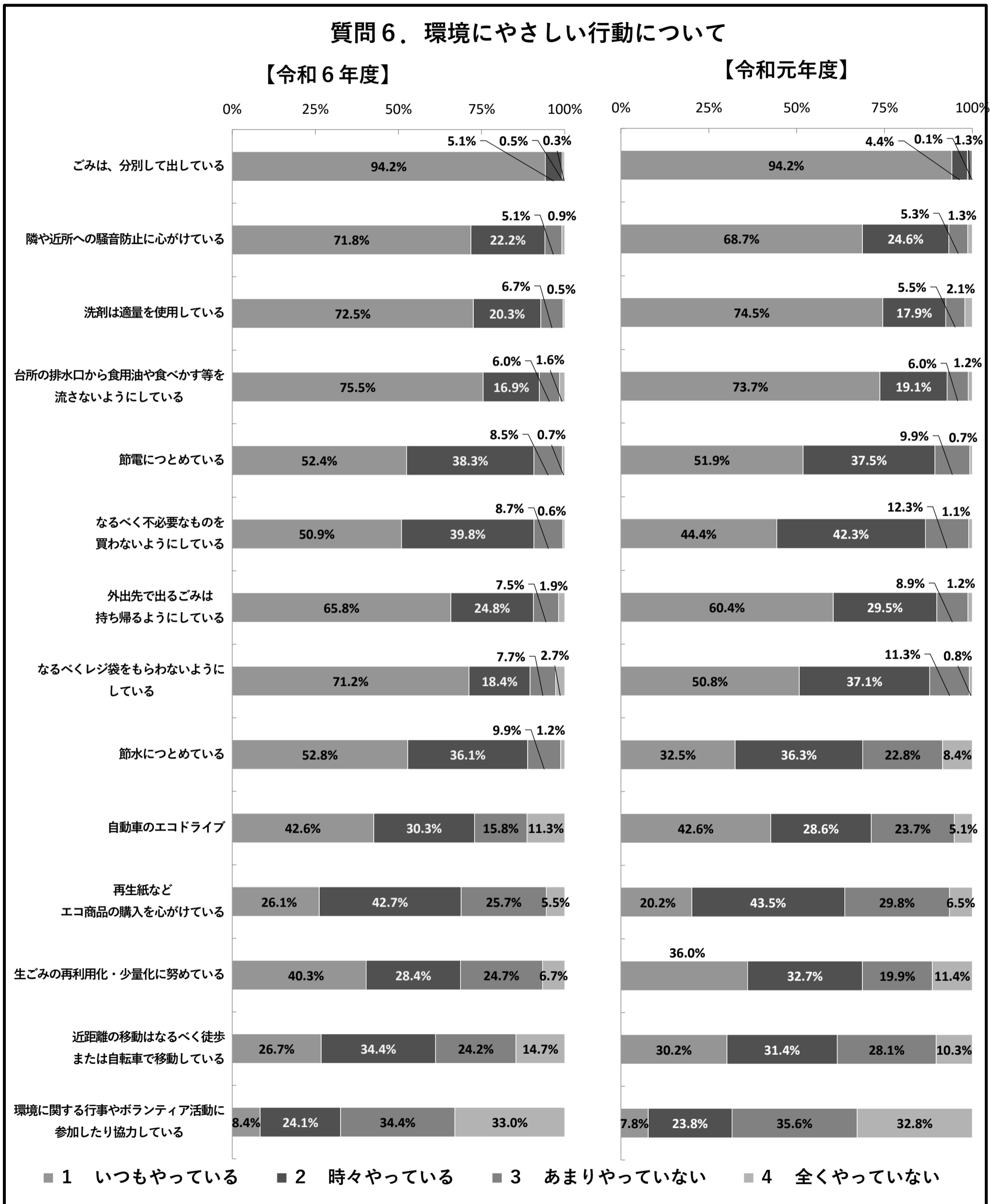
上位に食品ロスや、気候変動、廃棄物が入っていることから、ニュースや新聞等で頻繁に取り上げられる問題や近年の猛暑等の地球温暖化への危機感が、高い関心に自然と繋がったものと考えます。



【環境に対する取組について】

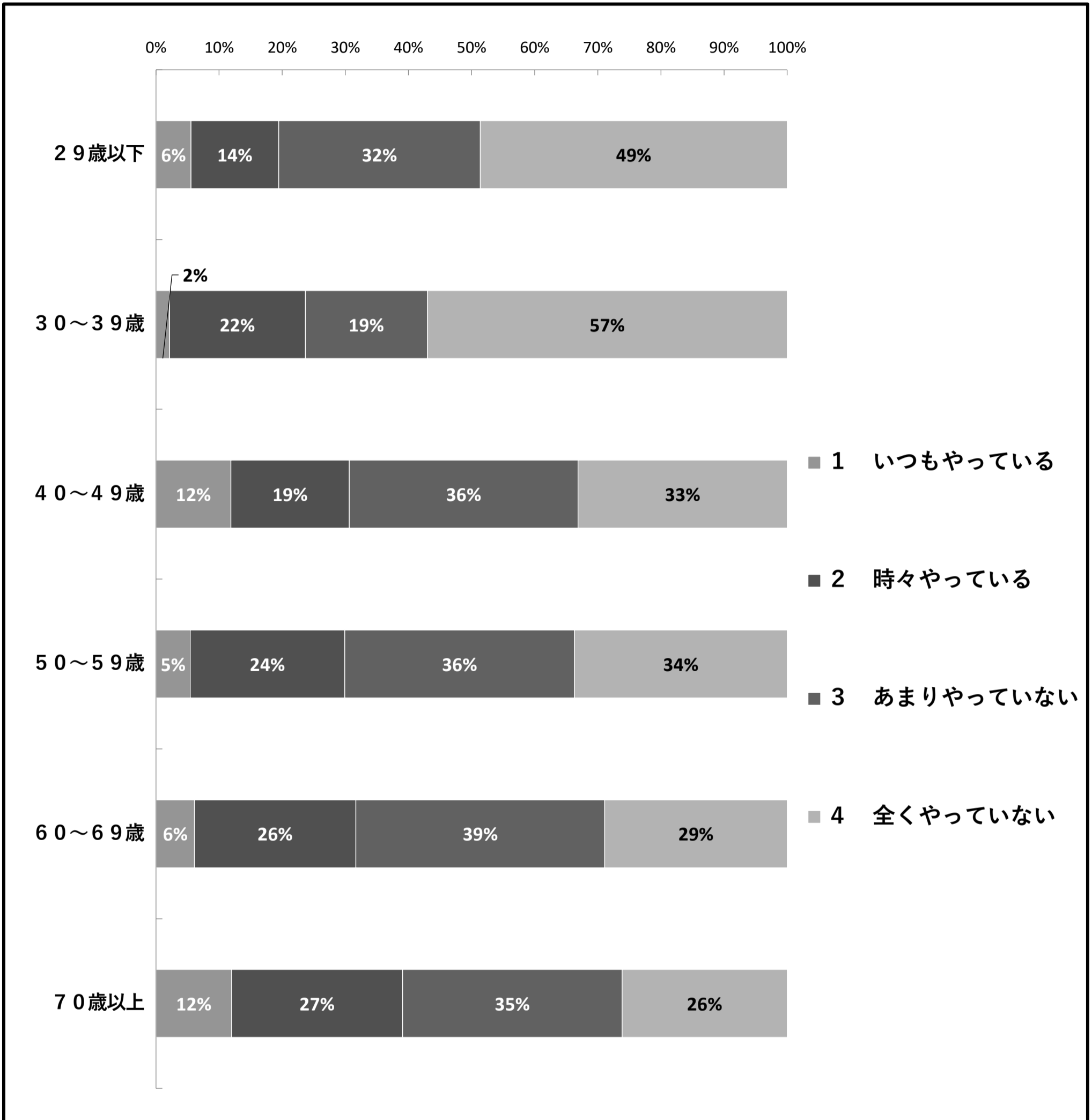
質問6. 環境にやさしい行動について(有効回答数は本調査結果の末尾に表示)

上位8項目までは「いつもやっている」、「時々やっている」を含めて90%の方が実践しています。身近な取組ほど実践しやすいことが見受けられます。



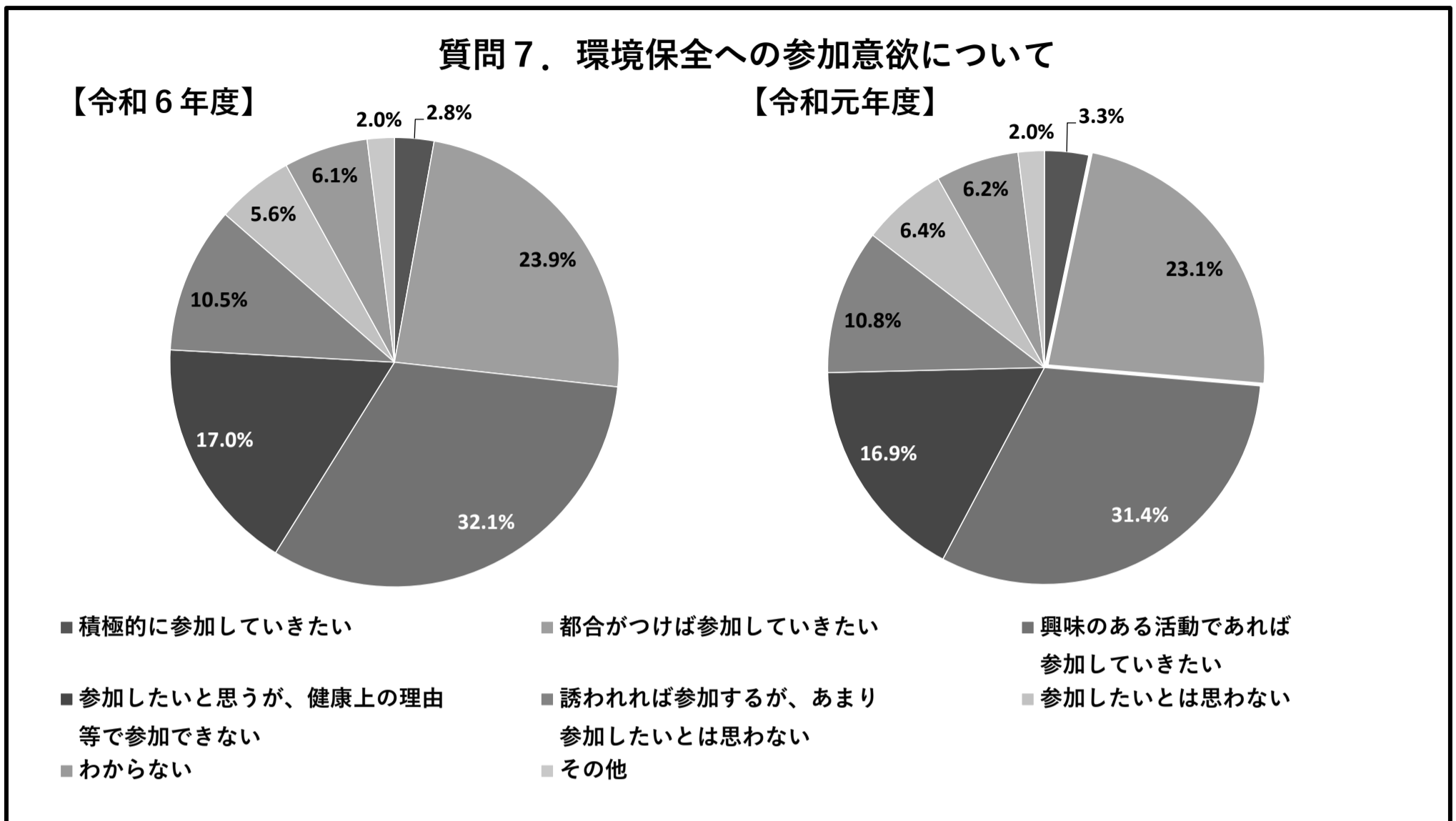
質問6のうち最も実施率が低かった「環境に関する活動」について、年齢ごとに実施率を分析すると、年齢が上がるほど実施率が高くなることがわかります。

質問6の項目「年齢別の環境に関する行事やボランティア活動に参加したり協力している」における年齢別の割合

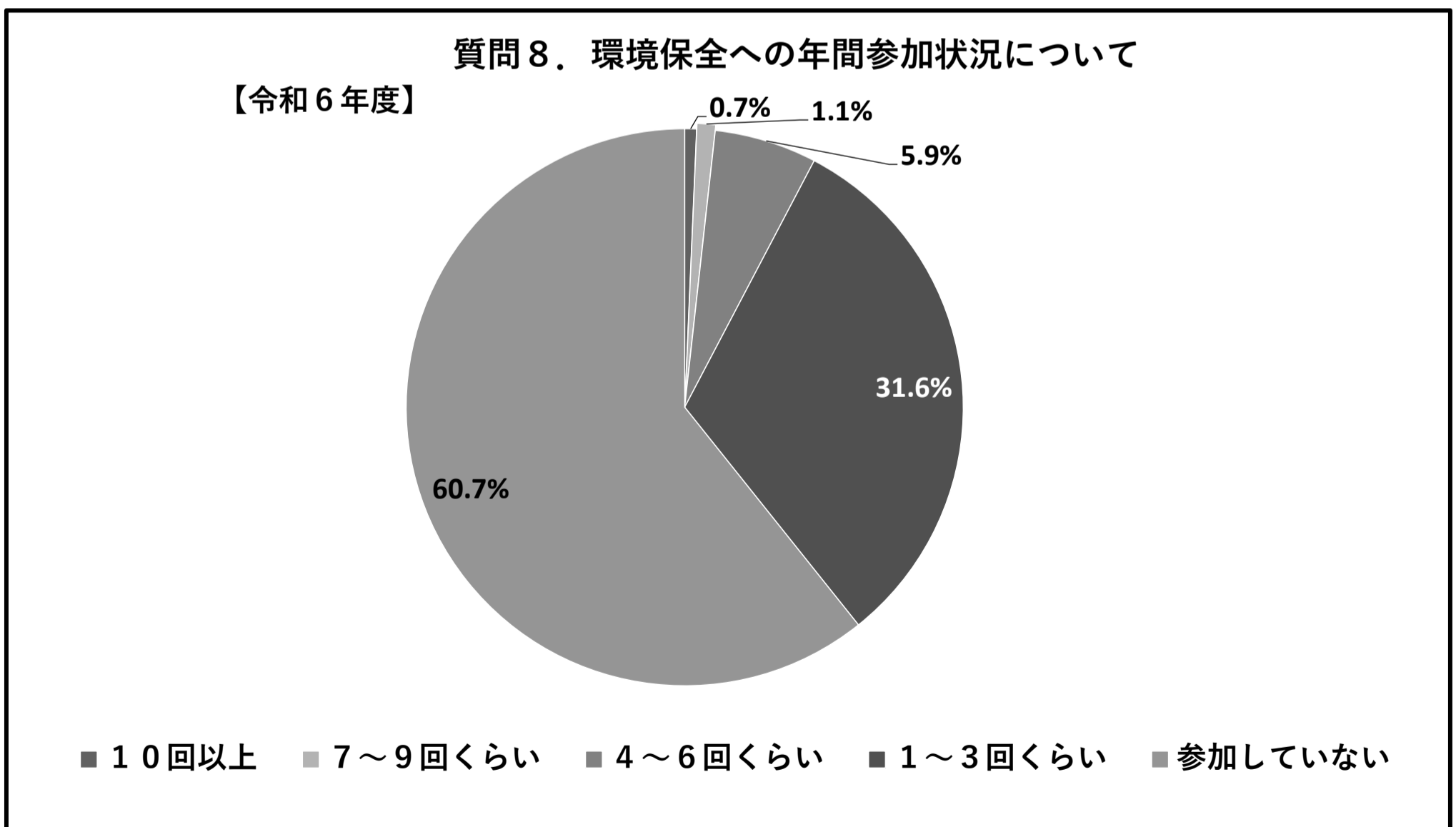


質問7. 環境保全への参加意欲について(有効回答数: 1, 024人)

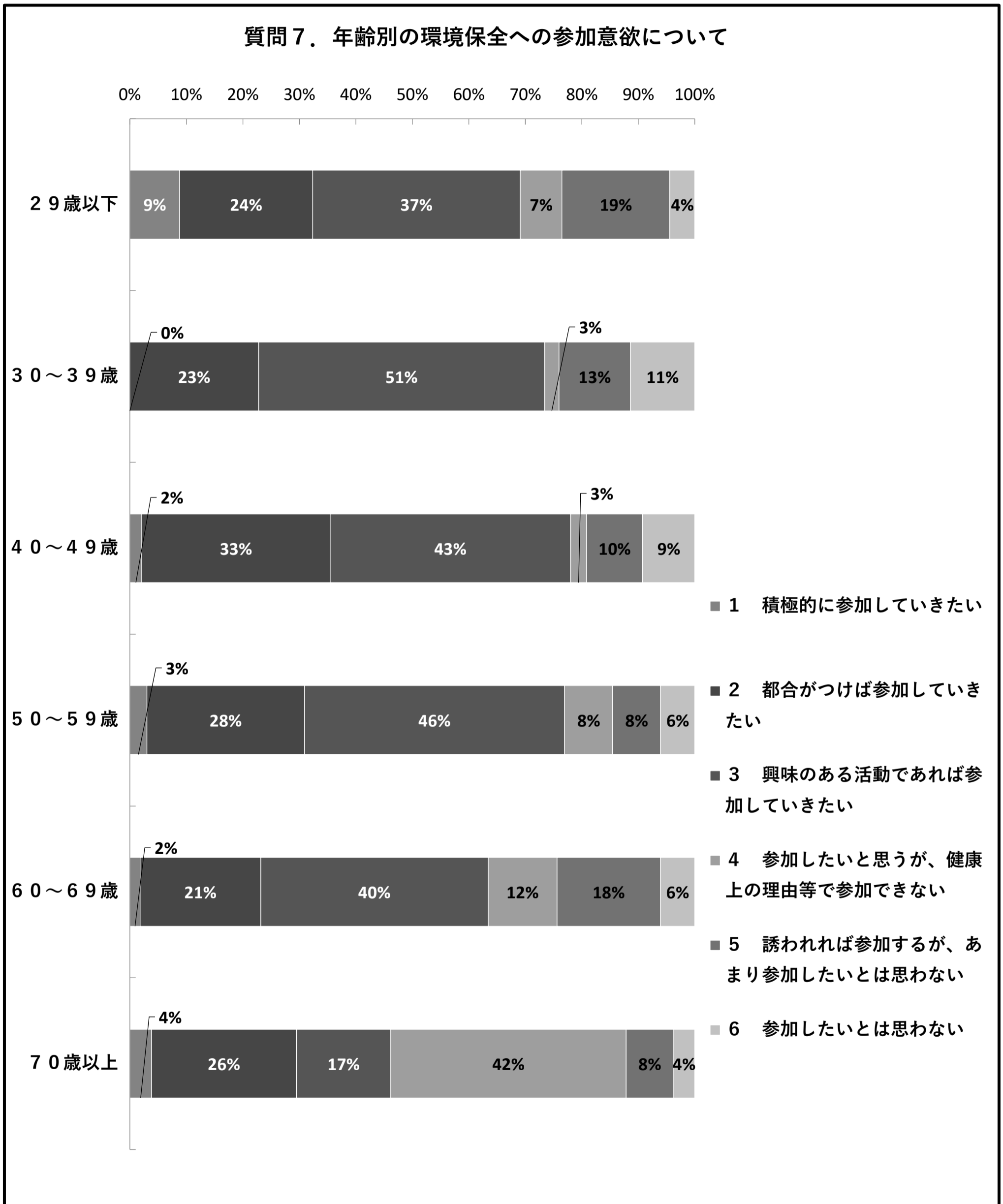
多少数値の増減はあるものの、令和元年度と同様の傾向となっており、5割以上が参加の意欲を持っています。



質問8. 環境保全への年間参加状況について(有効回答数: 1, 026人) ※令和6年度新規項目
市民の4割の方が、年に最低1回は参加していることがわかります。

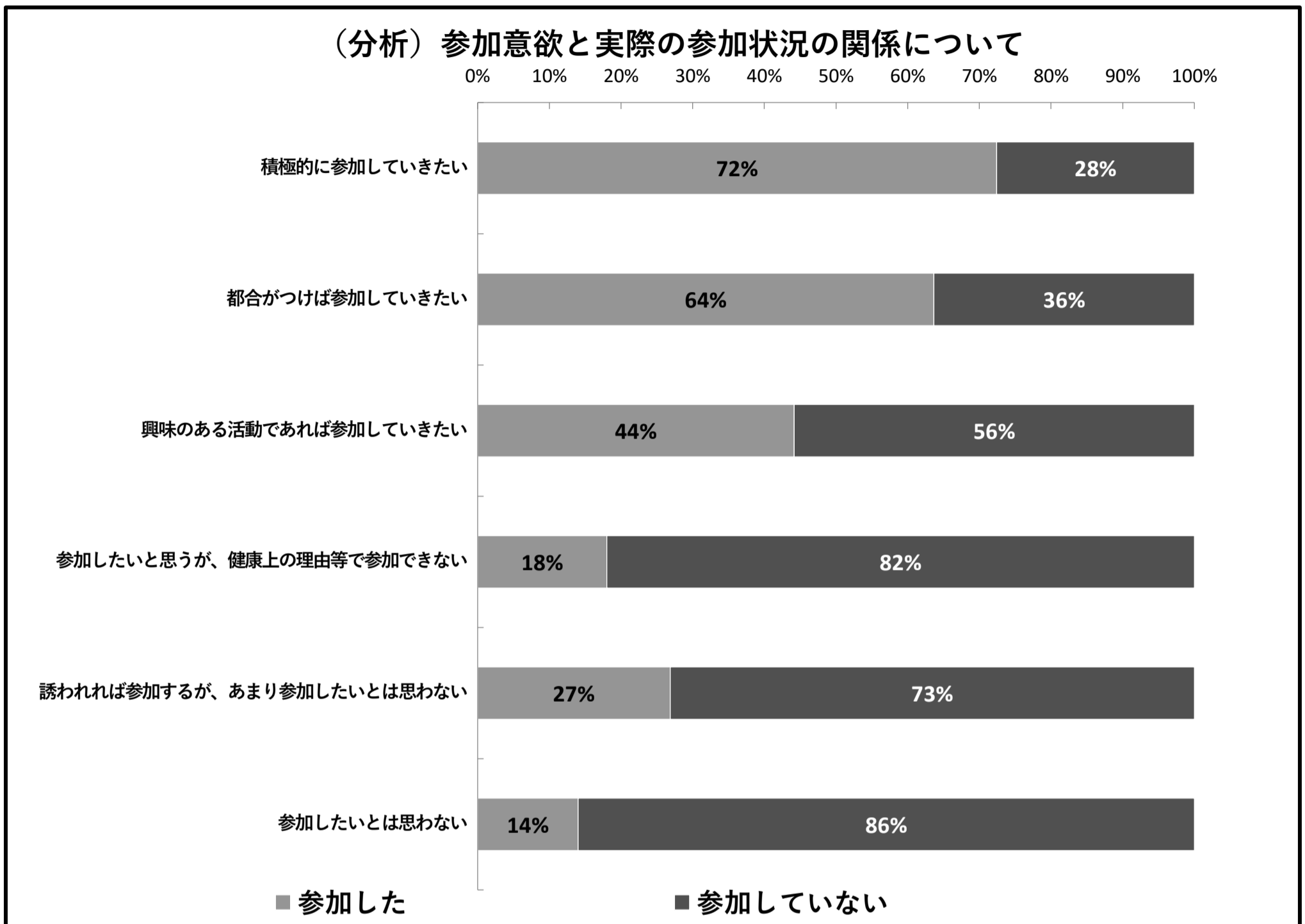


活動への参加意欲は、「興味があれば参加したい」までを含めると70歳未満で6割以上の方が参加の意欲を持っていることがわかります。



(分析)環境保全への参加意欲(質問7)と実際の参加状況(質問8)の関係について

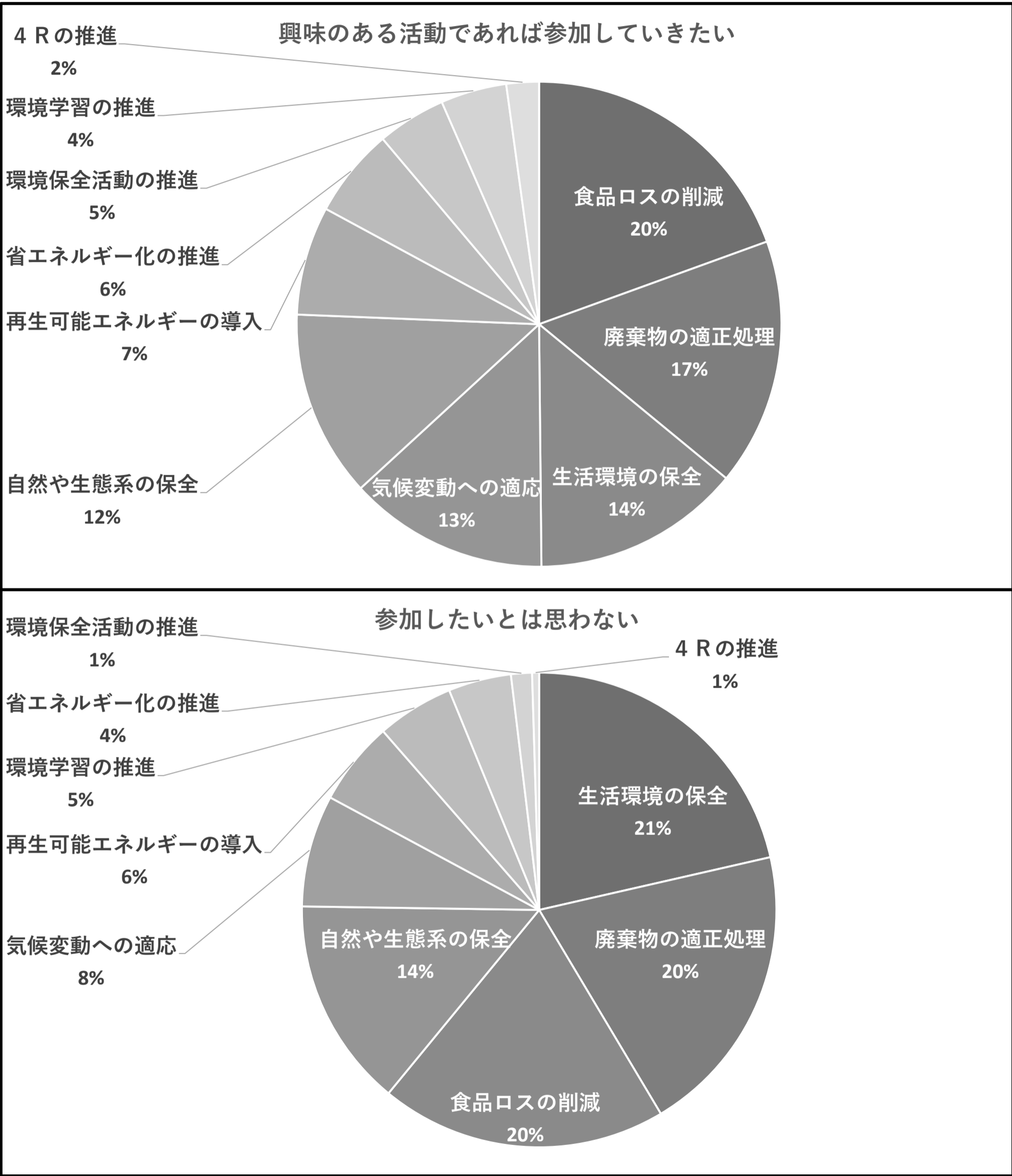
参加意欲と実際の参加率について分析すると、参加意欲が高いほど参加率も高いことがわかりました。例えば、「積極的に参加していきたい」と思っている人の72%が参加し、「参加したいとは思わない」と考えている人の86%は参加していません。また、健康上の理由などで参加できない人も一定数存在していますが、全体的に意欲と参加率の間には相関関係が見られます。



それぞれの層の特徴と考えられる施策の方向性例

参加意欲	参加	不参加	特徴・課題	施策の方向性
積極的に参加していきたい	72%	28%	参加の意思もあり、参加率も高い層。	積極的な参加者として、参加の感想などの発信を行う側に回ってもらう。
都合がつけば参加していきたい	64%	36%	時間的な制約や他の予定との兼ね合いで参加が難しい層。	身近で取り組める環境保全活動を発信する。
興味のある活動であれば参加していきたい	44%	56%	興味関心を引けば、参加につながる可能性がある層。	実際の活動内容や活動の意義を発信する。
参加したいと思うが、健康上の理由等で参加できない	18%	82%	健康や体力的な問題により、参加のハードルが高い層。	体に負担をかけずに環境に貢献できる取組を発信する。
誘われれば参加するが、あまり参加したいとは思わない	27%	73%	他者からの誘いには応じる可能性がある層。	意欲ある参加者に身近な人への声掛けを促す発信する。
参加したいとは思わない	14%	86%	環境保全活動への関心が薄い層。	環境問題の重要性について啓発活動を行う。

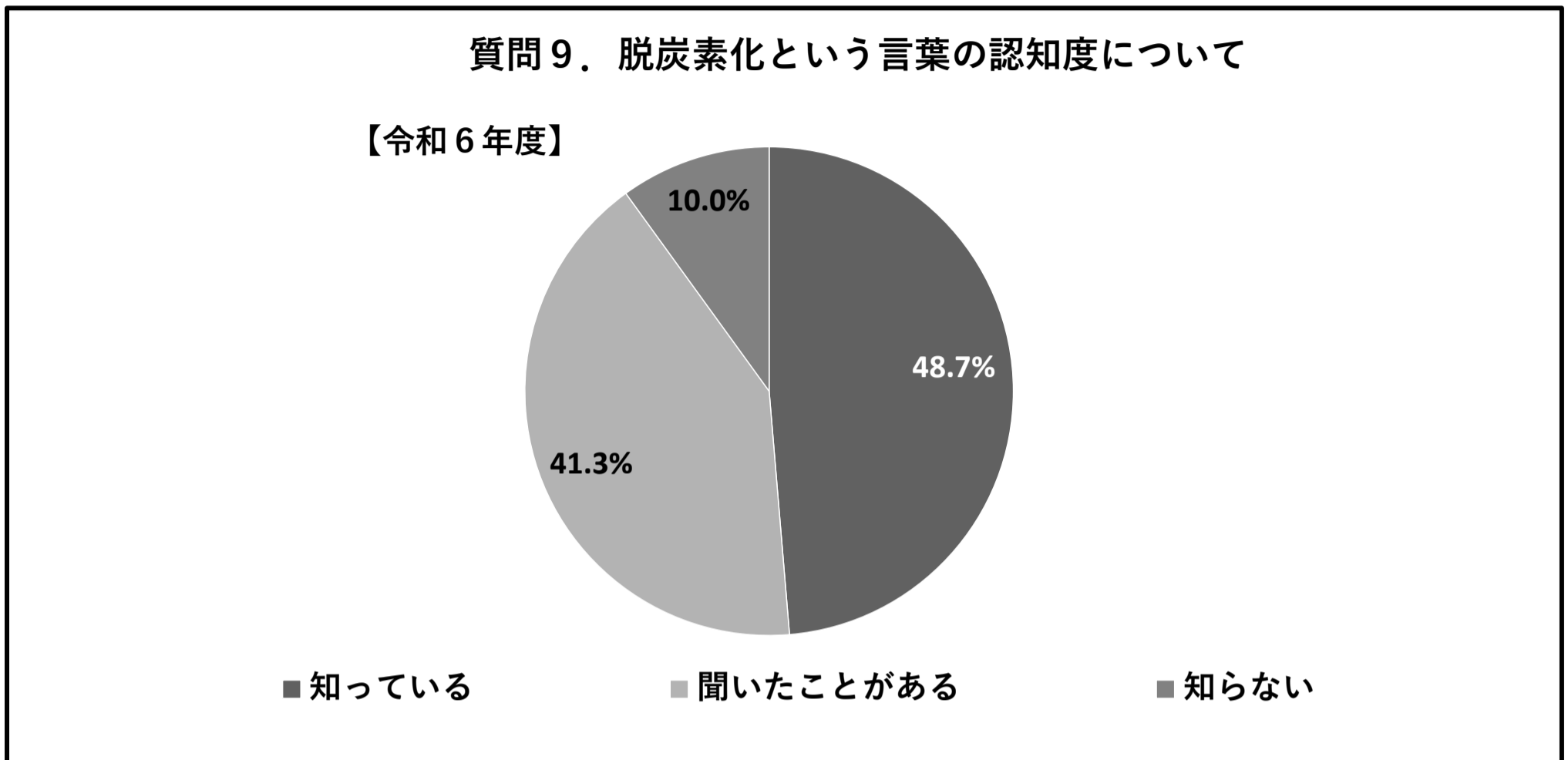
さらに、質問7で「興味のある活動であれば参加したい」「参加したいと思わない」と答えた方が、質問5で関心ある取組と答えたものを整理すると、特に食品ロスの削減、廃棄物の適正処理、生活環境の保全等、項目の中でも特に日々の生活で身近に感じられるものへの関心が高いことがわかりました。



【地球温暖化問題について】

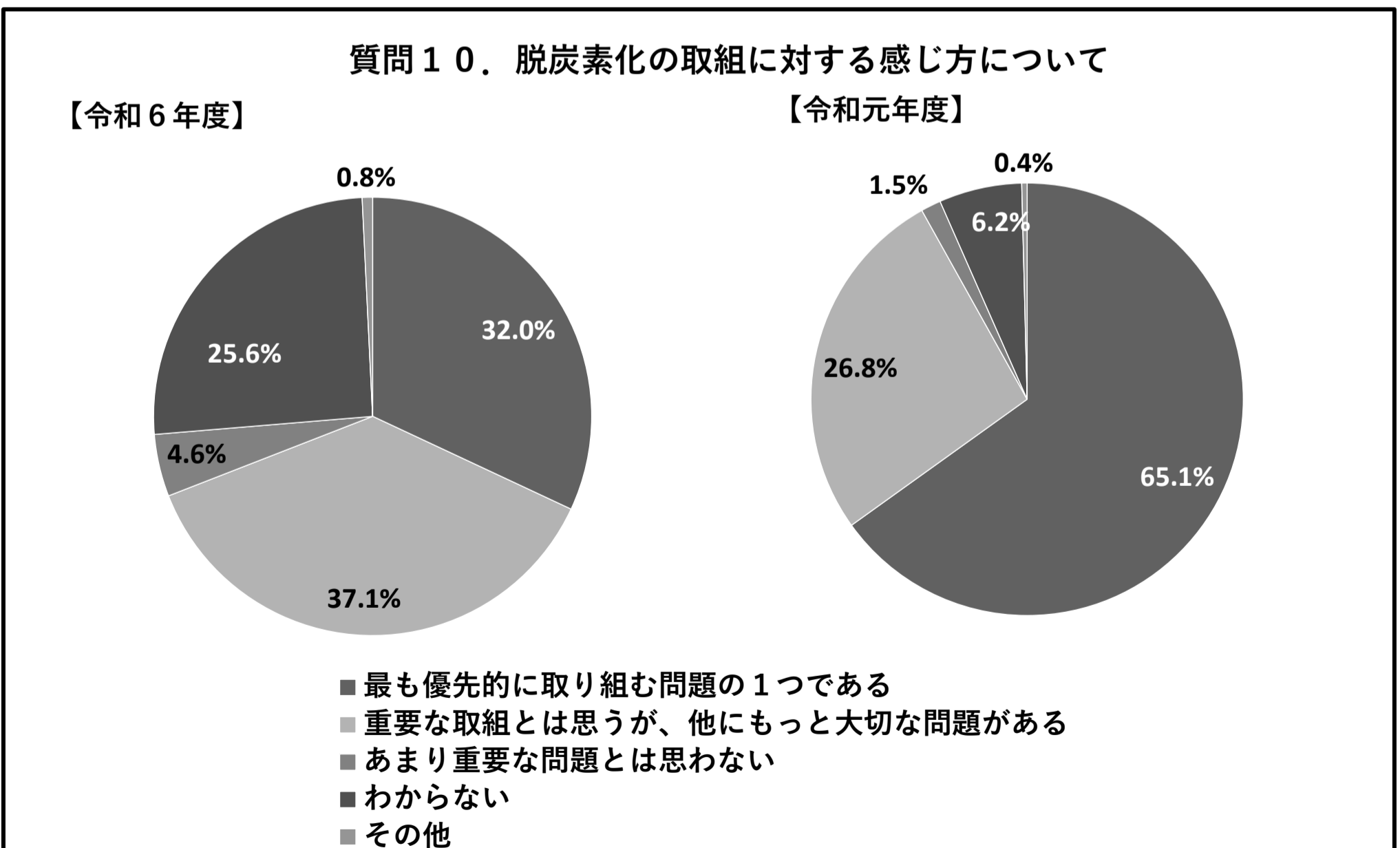
質問9. 脱炭素化という言葉の認知度について(有効回答数:1,052人)

9割の方が「脱炭素化」という言葉を認知していることがわかりました。



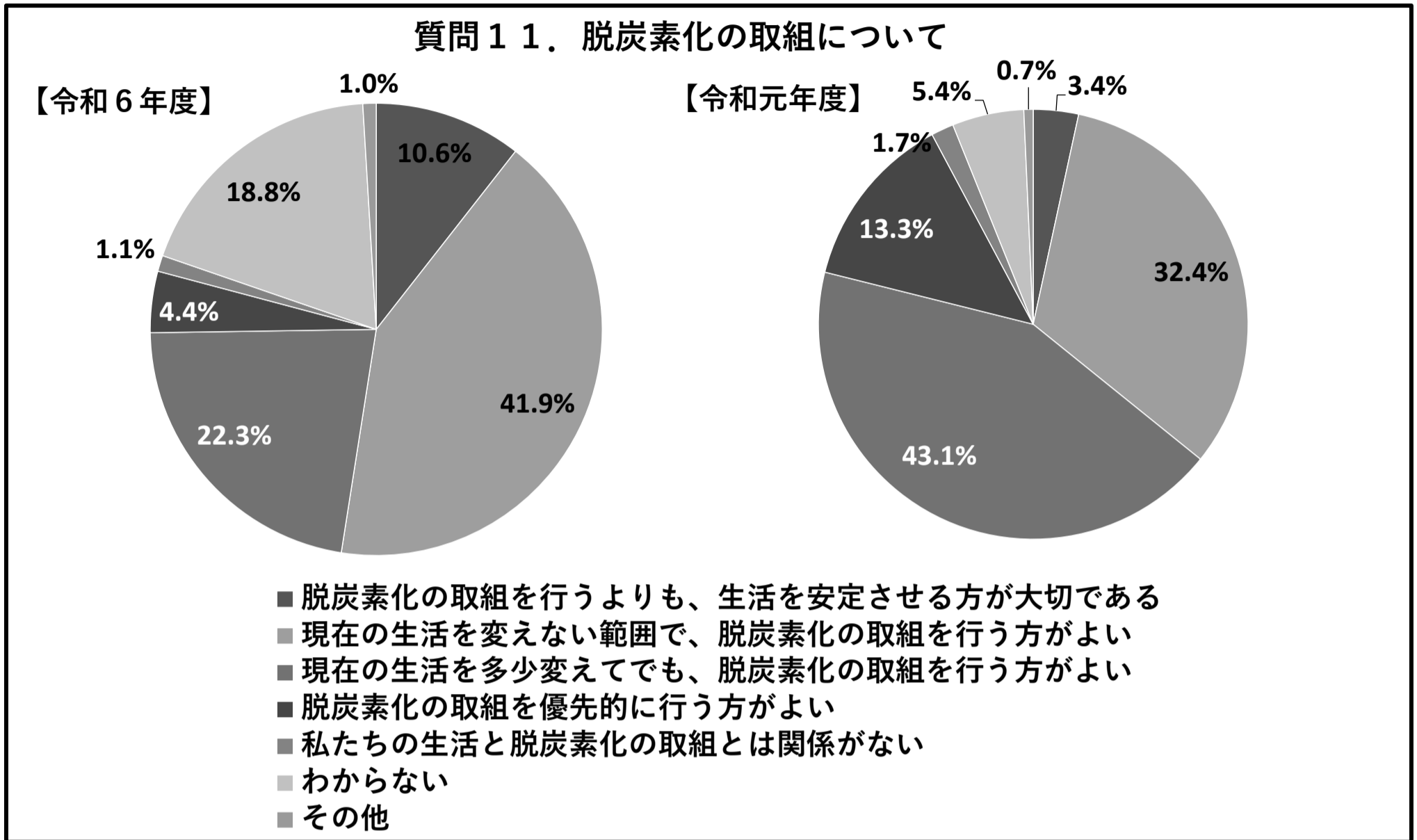
質問10. 脱炭素化の取組に対する感じ方について(有効回答数:1,045人)

令和元年度は「地球温暖化対策」としてアンケートしました。令和元年時点と比較して最も優先的に取り組む問題の1つの回答が33ポイント減り、わからないという回答が19ポイント増えました。この5年間にコロナ禍、経済状況の変化、世界情勢の不安定化などが生じ、脱炭素に対する捉え方が大きく変化したことがうかがえます。

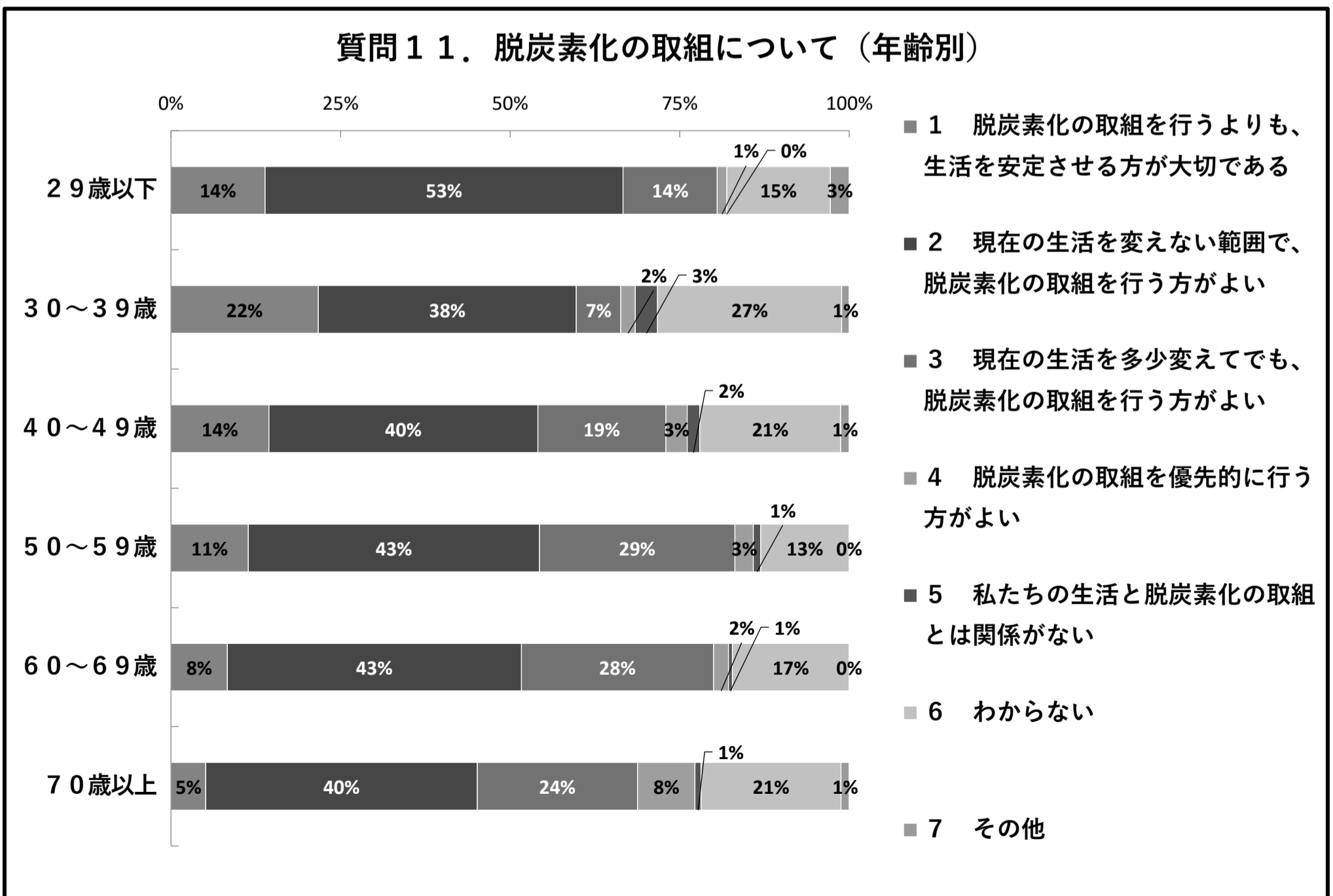
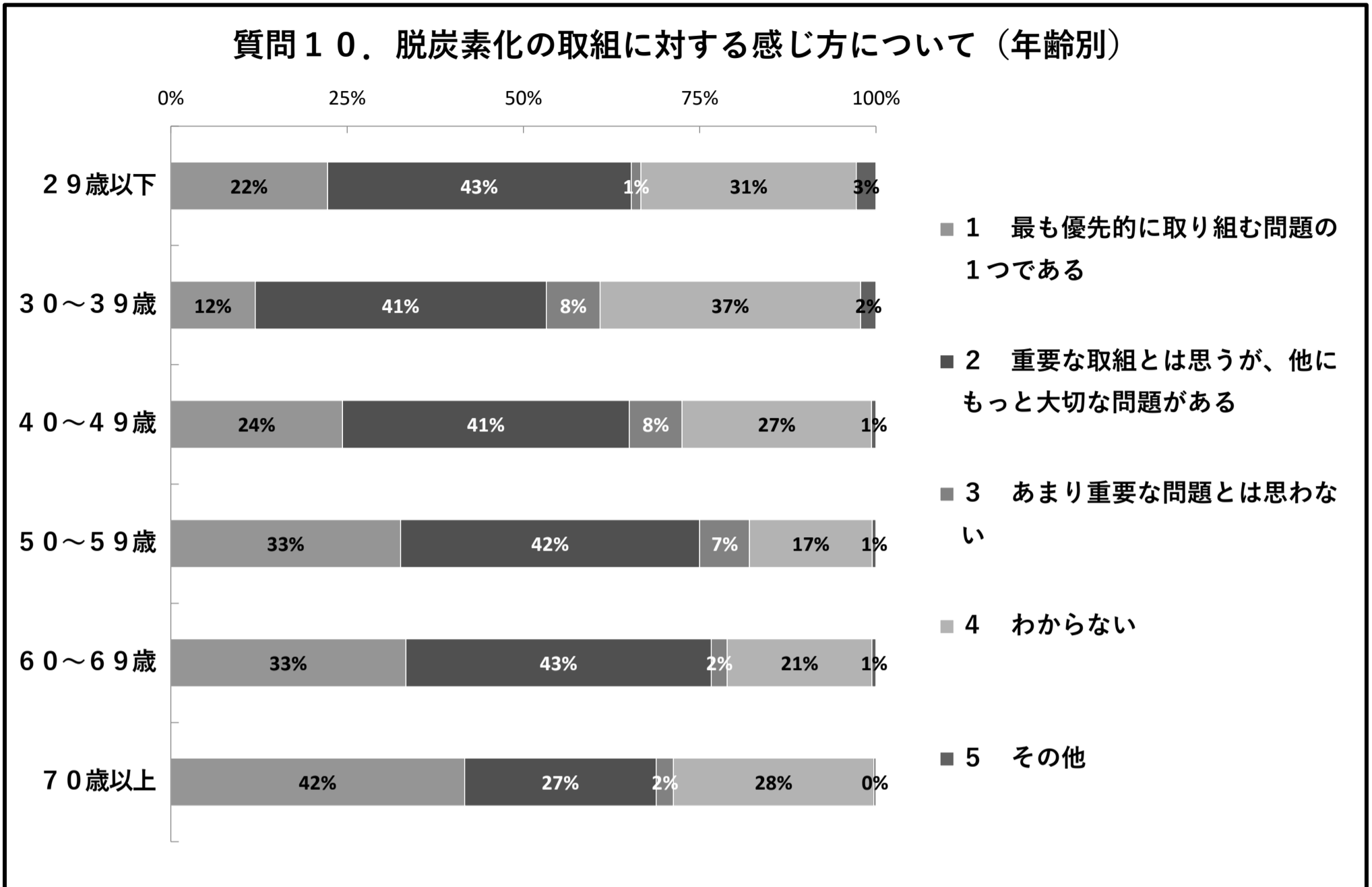


質問11. 脱炭素化の取組について(有効回答数: 1, 050人)

「脱炭素化よりも生活の安定の方が大切」と答えた方は令和元年度と比較して7ポイント増加しました。また、「生活を変えない範囲での脱炭素化」は10ポイント増加、「生活を変えてでも脱炭素化をするべき」は21ポイント減、「脱炭素化を優先すべき」は9ポイント減と変化しています。質問10と同様に、この5年間で考えの変化が生じたことがうかがえます。

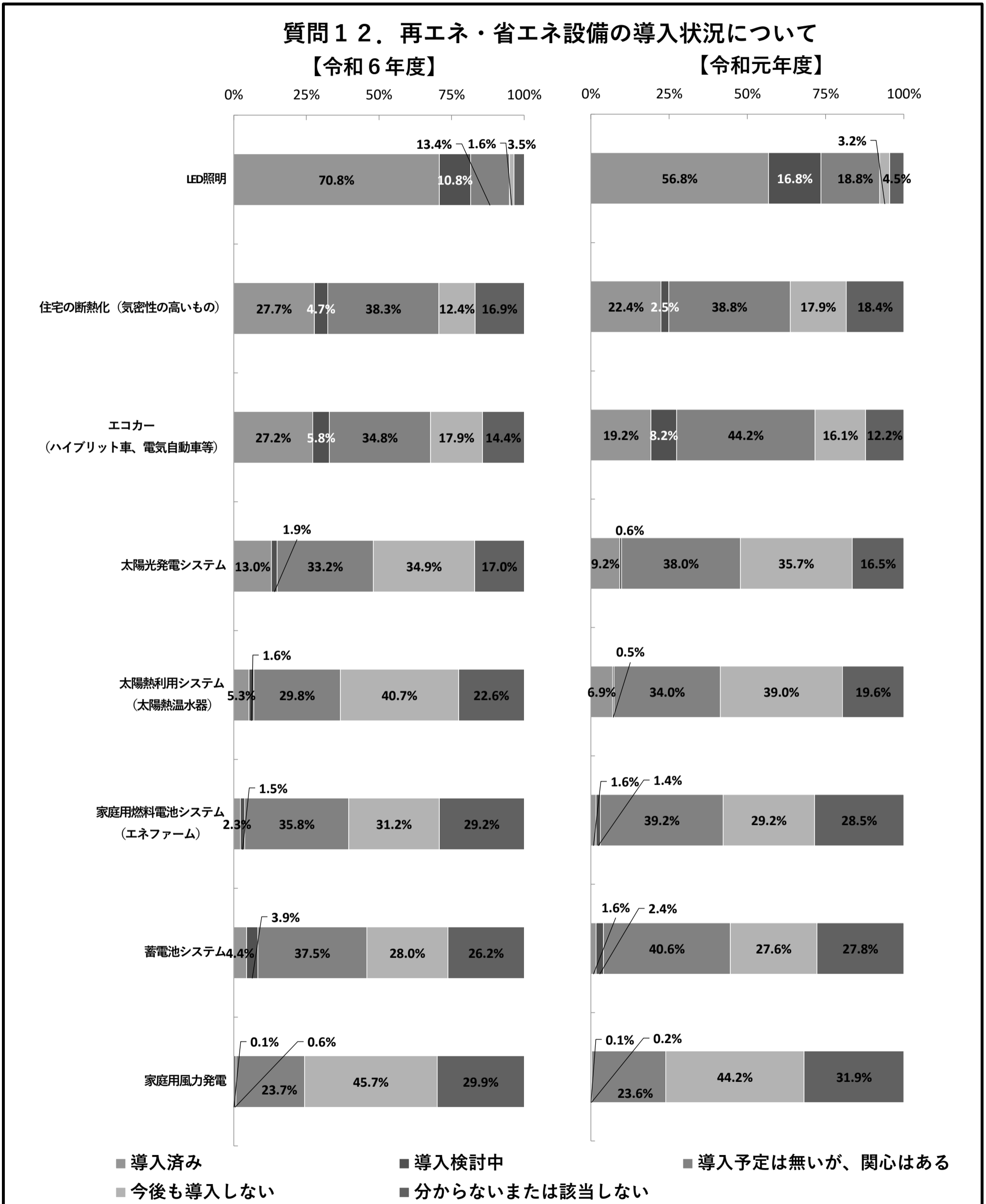


質問10、11について年齢別に回答を分析すると、高齢層ほど脱炭素化に関心が向いていることがわかります。また、若年層で「わからない」を選ぶ割合が多いことが確認できます。

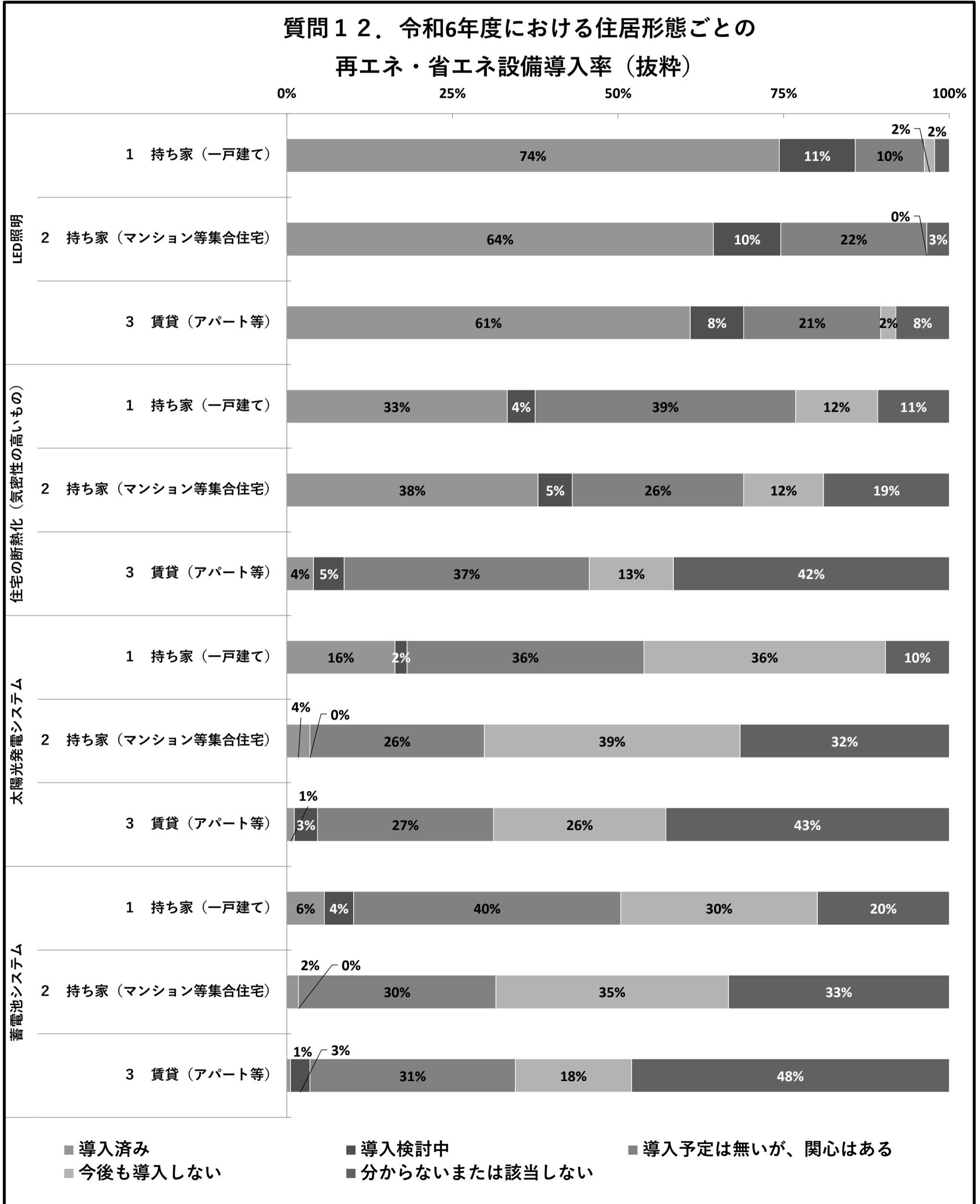


質問12. 再エネ・省エネ設備の導入状況について(有効回答数は本調査結果の文末に表示)

LED、断熱住宅、エコカー、太陽光発電などはこの5年で普及が進んだ様子が見受けられます。その他の設備については、前回調査時から大きな変化はなく、同様の傾向を示しています。



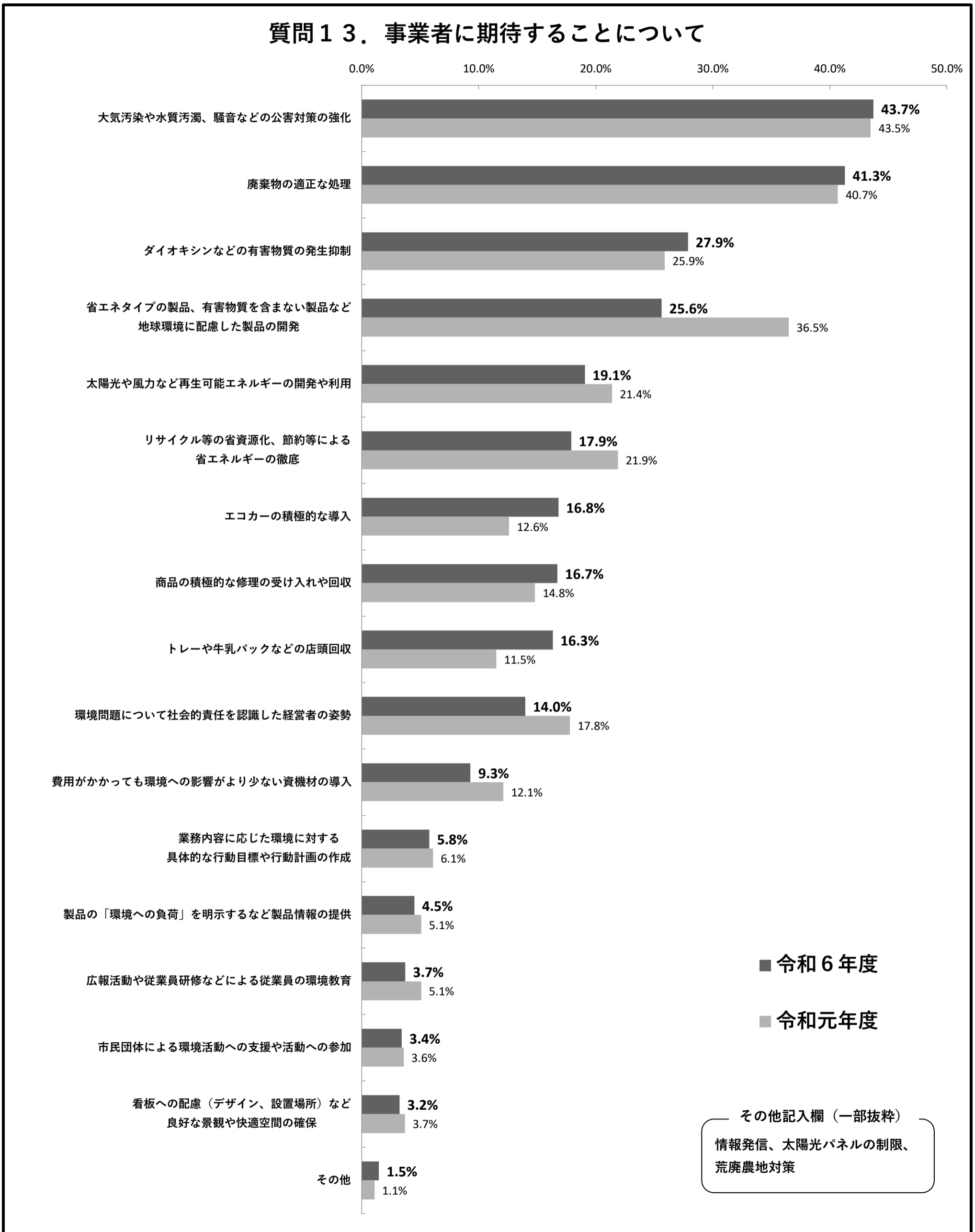
主だった再エネ・省エネ設備について、住居形態ごとに導入状況を整理しました。LED照明については住居形態によらず導入が進んでいることがわかります。断熱化導入については、持ち家が進んでいることがわかります。太陽光発電システム、蓄電池の導入はほぼ一戸建てで占められています。住宅向けの太陽光発電システムについては、鳥取県が進める鳥取スタイルPPAなどの事業を周知することが導入率の増加に対して有効な可能性があります。



【事業者や行政に期待することについて】

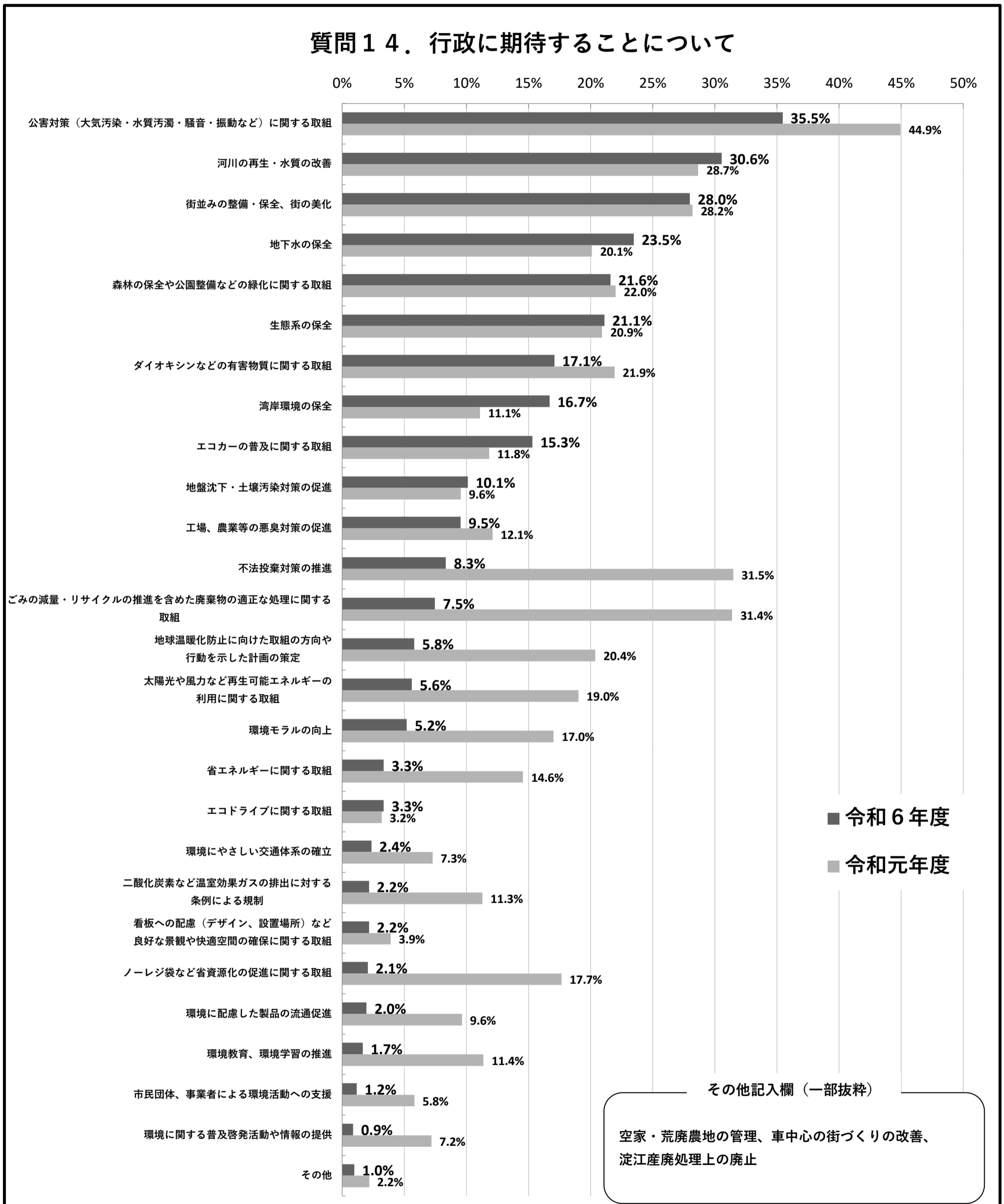
質問13. 事業者に期待することについて(有効回答数: 1, 022人)

事業者に対して公害対策や廃棄物の適正処理に関する取組を求める声が多く上がっています。一方で、前回アンケート時より「省エネタイプの製品、有害物質を含まない製品など地球環境に配慮した製品の開発」を期待すると答えた方の割合は減っています。



質問14. 行政に期待することについて(有効回答数:1,018人)

令和6年度には、令和元年度に比べて環境保護全般に期待する回答が多いことがわかりました。自然環境保全への期待が高まり、包括的なアプローチを求めていることがうかがえます。



【質問2, 6, 12の有効回答数】

質問2

質問項目	有効回答数
空気のきれいさ	1,072
水(川や海を含む)のきれいさ	1,068
騒音・振動のようす	1,067
緑とのふれあいの場	1,065
野鳥や昆虫とのふれあいの場	1,060
水とのふれあいの場	1,057
土とのふれあいの場	1,056
公園や広場などの安らぎの場	1,059
まちなみの美しさ	1,069
自然景観の美しさ	1,064
道路のきれいさ	1,070
ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー	1,074

質問6

質問項目	有効回答数
ごみは、分別して出している	1,067
台所の排水口から食用油や食べかす等を流さないようにしている	1,060
洗剤は適量を使用している	1,056
隣や近所への騒音防止に心がけている	1,052
外出先で出るごみは持ち帰るようにしている	1,063
節電につとめている	1,070
節水につとめている	1,070
なるべく不必要なものを買わないようにしている	1,068
生ごみの再利用化・少量化に努めている	1,058
なるべくレジ袋をもらわないようにしている	1,066
近距離の移動は、なるべく徒歩または自転車で移動している	1,051
再生紙などエコ商品の購入を心がけている	1,052
環境に関する行事やボランティア活動に参加したり協力している	1,056
自動車のエコドライブ	987

質問12

質問項目	有効回答数
LED照明	1,003
住宅の断熱化(気密性の高いもの)	988
エコカー(ハイブリット車、電気自動車等)□	989
太陽光発電システム	992
太陽熱利用システム□(太陽熱温水器)□	983
家庭用燃料電池システム□(エネファーム)□	972
蓄電池システム	976
家庭用風力発電	985

米子市の環境に関する市民アンケート調査結果（年齢別）

【年代別回答数】

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：人）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	計
人 数	75	97	167	193	188	356	1076
	75	104	167	194	217	373	1130

【質問1. 住みやすさについて】

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
住みやすい	54.5	51.4	51.8	55.6	48.9	61.6	55.3
	32.3	37.2	44.4	59.1	52.8	61.7	52.3
やや住みやすい	32.2	35.0	34.0	31.7	33.0	24.4	30.2
	52.3	41.5	39.4	29.3	32.6	27.5	33.7
どちらとも いえない	7.4	9.0	10.2	5.9	12.3	8.3	8.9
	12.3	11.7	11.3	6.1	9.8	8.4	9.4
やや住みにくい	4.3	1.2	0.7	5.1	4.7	5.3	4.0
	3.1	7.4	4.4	3.3	3.6	2.1	3.6
住みにくい	1.5	3.4	3.2	1.8	1.2	0.4	1.6
	0.0	2.1	0.6	2.2	1.0	0.3	1.0

【質問2. 身近な環境について】

＜「満足」と「やや満足」の合計の割合・順位＞

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	全体
空気のきれいさ	82.5	79.0	84.8	87.9	89.1	92.5	88.0
	78.6	69.9	84.4	87.2	89.7	91.7	86.6
緑とのふれあいの場	82.3	75.9	70.7	70.8	71.6	73.7	73.1
	73.4	72.8	68.8	72.2	72.3	73.7	72.3
水（川や海を含む） のきれいさ	75.3	73.5	75.9	79.1	77.3	76.6	76.7
	65.3	58.2	71.8	71.5	73.0	71.5	70.4
自然景観の美しさ	77.9	77.5	72.6	74.3	69.7	70.2	72.5
	80.9	70.6	68.1	72.0	67.6	68.8	69.7
騒音・振動のようす	72.3	67.0	72.0	70.5	70.0	74.9	71.9
	70.7	66.0	68.0	67.3	72.6	69.9	69.5
野鳥や昆虫との ふれあいの場	59.2	63.6	56.4	58.2	56.9	54.6	57.1
	56.0	58.3	53.9	63.6	57.9	53.9	56.6
道路のきれいさ	50.8	47.2	49.6	47.9	52.9	58.9	52.8
	58.1	51.4	51.8	55.5	50.0	56.5	53.8

土との ふれあいの場の多さ	61.9	53.0	54.6	51.5	53.7	57.8	55.3
	52.7	41.8	47.0	56.0	55.4	57.3	53.4
水とのふれあいの場	70.2	59.6	61.6	58.6	55.1	55.2	58.3
	58.1	44.6	49.7	56.5	53.7	55.1	53.2
公園や広場等の 安らぎの場	65.0	52.4	54.5	50.5	45.4	50.9	51.6
	56.8	52.4	49.1	51.9	46.1	53.8	51.3
まちなみの美しさ	56.4	47.2	49.2	45.6	40.9	49.2	47.4
	56.8	52.4	49.1	51.9	46.1	53.8	51.3
ごみ出し・ポイ捨て 等のマナー	51.7	50.8	46.7	48.0	49.0	50.0	49.2
	45.9	46.6	41.3	42.8	40.5	43.6	43.0

<各項目別の満足度の割合>

○空気のきれいさ

[上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
満足	51.5	42.9	44.2	48.4	59.0	63.4	54.3
	41.3	30.1	48.5	52.1	55.1	58.7	51.8
やや満足	31.0	36.1	40.6	39.5	30.1	29.0	33.7
	37.3	39.8	35.9	35.1	34.6	33.0	34.8
どちらとも いえない	10.8	14.8	12.2	10.6	7.2	6.4	9.2
	13.3	19.4	8.4	10.8	7.0	6.4	9.2
やや不満	5.3	6.3	2.4	1.0	3.7	1.1	2.5
	5.3	5.8	6.6	1.5	2.3	1.9	3.1
不満	1.3	0.0	0.6	0.5	0.0	0.0	0.3
	2.7	4.9	0.6	0.5	0.9	0.0	1.1

○緑とのふれあいの場

[上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
満足	48.2	43.8	38.3	39.3	39.8	36.8	39.4
	42.7	25.2	29.9	32.5	34.3	35.3	33.3
やや満足	34.1	32.1	32.3	31.5	31.8	36.9	33.7
	30.7	47.6	38.9	39.7	38.0	38.4	39.0
どちらとも いえない	12.2	17.7	18.9	23.8	19.1	19.0	19.2
	21.3	18.4	18.6	21.6	22.2	19.9	20.5
やや不満	4.1	5.3	9.1	4.8	8.2	4.4	5.9
	4.0	7.8	10.2	5.2	5.1	4.8	5.9
不満	1.4	1.1	1.3	0.6	1.2	2.9	1.7
	1.3	1.0	2.4	1.0	0.5	1.7	1.3

○水（川や海を含む）のきれいさ [上段：令和6年度、下段：令和元年度]（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
満足	36.5	29.7	38.4	43.3	44.1	39.4	39.7
	28.0	26.2	31.1	37.8	32.1	32.1	31.8
やや満足	38.8	43.8	37.5	35.8	33.2	37.2	37.0
	37.3	32.0	40.7	33.7	40.9	39.4	38.6
どちらとも いえない	16.5	15.0	20.3	13.5	17.7	14.9	16.1
	21.3	29.1	19.2	19.7	17.2	19.8	20.0
やや不満	8.1	10.4	1.9	5.8	4.4	6.4	5.7
	12.0	11.7	9.0	7.8	7.9	6.4	8.1
不満	0.1	1.1	1.9	1.6	0.6	2.1	1.5
	1.3	1.0	0.0	1.0	1.9	2.2	1.5

○騒音・振動のようす [上段：令和6年度、下段：令和元年度]（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
満足	41.9	29.8	39.1	33.6	43.2	43.3	39.6
	38.7	25.2	31.9	32.1	28.4	33.4	31.6
やや満足	30.4	37.2	32.9	36.9	26.8	31.6	32.3
	32.0	40.8	36.1	35.2	44.2	36.5	37.9
どちらとも いえない	17.8	20.1	15.5	19.1	19.8	14.8	17.2
	17.3	21.4	19.9	20.2	17.2	19.4	19.2
やや不満	8.6	10.9	11.3	8.3	7.5	7.7	8.7
	12.0	10.7	9.0	8.8	7.0	7.3	8.4
不満	1.3	2.1	1.2	2.1	2.7	2.6	2.2
	0.0	1.9	3.0	3.6	3.3	3.4	2.9

○自然景観の美しさ [上段：令和6年度、下段：令和元年度]（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
満足	37.3	30.2	33.9	36.6	34.0	30.6	33.3
	38.4	24.5	26.5	29.0	25.0	28.6	27.7
やや満足	40.5	47.3	38.7	37.7	35.7	39.6	39.2
	42.5	46.1	41.6	43.0	42.6	40.2	42.0
どちらとも いえない	17.8	16.9	21.6	19.6	24.5	21.9	21.1
	12.3	25.5	25.9	22.3	25.9	24.1	23.9
やや不満	2.9	5.4	3.9	5.5	4.0	5.5	4.8
	6.8	2.9	5.4	3.6	4.6	5.7	5.0
不満	1.4	0.1	1.9	0.6	1.7	2.4	1.6
	0.0	1.0	0.6	2.1	1.9	1.4	1.3

○野鳥や昆虫とのふれあいの場 [上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
満足	30.7	30.5	26.7	29.6	27.4	26.0	27.7
	29.3	23.3	22.8	29.7	22.4	20.7	23.7
やや満足	28.5	33.1	29.7	28.6	29.5	28.6	29.3
	26.7	35.0	31.1	33.9	35.5	33.2	32.9
どちらとも いえない	34.9	26.4	34.7	36.1	30.2	33.7	33.1
	37.3	31.1	35.9	28.6	33.6	38.3	34.8
やや不満	4.3	6.6	6.9	5.0	10.0	8.9	7.5
	4.0	9.7	7.2	6.3	6.1	5.6	6.5
不満	1.5	3.4	2.0	0.7	2.9	2.8	2.3
	2.7	1.0	3.0	1.6	2.3	2.2	2.1

○土とのふれあいの場の多さ [上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
満足	26.3	23.4	21.7	24.9	24.4	28.3	25.4
	27.0	21.4	19.3	24.9	21.4	24.7	23.2
やや満足	35.6	29.6	33.0	26.6	29.4	29.5	29.9
	25.7	20.4	27.7	31.1	34.0	32.6	30.2
どちらとも いえない	31.0	36.3	36.6	43.9	33.2	34.1	36.1
	39.2	45.6	41.0	35.8	35.3	33.7	37.0
やや不満	5.7	8.5	6.3	4.0	11.3	6.3	6.9
	6.8	7.8	10.2	6.2	6.5	5.9	7.0
不満	1.4	2.2	2.5	0.6	1.7	1.8	1.7
	1.4	4.9	1.8	2.1	2.8	3.1	2.6

○水とのふれあいの場 [上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
満足	32.8	30.1	27.8	32.1	23.7	25.0	27.5
	27.0	18.4	22.8	25.9	18.7	23.7	22.5
やや満足	37.4	29.6	33.8	26.4	31.4	30.2	30.7
	31.1	26.2	26.9	30.6	35.0	31.4	30.7
どちらとも いえない	21.6	26.6	30.4	35.5	30.5	32.7	31.1
	31.1	36.9	37.7	35.2	36.4	34.5	35.7
やや不満	6.8	11.6	6.7	5.3	11.5	8.5	8.3
	9.5	13.6	10.8	6.7	7.5	6.5	8.4
不満	1.4	2.2	1.3	0.6	2.8	3.6	2.3
	1.4	4.9	1.8	1.6	2.3	4.0	2.7

○公園や広場等の安らぎの場 [上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
満足	30.1	19.5	21.2	20.5	16.9	22.0	21.1
	31.1	15.5	13.2	18.7	12.1	18.9	17.3
やや満足	34.9	32.8	33.3	30.1	28.5	28.9	30.5
	25.7	36.9	35.9	33.2	34.0	34.9	34.0
どちらとも いえない	22.4	21.9	19.6	33.2	29.6	31.6	28.1
	24.3	24.3	29.3	31.1	32.6	27.0	29.0
やや不満	9.6	15.9	17.7	14.3	17.5	11.6	14.4
	14.9	18.4	16.8	13.5	17.2	14.1	15.2
不満	3.0	9.8	8.2	1.9	7.4	5.9	5.9
	4.1	4.9	4.8	3.6	4.2	5.1	4.6

○道路のきれいさ [上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
満足	11.4	11.0	11.5	13.2	14.6	18.5	14.6
	18.9	15.5	10.8	16.6	9.3	17.7	14.6
やや満足	39.4	36.1	38.1	34.8	38.3	40.5	38.2
	39.2	35.9	41.0	38.9	40.7	38.8	39.2
どちらとも いえない	24.9	25.7	25.5	29.9	28.6	30.4	28.4
	17.6	25.2	29.5	25.4	35.2	28.4	28.6
やや不満	18.9	19.9	20.0	15.8	14.7	6.3	13.7
	18.9	17.5	14.5	14.0	10.2	11.8	13.2
不満	5.4	7.3	4.9	6.3	3.8	4.4	5.0
	5.4	5.8	4.2	5.2	4.6	3.4	4.4

○まちなみの美しさ [上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
満足	20.7	13.1	14.5	9.6	13.1	14.4	13.7
	23.0	5.8	12.6	12.5	9.7	12.5	11.9
やや満足	35.7	34.1	34.7	36.0	27.9	34.8	33.8
	31.1	38.8	26.3	32.3	35.9	32.4	32.7
どちらとも いえない	32.2	35.6	35.7	29.7	40.7	37.2	35.7
	31.1	39.8	43.7	40.1	39.6	42.3	40.5
やや不満	9.9	14.0	12.5	19.8	13.9	9.7	13.1
	13.5	9.7	14.4	10.9	10.1	10.5	11.5
不満	1.5	3.3	2.6	4.9	4.5	3.9	3.7
	1.4	5.8	3.0	4.2	4.6	2.3	3.4

〇ごみ出し・ポイ捨て等のマナー [上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
満足	10.9	10.6	9.9	9.1	8.3	17.2	12.0
	16.2	10.7	8.4	9.8	6.9	12.4	10.2
やや満足	40.7	40.3	36.9	38.9	40.7	32.9	37.2
	29.7	35.9	32.9	33.0	33.6	31.2	32.8
どちらとも いえない	30.1	20.4	27.2	26.7	24.4	23.7	25.0
	27.0	32.0	34.1	26.8	30.9	26.8	29.2
やや不満	15.1	16.9	20.8	17.6	21.9	17.9	18.7
	18.9	13.6	19.2	22.7	20.3	21.3	20.1
不満	3.1	11.8	5.3	7.7	4.7	8.4	7.1
	8.1	7.8	5.4	7.7	8.3	8.3	7.7

【質問3. 将来の世代に残したい環境について】

[上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
空気のきれいさ	56.8	61.3	59.9	61.3	66.1	61.5	61.7
	54.7	57.7	64.7	60.3	56.7	60.3	60.9
水（川や海を含む）のきれいさ	59.5	62.4	59.9	58.6	61.7	55.8	58.8
	52.0	59.6	62.3	61.9	65.0	52.3	59.9
自然景観の美しさ	37.8	26.9	30.9	37.1	33.3	38.5	35.0
	38.7	37.5	41.9	41.2	43.8	33.5	40.0
ごみ出し・ポイ捨て等のマナー	18.9	18.3	19.8	18.8	21.1	23.6	20.9
	16.0	16.3	21.6	26.8	32.3	33.2	27.8
公園や広場等の 安らぎの場	23.0	28.0	25.3	23.1	26.7	23.9	24.8
	30.7	27.9	21.0	23.2	26.7	26.0	26.1
緑とのふれあいの場	16.2	25.8	22.8	20.4	20.6	21.8	21.5
	28.0	27.9	16.8	21.1	15.7	17.2	19.5
騒音・振動被害の 少なさ	5.4	8.6	16.7	15.1	16.1	18.2	15.2
	17.3	17.3	15.6	15.5	14.3	12.6	14.9
まちなみの美しさ	4.1	7.5	7.4	16.7	11.1	13.7	11.6
	14.7	4.8	13.2	8.8	11.1	10.5	10.8
道路のきれいさ	13.5	9.7	11.7	8.1	13.9	11.0	11.2
	9.3	11.5	11.4	8.2	8.8	10.2	9.9
水や水辺とのふれあいの場	10.8	9.7	12.3	14.0	6.1	8.4	9.9
	1.3	11.5	7.8	3.6	8.8	7.8	7.6
野鳥や昆虫とのふれあいの場	9.5	5.4	6.2	4.3	9.4	6.6	6.7
	6.7	9.6	5.4	5.7	6.5	4.6	6.1
土とのふれあいの場	0.0	0.0	1.2	3.2	2.2	2.4	1.9
	1.3	1.0	1.2	2.6	3.7	5.6	3.4
その他	2.7	2.2	1.9	0.5	0.6	0.9	1.2
	5.3	1.9	1.2	0.5	1.8	1.6	1.8

【質問4. 解決（改善）しておきたい環境について】

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
ごみ出し・ポイ捨て等のマナー	57.5	48.4	54.2	56.1	45.1	50.6	51.6
	60.0	47.1	53.9	56.7	55.8	51.2	55.8
公園や広場等の安らぎの場	26.0	31.2	32.9	30.5	40.6	32.5	33.0
	26.7	36.5	31.7	28.9	40.1	34.0	35.1
水（川や海を含む）のきれいさ	20.5	23.7	20.0	18.2	24.6	35.1	25.5
	25.3	30.8	26.9	26.3	32.7	35.1	32.7
道路のきれいさ	49.3	41.9	40.6	41.7	30.9	24.0	34.7
	40.0	31.7	30.5	34.5	30.9	26.0	31.7
まちなみの美しさ	20.5	19.4	18.7	26.7	33.1	22.7	24.2
	10.7	21.2	22.8	20.6	23.0	20.4	21.6
騒音・振動の環境	20.5	18.3	19.4	17.6	17.7	19.2	18.7
	16.0	22.1	16.2	20.6	19.4	17.2	19.1
空気のきれいさ	13.7	11.8	11.6	10.7	10.9	22.1	14.7
	18.7	22.1	14.4	13.4	16.1	18.5	17.6
自然景観の美しさ	11.0	9.7	12.3	10.2	14.9	21.8	14.9
	4.0	12.5	14.4	12.4	18.0	19.0	16.2
水や水辺とのふれあいの場	5.5	8.6	7.1	6.4	6.9	10.1	7.9
	13.3	10.6	8.4	7.7	11.5	9.7	11.0
緑とのふれあいの場	1.4	5.4	5.8	10.7	12.0	12.3	9.5
	8.0	6.7	8.4	5.7	9.2	10.5	9.2
野鳥や昆虫とのふれあいの場	0.0	7.5	4.5	2.7	4.6	5.2	4.3
	4.0	3.8	5.4	2.6	4.6	8.6	5.8
土とのふれあいの場	4.1	3.2	1.9	1.6	6.9	8.4	5.0
	2.7	2.9	5.4	3.6	4.1	5.4	4.6
その他	2.7	0.0	1.9	1.1	1.7	0.6	1.2
	4.0	6.7	5.4	5.7	5.1	3.8	5.1

【質問5. 関心を持っている取組】

〔令和6年度新規設問〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
食品ロスの削減	56.8	47.4	49.1	46.8	54.7	49.8	50.3
	-	-	-	-	-	-	-
気候変動への適応	33.8	34.7	35.6	44.2	45.3	45.6	41.8
	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物の適正処理	23.0	26.3	23.9	31.1	38.5	47.6	35.2
	-	-	-	-	-	-	-
自然や生態系の保全	28.4	30.5	28.8	26.8	29.6	27.5	28.3
	-	-	-	-	-	-	-
生活環境の保全	24.3	30.5	31.9	28.4	26.8	26.5	28.0
	-	-	-	-	-	-	-

省エネルギー化の推進	23.0	32.6	32.5	30.0	26.8	24.3	27.8
	-	-	-	-	-	-	-
再生可能エネルギーの導入	23.0	23.2	28.8	31.1	24.0	23.3	25.7
	-	-	-	-	-	-	-
環境保全活動の推進	13.5	5.3	8.6	9.5	8.9	9.7	9.2
	-	-	-	-	-	-	-
環境学習の推進	5.4	11.6	9.8	8.4	4.5	9.4	8.3
	-	-	-	-	-	-	-
4Rの推進	1.4	3.2	8.6	3.7	6.1	5.5	5.2
	-	-	-	-	-	-	-
その他	2.7	0.0	1.9	1.1	1.7	0.6	1.2
	-	-	-	-	-	-	-

【質問6. 環境にやさしい行動について】

○ごみは分別して出している [上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつもやっている	79.6	86.2	93.6	95.5	97.0	97.6	94.2
	74.0	92.2	91.6	94.3	97.7	98.1	94.2
時々やっている	19.0	11.7	5.2	4.0	2.5	2.1	5.1
	17.8	5.9	7.2	4.1	1.9	1.4	4.4
あまりやっていない	1.3	1.0	1.2	0.5	0.0	0.0	0.5
	8.2	2.0	1.2	1.6	0.5	0.3	1.3
全くやっていない	0.0	1.0	0.0	0.0	0.5	0.3	0.3
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1

○台所の排水口から食用油や食べかす等を流さない

[上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつもやっている	63.3	58.0	72.1	76.0	78.9	82.5	75.5
	37.5	59.8	70.5	76.2	78.1	86.0	74.5
時々やっている	25.8	25.3	21.0	18.7	14.4	10.9	16.9
	34.7	28.4	24.1	18.7	15.2	9.2	17.9
あまりやっていない	6.9	12.6	6.8	5.4	6.1	4.0	6.0
	18.1	9.8	4.2	4.7	6.7	2.2	5.5
全くやっていない	4.0	4.1	0.0	0.0	0.5	2.6	1.6
	9.7	2.0	1.2	0.5	0.0	2.5	2.1

○洗剤は適量を使用している [上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつもやっている	64.6	52.9	66.7	71.1	75.8	81.5	72.5
	41.1	57.8	67.5	78.5	75.8	84.2	73.7
時々やっている	28.6	30.1	24.1	22.0	18.2	14.0	20.3
	41.1	29.4	20.5	16.8	18.0	12.7	19.1

あまり やっていない	5.4	17.0	8.6	6.9	5.4	3.9	6.7
	12.3	9.8	11.4	4.2	5.7	2.5	6.0
全く やっていない	1.3	0.0	0.6	0.0	0.5	0.6	0.5
	5.5	2.9	0.6	0.5	0.5	0.6	1.2

○隣や近所への騒音防止に心掛けている〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつも やっている	66.2	55.8	66.1	71.5	78.0	77.1	71.8
	42.5	59.8	63.9	65.6	70.5	81.1	68.7
時々 やっている	28.2	35.9	27.2	23.7	17.0	16.7	22.2
	41.1	37.3	30.7	29.2	22.4	12.6	24.6
あまり やっていない	4.2	7.3	5.5	4.3	5.0	5.1	5.1
	12.3	2.9	4.8	4.7	6.2	4.3	5.3
全く やっていない	1.4	1.0	1.2	0.5	0.0	1.2	0.9
	4.1	0.0	0.6	0.5	1.0	2.0	1.3

○外出先で出るごみは持ち帰るようにしている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつも やっている	55.2	55.9	62.0	56.1	68.8	76.3	65.8
	41.1	54.9	48.8	55.4	61.9	73.4	60.4
時々 やっている	31.4	27.6	25.4	32.4	24.8	18.2	24.8
	32.9	32.4	36.7	36.3	31.0	20.1	29.5
あまり やっていない	10.7	12.4	11.4	10.4	4.8	3.5	7.5
	23.3	8.8	13.9	7.8	6.7	5.1	8.9
全く やっていない	2.7	4.1	1.2	1.0	1.6	2.0	1.9
	2.7	3.9	0.6	0.5	0.5	1.4	1.2

○節電につとめている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつも やっている	50.1	42.4	36.9	50.4	48.5	66.2	52.4
	30.1	42.2	43.4	52.1	52.4	63.8	51.9
時々 やっている	41.5	36.6	48.3	43.0	43.6	28.0	38.3
	46.6	45.1	47.0	41.1	38.7	26.5	37.5
あまり やっていない	8.4	17.9	14.2	6.6	7.8	4.6	8.5
	21.9	9.8	9.0	6.8	8.5	9.1	9.9
全く やっていない	0.0	3.1	0.6	0.0	0.0	1.1	0.7
	1.4	2.9	0.6	0.0	0.5	0.6	0.7

○節水につとめている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつも やっている	47.6	34.3	41.3	51.1	54.0	64.8	52.8
	23.3	35.3	42.4	53.4	54.5	62.8	50.8
時々 やっている	38.8	41.7	44.6	39.8	37.7	27.0	36.1
	54.8	52.0	41.2	36.3	36.0	28.4	37.1
あまり やっていない	12.3	18.9	13.5	9.1	7.8	6.8	9.9
	20.5	9.8	15.2	9.8	9.5	8.6	11.3
全く やっていない	1.3	5.2	0.6	0.0	0.5	1.4	1.2
	1.4	2.9	1.2	0.5	0.0	0.3	0.8

○なるべく不必要なものを買わない〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつも やっている	56.2	38.7	41.1	45.1	47.9	62.7	50.9
	31.5	43.1	35.5	44.8	43.3	53.1	44.4
時々 やっている	32.6	50.4	45.1	42.4	44.6	31.9	39.8
	43.8	41.2	45.2	47.9	43.8	36.4	42.3
あまり やっていない	9.9	10.9	12.6	12.0	7.0	5.1	8.7
	23.3	11.8	18.7	6.8	12.9	9.1	12.3
全く やっていない	1.3	0.0	1.2	0.5	0.5	0.3	0.6
	1.4	3.9	0.6	0.5	0.0	1.4	1.1

○生ごみの再利用・少量化に努めている〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつも やっている	31.6	22.5	29.2	37.2	40.0	54.3	40.3
	15.1	30.4	34.5	39.6	46.4	56.0	42.6
時々 やっている	25.9	27.3	30.7	28.0	32.6	26.0	28.4
	26.0	30.4	31.5	30.2	30.1	25.9	28.6
あまり やっていない	33.0	31.6	31.6	29.6	21.0	16.9	24.7
	42.5	30.4	27.9	24.5	19.6	16.7	23.7
全く やっていない	9.5	18.6	8.5	5.2	6.4	2.9	6.7
	16.4	8.8	6.1	5.7	3.8	1.4	5.1

○なるべくレジ袋をもらわないようにしている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつも やっている	57.6	57.6	61.7	75.6	73.9	78.6	71.2
	23.3	27.5	25.9	30.6	34.3	39.6	32.5
時々 やっている	25.9	26.4	22.2	17.2	15.5	14.9	18.4
	30.1	32.4	34.3	42.0	37.6	35.3	36.3
あまり やっていない	13.8	11.8	11.3	3.6	8.5	5.4	7.7
	30.1	27.5	27.1	18.7	22.4	20.2	22.8

全く やっていない	2.7	4.1	4.8	3.6	2.1	1.1	2.7
	16.4	12.7	12.7	8.8	5.7	4.8	8.4

○近距離の移動はなるべく徒歩または自転車で移動している

[上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつも やっている	25.8	17.9	23.6	23.8	23.0	34.8	26.7
	24.7	15.8	14.5	26.2	31.0	45.2	30.2
時々 やっている	32.1	34.0	42.4	32.1	40.4	29.2	34.4
	28.8	42.6	34.3	30.9	30.5	28.4	31.4
あまり やっていない	25.5	25.9	18.0	26.6	24.4	24.9	24.2
	28.8	30.7	39.8	30.9	31.9	18.3	28.1
全く やっていない	16.6	22.1	16.0	17.5	12.3	11.1	14.7
	17.8	10.9	11.4	12.0	6.7	8.1	10.3

○再生紙等エコ製品の購入を心がけている [上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつも やっている	24.1	10.8	21.2	23.2	26.0	35.2	26.1
	6.8	10.9	15.7	20.8	26.7	24.1	20.2
時々 やっている	33.5	30.7	42.3	45.6	45.2	45.3	42.7
	32.9	30.7	38.6	43.8	45.2	50.9	43.5
あまり やっていない	35.6	45.8	27.3	26.8	26.5	15.8	25.7
	50.7	44.6	36.7	29.2	25.7	19.5	29.8
全く やっていない	6.9	12.7	9.2	4.3	2.3	3.8	5.5
	9.6	13.9	9.0	6.3	2.4	5.5	6.5

○環境に関する行事やボランティア活動に参加や協力している

[上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつも やっている	5.7	2.4	11.8	5.6	6.2	11.9	8.4
	4.1	3.9	4.2	5.7	7.1	13.0	7.8
時々 やっている	14.8	22.2	19.5	25.0	26.0	27.5	24.1
	13.7	16.7	25.9	18.8	27.8	27.8	23.8
あまり やっていない	31.9	19.8	36.0	36.2	39.1	34.6	34.4
	35.6	32.4	31.9	44.8	40.1	31.0	35.6
全く やっていない	47.5	55.6	32.7	33.2	28.6	26.0	33.0
	46.6	47.1	38.0	30.7	25.0	28.1	32.8

○自動車のエコドライブ（平成27年度は「自動車の空ぶかしはしない」と質問）

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつもやっている	43.1	33.8	43.2	52.0	43.7	38.1	42.6
	32.9	36.3	31.5	41.2	38.1	34.8	36.0
時々やっている	32.8	34.7	35.1	27.7	28.4	28.4	30.3
	27.4	31.4	43.8	32.6	34.7	26.7	32.7
あまりやっていない	15.3	17.6	13.0	14.7	20.4	14.9	15.8
	16.4	22.5	17.9	18.7	20.3	20.5	19.9
全くやっていない	8.9	13.9	8.7	5.5	7.5	18.6	11.3
	23.3	9.8	6.8	7.5	6.9	17.9	11.4

○宅配便は、なるべく再配達にならないように受け取っている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつもやっている	42.5	55.6	49.9	53.8	58.2	68.6	58.2
	26.0	32.4	30.1	36.3	46.4	60.6	44.2
時々やっている	39.5	27.4	41.2	32.7	30.6	24.2	30.9
	47.9	31.4	43.4	40.4	40.8	28.3	36.8
あまりやっていない	15.4	14.9	8.3	12.9	9.6	5.7	9.6
	17.8	30.4	23.5	20.7	11.4	8.8	16.0
全くやっていない	2.7	2.1	0.6	0.5	1.6	1.4	1.3
	8.2	5.9	3.0	2.6	1.4	2.3	3.0

【質問7. 環境保全への参加意欲について】

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
積極的に参加していきたい	8.1	0.1	1.9	2.7	1.8	3.5	2.8
	2.7	3.9	1.2	2.1	3.7	4.8	3.3
都合がつけば参加していきたい	22.3	19.7	29.6	25.1	20.3	24.0	23.9
	17.6	22.5	20.1	26.6	25.6	21.9	23.1
興味のある活動であれば参加していきたい	34.8	43.3	38.0	41.4	37.9	16.4	32.1
	40.5	40.2	41.5	35.9	33.5	18.8	31.4
参加したいと思うが、健康上の理由等で参加できない	7.5	2.9	3.3	8.2	12.0	38.4	17.0
	0.0	1.0	5.5	7.8	14.4	37.3	16.9
誘われれば参加するが、あまり参加したいとは思わない	17.7	10.8	8.8	7.7	16.9	7.8	10.5
	20.3	13.7	15.2	8.3	11.6	6.0	10.8
参加したいとは思わない	4.1	9.5	8.0	5.4	5.6	3.5	5.6
	12.2	12.7	4.9	8.9	4.2	4.3	6.4
わからない	5.4	9.4	9.2	7.9	5.0	3.1	6.1
	5.4	3.9	9.1	8.3	4.7	5.1	6.2
その他	0.0	4.2	1.2	1.6	0.6	3.1	2.0
	1.4	2.0	2.4	2.1	2.3	1.7	2.0

【質問 8. 環境保全への参加回数について】

[令和6年度新規設問] (単位: %)

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳~	全体
10回以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.9	0.7
	—	—	—	—	—	—	—
7~9回くらい	1.3	0.0	0.0	1.1	0.6	2.2	1.1
	—	—	—	—	—	—	—
4~6回くらい	7.1	4.6	9.0	6.2	4.8	5.0	5.9
	—	—	—	—	—	—	—
1~3回くらい	24.0	27.7	39.3	31.0	37.0	27.9	31.6
	—	—	—	—	—	—	—
参加していない	67.6	67.7	51.8	61.7	57.1	63.1	60.7
	—	—	—	—	—	—	—

【質問 9. 脱炭素化という用語の認知度について】

[令和6年度新規設問] (単位: %)

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳~	全体
知っている	51.4	44.4	49.8	55.4	50.6	44.0	48.7
	—	—	—	—	—	—	—
聞いたことがある	41.6	43.9	44.4	37.9	42.1	40.6	41.3
	—	—	—	—	—	—	—
知らない	7.0	11.7	5.8	6.7	7.3	15.4	10.0
	—	—	—	—	—	—	—

【質問 10. 脱炭素化(カーボンニュートラル)の取組について】

[上段: 令和6年度、下段: 令和元年度] (単位: %)

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳~	全体
最も優先的に取り組む取組 の1つである	22.8	12.8	24.8	32.8	33.5	41.6	32.0
	48.6	52.4	62.0	65.3	67.0	72.5	65.1
重要な問題とは思いますが他に もっと大切な問題がある	42.7	41.0	40.3	42.0	42.9	27.3	37.1
	37.8	35.9	28.3	29.5	30.2	17.4	26.8
あまり重要な問題とは思わ ない	1.6	7.7	7.5	7.1	2.4	2.7	4.6
	2.7	2.9	3.6	1.0	0.5	0.8	1.5
わからない	30.3	36.5	26.7	17.5	20.6	28.2	25.6
	10.8	8.7	4.8	4.1	2.3	8.4	6.2
その他	2.7	2.1	0.6	0.5	0.5	0.3	0.8
	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.8	0.4

【質問 11. 地球温暖化防止のための行動について】

[上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
温暖化対策を行うよりも、生活を向上させるほうが大切である	13.9	21.5	14.5	11.5	8.5	5.5	10.6
	8.9	4.6	4.1	2.0	3.7	1.9	3.4
現在の生活を変えない範囲で、温暖化対策を行うべきである	52.6	38.3	39.8	43.0	43.4	40.2	41.9
	38.0	36.1	29.8	29.9	32.1	30.6	32.4
現在の生活を多少変えてでも、温暖化対策を行うべきである	14.0	6.9	18.8	28.5	28.0	23.5	22.3
	26.6	41.7	48.0	45.7	42.2	40.7	43.1
温暖化対策を優先的に行うべきである	1.4	2.2	3.1	2.7	2.2	8.3	4.4
	7.6	6.5	8.2	13.2	16.1	15.9	13.3
私たちの生活と温暖化問題とは関係がない	0.0	3.2	1.8	1.1	0.5	0.9	1.1
	3.8	0.9	1.8	2.0	0.5	1.7	1.7
わからない	15.3	26.8	20.6	13.1	17.2	20.4	18.8
	6.3	5.6	4.1	5.1	1.8	7.2	5.4
その他	2.8	1.1	1.3	0.1	0.1	1.3	1.0
	8.9	4.6	4.1	2.0	3.7	1.9	0.7

【質問 1 2. 地球温暖化対策の取組状況について】（令和元年度のみ質問）

OLED 照明

〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
導入済み	74.3	74.1	78.4	67.8	76.2	63.5	70.8
	58.1	65.7	64.0	63.2	50.2	49.4	56.8
導入検討中	8.6	7.9	7.2	12.5	6.5	15.5	10.8
	16.2	8.8	15.2	15.0	21.7	18.1	16.8
導入予定は無いが、関心はある	11.6	9.3	10.6	16.0	12.3	15.4	13.4
	12.2	16.7	15.9	15.0	23.2	23.0	18.8
今後も導入しない	1.4	1.1	0.6	1.6	1.7	2.3	1.6
	5.4	2.9	1.8	2.6	2.4	3.7	3.2
分からないまたは 該当しない	4.1	7.5	3.1	2.1	3.3	3.3	3.5
	8.1	5.9	3.0	4.1	2.4	5.8	4.5

○住宅の断熱化（気密性の高いもの）

〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
導入済み	19.8	33.8	38.6	31.1	27.8	19.6	27.7
	12.2	27.7	32.7	32.1	15.8	16.4	22.4
導入検討中	7.0	9.8	2.7	5.4	4.1	3.3	4.7
	2.7	5.0	1.3	0.5	4.1	2.3	2.5
導入予定は無いが、関心はある	41.1	28.1	30.7	40.8	38.7	43.0	38.3
	28.4	33.7	33.3	36.4	44.4	43.0	38.8
今後も導入しない	5.9	2.5	11.6	9.8	15.1	17.9	12.4
	20.3	7.9	11.3	12.8	23.0	23.9	17.9
分からないまたは 該当しない	26.2	25.8	16.4	12.8	14.3	16.3	16.9
	36.5	25.7	21.4	18.2	12.8	14.4	18.4

○エコカー（ハイブリッド車、電気自動車）

〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
導入済み	23.2	29.5	27.4	33.9	32.3	20.0	27.2
	20.5	15.8	22.8	27.5	18.4	12.9	19.2
導入検討中	4.2	7.5	10.6	4.7	7.9	2.4	5.8
	8.2	5.0	8.6	12.2	9.0	5.1	8.2
導入予定は無いが、関心はある	33.6	35.4	37.3	39.2	34.0	31.2	34.8
	27.4	53.5	46.9	43.4	49.8	41.5	44.2
今後も導入しない	11.9	13.5	15.6	14.9	14.2	26.1	17.9
	17.8	15.8	11.7	9.0	14.4	23.5	16.1
分からないまたは 該当しない	27.1	14.2	9.1	7.2	11.7	20.4	14.4
	26.0	9.9	9.9	7.9	8.5	17.0	12.2

○太陽光発電システム

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕(単位：%)

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
導入済み	13.1	11.1	22.1	14.8	8.0	10.6	13.0
	6.8	12.7	15.5	7.9	10.5	5.3	9.2
導入検討中	4.1	4.2	1.9	1.6	2.2	0.7	1.9
	0.0	2.0	0.6	0.5	0.5	0.3	0.6
導入予定は無いが、関心はある	32.7	30.0	23.5	36.5	30.0	39.3	33.2
	29.7	32.4	32.9	41.3	38.5	41.8	38.0
今後も導入しない	23.4	31.4	35.2	33.2	42.7	35.0	34.9
	33.8	30.4	30.4	29.1	39.5	41.5	35.7
分からないまたは 該当しない	26.7	23.3	17.4	14.0	17.2	14.4	17.0
	29.7	22.5	20.5	21.2	11.0	11.0	16.5

○太陽熱利用システム（太陽熱温水器）〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕(単位：%)

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
導入済み	0.4	6.8	9.7	5.7	2.7	4.9	5.3
	2.7	5.9	6.9	5.8	6.1	9.7	6.9
導入検討中	2.8	2.1	1.9	1.6	1.7	1.0	1.6
	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	1.0	0.5
導入予定は無いが、関心はある	32.6	20.9	25.0	33.9	27.8	33.2	29.8
	28.8	34.7	30.8	33.9	37.2	34.0	34.0
今後も導入しない	29.2	34.5	37.6	40.0	50.0	42.1	40.7
	32.9	32.7	34.6	37.0	41.8	43.7	39.0
分からないまたは 該当しない	35.1	35.6	25.9	18.9	17.9	18.7	22.6
	35.6	26.7	27.7	22.8	14.3	11.7	19.6

○家庭用燃料電池システム

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕(単位：%)

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
導入済み	0.0	2.1	5.0	1.6	2.9	1.4	2.3
	2.7	1.0	4.4	1.6	0.5	1.0	1.6
導入検討中	4.3	2.2	0.7	1.7	0.1	1.9	1.5
	0.0	1.0	0.6	3.2	2.0	1.0	1.4
導入予定は無いが、関心はある	32.0	29.9	40.5	36.8	41.9	31.7	35.8
	32.9	37.0	41.8	42.2	40.2	35.6	39.2
今後も導入しない	22.2	24.5	29.3	35.7	30.4	34.2	31.2
	26.0	24.0	24.7	25.1	34.2	34.6	29.2
分からないまたは 該当しない	41.5	41.2	24.5	24.3	24.8	30.9	29.2
	0.0	2.1	5.0	1.6	2.9	1.4	2.3

○蓄電池システム

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
導入済み	4.3	4.3	9.4	5.4	3.5	1.5	4.4
	1.4	4.0	1.9	1.1	1.0	1.7	1.6
導入検討中	5.7	7.5	3.8	4.3	1.8	3.3	3.9
	1.4	3.0	1.9	3.2	3.1	2.0	2.4
導入予定は無いが、関心はある	32.0	30.6	42.1	41.9	42.8	32.3	37.5
	30.1	37.6	45.6	48.1	40.3	35.2	40.6
今後も導入しない	23.4	23.0	25.1	24.7	27.4	34.9	28.0
	27.4	23.8	18.1	21.2	35.7	33.2	27.6
分からないまたは 該当しない	34.5	34.6	19.4	23.6	24.5	28.1	26.2
	39.7	31.7	32.5	26.5	19.9	27.9	27.8

○家庭用風力発電

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
導入済み	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1
	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.1
導入検討中	1.4	1.1	0.6	1.1	0.0	0.3	0.6
	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2
導入予定は無いが、関心はある	24.9	21.2	24.0	27.2	25.2	20.7	23.7
	15.1	22.8	19.9	30.9	25.8	22.0	23.6
今後も導入しない	45.1	39.9	48.1	42.4	46.1	48.3	45.7
	38.4	37.6	36.6	35.1	54.0	50.0	44.2
分からないまたは 該当しない	28.6	37.8	27.2	29.4	28.7	30.4	29.9
	46.6	38.6	43.5	33.5	20.2	27.6	31.9

【質問13. 事業者に期待することについて】

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	全体
大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害対策の強化	43.1	45.8	43.2	40.7	48.1	42.9	43.7
	38.7	49.0	42.5	43.8	43.3	38.9	43.5
廃棄物の適正な処理	37.5	29.2	38.9	47.6	50.3	38.2	41.3
	37.3	45.2	40.1	47.4	41.0	32.2	40.7
省エネタイプの製品、有害物質を含まない製品など地球環境に配慮した製品の開発	15.3	14.6	19.8	26.5	22.7	35.4	25.6
	21.3	24.0	28.7	32.5	41.0	41.6	36.5
ダイオキシンなどの有害物質の発生抑制	22.2	27.1	25.3	31.7	33.7	25.2	27.9
	21.3	27.9	31.1	30.4	25.8	18.5	25.9
リサイクル等の省資源化、節約等による省エネルギーの徹底	13.9	12.5	15.4	19.0	22.7	18.3	17.9
	13.3	14.4	22.2	23.7	24.4	21.7	21.9
太陽光や風力など再生可能エネルギーの開発や利用	11.1	24.0	17.9	21.2	13.8	21.7	19.1
	24.0	28.8	25.1	19.6	17.1	17.2	21.4
環境問題について社会的責任を認識した経営者の姿勢	6.9	11.5	15.4	11.6	14.9	16.5	14.0
	13.3	14.4	15.6	14.4	21.2	18.5	17.8
商品の積極的な修理の受入や回収	6.9	15.6	17.9	17.5	16.6	18.3	16.7
	18.7	15.4	14.4	13.9	12.4	14.5	14.8
エコカーの積極的な導入	19.4	19.8	22.8	16.9	18.2	11.5	16.8
	25.3	12.5	11.4	11.9	13.8	8.6	12.6
費用がかかっても環境への影響がより少ない資機材の導入	6.9	7.3	9.3	6.3	9.9	11.8	9.3
	8.0	11.5	13.8	9.3	12.9	11.0	12.1
トレーや牛乳パックなどの店頭回収	29.2	26.0	11.7	15.9	11.6	15.8	16.3
	17.3	11.5	7.8	8.8	7.4	13.9	11.5
業務内容に応じた環境に対する具体的な行動目標や行動計画の作成	13.9	4.2	3.7	5.3	6.1	5.6	5.8
	6.7	7.7	6.6	5.7	5.5	5.1	6.1
製品の「環境への負荷」	2.8	3.1	4.3	4.2	4.4	5.6	4.5

を明示するなど 製品情報の提供	4.0	2.9	4.2	4.6	6.0	5.9	5.1
広報活動や従業員研修 などによる従業員の 環境教育	4.2	0.0	3.7	6.9	2.8	3.4	3.7
	6.7	4.8	5.4	3.1	6.0	4.8	5.1
看板への配慮などの 良好な景観や 快適空間の確保	2.8	3.1	3.7	2.1	2.8	4.0	3.2
	4.0	3.8	3.6	4.1	1.4	4.6	3.7
市民団体による 環境活動への 支援や活動への参加	6.9	0.0	6.2	1.6	1.1	4.7	3.4
	4.0	1.9	3.0	2.6	3.2	4.6	3.6
その他	2.8	2.1	0.6	1.6	0.6	1.9	1.5
	2.7	1.9	0.0	0.0	0.9	1.6	1.1

【質問13. 行政に期待することについて】

[上段：令和6年度、下段：令和元年度]（単位：％）

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	全体
公害対策（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動など）に関する取組	45.2	35.4	30.4	31.7	31.1	40.4	35.5
	40.0	45.2	41.9	39.2	40.6	46.4	44.9
不法投棄対策の推進	6.8	10.4	6.8	7.5	11.5	7.5	8.3
	30.7	21.2	21.0	28.4	30.0	36.5	31.5
ごみの減量・リサイクルの推進を含めた 廃棄物の適正な処理に関する取組	8.2	5.2	8.7	9.1	8.7	5.6	7.5
	30.7	27.9	24.0	32.0	30.9	31.6	31.4
河川の再生・水質の改善	16.4	30.2	29.8	26.9	36.1	33.2	30.6
	17.3	34.6	30.5	21.6	27.6	27.9	28.7
街並みの整備・保全、街の美化	21.9	32.3	26.7	30.6	28.4	27.0	28.0
	34.7	33.7	24.6	32.0	25.3	23.1	28.2
森林の保全や公園整備などの緑化 に関する取組	20.5	18.8	18.6	18.3	23.0	25.4	21.6
	18.7	29.8	21.0	17.0	18.9	22.0	22.0
ダイオキシンなどの有害物質に関 する取組	12.3	9.4	14.3	18.3	18.0	20.7	17.1
	13.3	16.3	22.2	23.7	22.6	20.4	21.9
生態系の保全	23.3	20.8	22.4	21.5	23.5	18.5	21.1
	16.0	28.8	32.3	23.7	21.2	11.0	20.9
地球温暖化防止に向けた取組の方 向や行動を示した計画の策定	9.6	3.1	4.3	6.5	4.4	6.9	5.8
	16.0	7.7	18.0	14.4	23.0	24.4	20.4
地下水の保全	16.4	18.8	19.3	22.6	24.6	28.5	23.5
	10.7	19.2	15.6	19.6	20.7	21.4	20.1
太陽光や風力など再生可能エネル ギーの利用に関する取組	1.4	9.4	8.7	6.5	6.0	3.1	5.6
	16.0	21.2	21.0	20.1	16.6	14.5	19.0
ノーレジ袋など省資源化の促進に 関する取組	2.7	1.0	3.7	1.1	1.1	2.5	2.1
	22.7	16.3	12.6	14.9	12.9	21.2	17.7

環境モラルの向上	5.5	2.1	11.8	6.5	4.4	2.5	5.2
	14.7	15.4	16.2	17.0	21.2	13.4	17.0
省エネルギーに関する取組	1.4	7.3	5.6	3.8	2.7	1.6	3.3
	14.7	16.3	19.8	17.5	12.9	9.7	14.6
工場、農業等の悪臭対策の促進	15.1	14.6	10.6	8.6	7.7	7.8	9.5
	26.7	19.2	16.2	10.3	8.3	6.2	12.1
エコカーの普及に関する取組	11.0	14.6	20.5	17.7	13.7	13.5	15.3
	22.7	12.5	13.2	11.3	9.7	8.3	11.8
二酸化炭素など温室効果ガスの排出に対する条例による規制	5.5	1.0	1.2	2.2	2.2	2.2	2.2
	8.0	4.8	15.6	9.3	15.2	8.0	11.3
湾岸環境の保全	11.0	15.6	13.0	15.1	20.2	19.1	16.7
	8.0	13.5	7.2	13.4	11.1	9.1	11.1
環境に配慮した製品の流通促進	6.8	2.1	1.9	2.2	2.7	0.3	2.0
	16.0	8.7	7.8	10.3	5.5	10.2	9.6
地盤沈下・土壌汚染対策の促進	9.6	12.5	8.7	7.0	9.8	12.2	10.1
	5.3	9.6	13.8	10.8	8.8	6.7	9.6
環境にやさしい交通体系の確立	6.8	1.0	1.9	5.4	1.1	0.9	2.4
	12.0	6.7	9.6	5.7	5.5	6.7	7.3
環境に関する普及啓発活動や情報の提供	0.0	0.0	0.6	1.6	1.1	0.9	0.9
	8.0	2.9	6.0	4.6	8.8	8.6	7.2
市民団体、事業者による環境活動への支援	1.4	0.0	1.2	1.6	0.5	1.6	1.2
	6.7	1.0	4.8	5.7	4.6	7.0	5.8
看板への配慮など良好な景観や快適空間の確保に関する取組	0.0	0.0	1.9	3.2	1.6	3.1	2.2
	1.3	4.8	3.6	2.6	4.6	4.0	3.9
エコドライブに関する取組	1.4	6.3	5.0	4.3	1.6	2.5	3.3
	6.7	2.9	3.6	3.1	4.6	0.5	3.2
その他	1.4	1.0	0.6	1.1	1.1	0.9	1.0
	2.7	1.0	2.4	1.5	3.2	1.6	2.2
環境教育、環境学習の推進 ※令和元年度のみ の質問	1.4	1.0	3.1	2.7	1.6	0.6	1.7
	9.3	10.6	12.0	9.3	11.5	11.3	11.4

米子市の環境に関する市民アンケート調査結果（地域別）

【地域別回答数】

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：人）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	計
人数	236	441	146	253	1076
	247	446	167	261	1121

※福生－福生東・福生西、福米－福米東・福米西、南部地域－成実・尚徳・五千石・永江、箕蚊屋地域－春日・巖・県・大高

【質問1. 住みやすさについて】

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
住みやすい	56.1	59.4	51.8	49.5	55.3
	61.1	51.8	46.2	49.5	52.3
やや住みやすい	29.7	28.1	29.6	34.9	30.2
	28.2	34.7	35.0	36.5	33.7
どちらともいえない	7.6	8.2	13.1	8.7	8.9
	6.5	10.5	10.5	9.0	9.4
やや住みにくい	4.9	3.2	3.2	5.0	4.0
	4.2	2.6	6.3	3.2	3.6
住みにくい	1.6	1.2	2.3	1.9	1.6
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【質問2. 身近な環境について】

<「満足」と「やや満足」の合計の割合・順位>

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
空気のきれいさ	82.7	87.9	89.4	92.2	88.0
	89.7	81.1	90.3	91.1	86.6
緑とのふれあいの場	70.4	71.4	72.0	79.3	73.1
	72.8	69.5	71.5	77.4	72.3
水（川や海を含む）のきれいさ	66.9	77.8	80.5	81.5	76.7
	67.9	69.1	72.7	73.2	70.4
自然景観の美しさ	67.8	71.0	71.5	79.9	72.5
	65.3	70.4	69.9	74.3	69.7

騒音・振動のようす	64.3	74.9	72.3	73.5	71.9
	65.6	70.6	64.6	74.9	69.5
野鳥や昆虫とのふれあいの場	54.3	53.8	61.0	63.1	57.1
	56.0	50.9	65.1	63.1	56.6
道路のきれいさ	55.5	51.0	49.5	55.3	52.8
	47.7	55.0	54.9	58.6	53.8
土とのふれあいの場	47.4	52.9	61.5	63.2	55.3
	50.2	47.8	64.2	59.7	53.4
水とのふれあいの場	53.9	57.1	56.4	65.4	58.3
	49.8	50.1	59.2	59.4	53.2
公園や広場等の安らぎの場	55.1	55.2	51.0	42.4	51.6
	53.1	55.0	48.2	46.1	51.3
まちなみの美しさ	46.0	46.9	51.3	47.5	47.4
	42.3	44.6	48.5	45.1	44.6
ごみ出し・ポイ捨て等のマナー	49.4	47.1	49.2	52.5	49.2
	45.3	42.0	45.2	41.5	43.0

<各項目別の満足度の割合>

○空気のきれいさ

[上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	46.4	51.3	60.2	63.5	54.3
	51.0	42.4	58.8	63.6	51.7
やや満足	36.3	36.6	29.2	28.7	33.7
	38.7	38.7	31.5	27.5	34.8
どちらともいえない	16.0	8.0	8.5	5.4	9.2
	6.2	13.0	6.7	7.4	9.2
やや不満	1.3	3.4	2.1	2.4	2.5
	2.9	4.6	3.0	1.2	3.2
不満	0.0	0.7	0.0	0.0	0.3
	1.2	1.4	0.0	0.4	1.0

○緑とのふれあいの場

[上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	31.2	37.0	41.5	50.0	39.4
	32.9	26.4	36.4	43.0	33.3
やや満足	39.2	34.4	30.5	29.3	33.7
	39.9	43.1	35.2	34.4	39.0
どちらともいえない	20.3	20.5	19.4	16.0	19.2
	21.0	21.2	21.8	17.6	20.5

やや不満	7.5	6.4	7.7	2.6	5.9
	5.4	7.5	6.1	3.5	5.9
不満	1.8	1.7	0.8	2.1	1.7
	0.8	1.8	0.6	1.6	1.3

○水（川や海を含む）のきれいさ [上段：令和6年度、下段：令和元年度]（単位：％）

区分	明道・就將・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	29.7	40.4	39.0	48.0	39.7
	27.6	31.1	36.4	35.0	31.8
やや満足	37.2	37.4	41.5	33.5	37.0
	40.3	38.0	36.4	38.1	38.6
どちらともいえない	21.5	15.3	13.8	13.9	16.1
	22.2	21.5	18.2	17.5	20.0
やや不満	8.8	5.2	5.0	4.2	5.7
	8.2	8.2	9.1	7.4	8.1
不満	2.7	1.7	0.8	0.5	1.5
	1.7	1.1	0.0	2.0	1.5

○騒音・振動のようす [上段：令和6年度、下段：令和元年度]（単位：％）

区分	明道・就將・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	29.9	40.7	40.8	45.9	39.6
	31.5	28.9	32.3	35.7	31.6
やや満足	34.4	34.2	31.5	27.7	32.3
	34.0	41.7	32.3	39.2	37.9
どちらともいえない	21.0	16.6	15.5	15.9	17.2
	18.7	21.4	21.3	14.9	19.2
やや不満	11.7	7.2	11.5	6.9	8.7
	12.5	5.0	10.4	8.6	8.4
不満	3.0	1.4	0.7	3.6	2.2
	3.3	3.0	3.7	1.6	2.9

○自然景観の美しさ [上段：令和6年度、下段：令和元年度]（単位：％）

区分	明道・就將・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	25.9	34.7	29.0	40.1	33.3
	25.2	26.4	30.1	32.0	27.7
やや満足	41.9	36.3	42.5	39.8	39.2
	40.1	44.0	39.9	42.3	42.0

どちらともいえない	24.7	22.7	21.0	15.2	21.1
	26.0	24.3	22.7	20.6	23.9
やや不満	5.1	4.7	5.9	3.9	4.8
	6.6	4.1	6.1	4.0	5.0
不満	2.4	1.6	1.6	1.0	1.6
	2.1	1.2	1.2	1.2	1.3

○野鳥や昆虫とのふれあいの場 [上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	26.0	23.3	29.0	36.3	27.7
	23.1	17.7	31.3	29.4	23.7
やや満足	28.3	30.5	32.0	26.8	29.3
	32.9	33.3	33.7	33.7	32.9
どちらともいえない	36.0	34.8	29.5	29.5	33.1
	35.4	38.3	28.9	31.4	34.8
やや不満	6.9	8.9	7.9	5.6	7.5
	6.2	8.5	5.4	3.1	6.5
不満	2.8	2.5	1.6	1.8	2.3
	2.5	2.3	0.6	2.4	2.1

○土とのふれあいの場の多さ [上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	20.0	23.8	27.7	31.8	25.4
	21.2	16.6	30.9	30.8	23.2
やや満足	27.4	29.1	33.8	31.4	29.9
	29.1	31.2	33.3	28.9	30.2
どちらともいえない	42.1	37.5	31.2	30.8	36.1
	38.6	40.8	28.5	33.6	37.0
やや不満	8.2	8.3	6.5	3.5	6.9
	7.1	8.7	6.1	4.7	7.0
不満	2.3	1.2	0.8	2.5	1.7
	4.2	2.7	1.2	2.0	2.6

○水とのふれあいの場

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	23.9	26.8	28.4	31.6	27.5
	19.1	18.5	29.3	29.1	22.5
やや満足	30.0	30.3	28.0	33.8	30.7
	30.7	31.6	29.9	30.3	30.7
どちらともいえない	33.5	31.7	32.1	27.4	31.1
	37.8	37.8	32.3	31.5	35.7
やや不満	9.0	9.5	10.0	4.7	8.3
	10.0	9.2	6.1	6.3	8.4
不満	3.6	1.7	1.5	2.5	2.3
	2.5	3.0	2.4	2.8	2.7

○公園や広場等の安らぎの場

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	23.2	24.2	18.4	15.2	21.1
	18.3	16.9	19.3	15.4	17.3
やや満足	31.8	31.0	32.6	27.2	30.5
	34.9	38.1	28.9	30.7	34.0
どちらともいえない	26.5	24.9	27.1	35.8	28.1
	28.6	26.7	28.3	31.9	29.0
やや不満	13.2	15.3	15.7	13.0	14.4
	15.8	13.0	18.1	17.7	15.2
不満	5.2	4.6	6.1	8.8	5.9
	2.5	5.3	5.4	4.3	4.6

○道路のきれいさ

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	18.0	13.2	14.6	13.6	14.6
	12.9	13.2	17.7	16.8	14.6
やや満足	37.4	37.8	34.9	41.7	38.2
	34.9	41.8	37.2	41.8	39.2
どちらともいえない	26.9	29.7	30.0	26.6	28.4
	30.7	28.1	30.5	25.0	28.6

やや不満	12.8	14.5	14.1	13.1	13.7
	17.8	12.8	9.2	11.3	13.2
不満	4.9	4.7	6.4	5.0	5.0
	3.7	4.1	5.5	5.1	4.4

○まちなみの美しさ

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	13.7	14.4	15.1	11.4	13.7
	12.0	10.3	17.2	11.8	11.9
やや満足	32.3	32.5	36.2	36.0	33.8
	30.3	34.3	31.3	33.3	32.7
どちらともいえない	35.0	36.0	31.3	38.6	35.7
	39.8	41.4	38.7	41.2	40.5
やや不満	14.8	13.8	12.9	10.4	13.1
	13.7	10.5	10.4	10.6	11.5
不満	4.3	3.3	4.5	3.5	3.7
	4.2	3.4	2.5	3.1	3.4

○ごみ出し・ポイ捨て等のマナー

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	12.7	11.0	12.7	12.6	12.0
	13.6	8.4	12.7	9.3	10.2
やや満足	36.7	36.1	36.5	39.8	37.2
	31.7	33.6	32.5	32.2	32.8
どちらともいえない	23.9	26.8	27.7	21.5	25.0
	23.9	30.4	25.9	34.5	29.2
やや不満	20.0	20.0	16.2	16.7	18.7
	23.9	19.3	21.1	17.8	20.1
不満	6.6	6.1	6.8	9.4	7.1
	7.0	8.4	7.8	6.2	7.7

【質問3. 将来の世代に残したい環境について】

[上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
空気のきれいさ	57.4	60.7	67.4	63.9	61.7
	57.5	55.4	71.9	61.3	60.9
水(川や海を含む)のきれいさ	55.6	58.8	58.9	61.8	58.8
	55.9	57.0	58.7	62.5	59.9
自然景観の美しさ	38.1	32.5	31.2	39.0	35.0
	33.6	43.3	34.1	39.8	40.0
ごみ出し・ポイ捨て等のマナー	19.7	20.2	26.2	19.9	20.9
	31.6	26.9	26.3	25.3	27.8
公園や広場等の安らぎの場	23.3	25.6	23.4	25.3	24.8
	27.5	25.1	25.1	24.1	26.1
緑とのふれあいの場	20.6	19.3	22.0	25.7	21.5
	18.2	20.0	21.0	17.6	19.5
騒音・振動被害の少なさ	17.0	15.5	19.1	10.8	15.2
	14.2	15.3	15.0	13.8	14.9
まちなみの美しさ	14.3	11.3	11.3	9.5	11.6
	15.4	10.5	5.4	8.8	10.8
道路のきれいさ	11.2	12.2	8.5	10.8	11.2
	8.9	11.4	8.4	8.8	9.9
水や水辺とのふれあいの場	12.1	7.8	11.3	10.8	9.9
	8.1	6.5	7.8	6.5	7.6
野鳥や昆虫とのふれあいの場	8.5	6.4	6.4	5.8	6.7
	4.9	4.9	8.4	6.5	6.1
土とのふれあいの場	0.4	2.4	2.1	2.5	1.9
	2.4	2.5	6.0	4.2	3.4
その他	2.7	0.9	0.0	0.8	1.2
	1.2	2.5	1.8	0.8	1.8

【質問4. 解決（改善）しておきたい環境について】

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
ごみ出し・ポイ捨て等のマナー	53.7	49.5	54.3	51.7	51.6
	47.8	55.8	52.7	56.7	55.8
公園や広場等の安らぎの場	33.6	31.9	23.6	39.3	33.0
	30.8	32.7	37.1	36.0	35.1
水（川や海を含む）のきれいさ	27.1	20.8	33.1	28.1	25.5
	36.4	25.8	31.1	34.1	32.7
道路のきれいさ	33.6	35.5	40.9	31.0	34.7
	27.9	32.3	29.3	30.7	31.7
まちなみの美しさ	25.7	23.8	23.6	24.0	24.2
	22.7	21.7	15.0	20.7	21.6
騒音・振動の環境	21.0	16.4	25.2	16.9	18.7
	18.2	18.2	22.8	16.1	19.1
空気のきれいさ	10.7	15.7	17.3	15.3	14.7
	15.8	17.7	15.6	16.9	17.6
自然景観の美しさ	11.7	15.0	18.9	15.7	14.9
	17.4	14.1	12.6	18.0	16.2
水や水辺とのふれあいの場	8.4	7.8	9.4	6.6	7.9
	10.9	8.3	10.2	11.5	11.0
緑とのふれあいの場	11.2	10.0	3.9	9.9	9.5
	8.1	10.5	10.2	5.0	9.2
野鳥や昆虫とのふれあいの場	5.1	4.7	2.4	4.1	4.3
	5.7	6.7	4.2	4.6	5.8
土とのふれあいの場	4.7	6.1	1.6	5.4	5.0
	3.2	5.2	6.0	3.4	4.6
その他	0.0	2.2	1.6	0.4	1.2
	4.5	4.9	7.8	3.1	5.1

【質問5. 関心を持っている取組】

[令和6年度新規設問] (単位：%)

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
食品ロスの削減	53.6	51.8	46.6	46.7	50.3
	-	-	-	-	-
気候変動への適応	43.6	41.0	40.5	42.2	41.8
	-	-	-	-	-
廃棄物の適正処理	35.5	32.5	42.7	35.7	35.2
	-	-	-	-	-
自然や生態系の保全	26.4	29.6	22.1	31.1	28.3
	-	-	-	-	-
生活環境の保全	28.6	27.2	31.3	27.0	28.0
	-	-	-	-	-
省エネルギー化の推進	27.3	28.9	29.0	25.8	27.8
	-	-	-	-	-
再生可能エネルギーの導入	23.6	28.0	25.2	24.2	25.7
	-	-	-	-	-
環境保全活動の推進	7.3	7.2	9.2	14.3	9.2
	-	-	-	-	-
環境学習の推進	10.5	6.7	10.7	7.8	8.3
	-	-	-	-	-
4Rの推進	5.9	4.6	5.3	5.7	5.2
	-	-	-	-	-
その他	0.0	2.2	1.6	0.4	1.2
	-	-	-	-	-

【質問6. 環境にやさしい行動について】

○ごみは分別して出している [上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	93.6	94.7	96.1	92.8	94.2
	96.7	94.1	95.7	90.9	94.2
時々やっている	6.4	4.8	2.5	5.6	5.1
	3.3	4.5	2.4	6.3	4.4
あまりやっていない	0.0	0.0	1.4	1.2	0.5
	0.0	1.4	1.2	2.8	1.3
全くやっていない	0.0	0.5	0.0	0.4	0.3
	0.0	0.0	0.6	0.0	0.1

○台所の排水口から食用油や食べかす等を流さない

[上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	73.5	76.0	76.2	76.0	75.5
	79.9	73.6	75.5	71.6	74.5
時々やっている	17.6	16.8	18.6	15.3	16.9
	16.3	19.5	16.0	17.2	17.9
あまりやっていない	5.8	6.2	5.1	6.6	6.0
	3.3	5.2	5.5	8.4	5.5
全くやっていない	3.1	1.0	0.1	2.1	1.6
	0.4	1.6	3.1	2.8	2.1

○洗剤は適量を使用している

[上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	67.9	73.8	77.8	71.6	72.5
	76.2	69.9	80.1	73.6	73.7
時々やっている	22.1	20.5	17.2	19.9	20.3
	18.4	21.9	14.3	18.0	19.1
あまりやっていない	9.1	5.2	4.9	8.1	6.7
	5.4	7.1	3.7	6.8	6.0
全くやっていない	0.9	0.5	0.0	0.4	0.5
	0.0	1.1	1.9	1.6	1.2

○隣や近所への騒音防止に心がけている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	69.7	73.1	72.0	71.1	71.8
	70.2	67.4	77.0	65.7	68.7
時々やっている	24.3	23.1	20.7	19.7	22.2
	23.9	27.8	18.6	22.6	24.6
あまりやっていない	4.6	3.0	5.7	9.1	5.1
	4.2	4.1	3.1	9.7	5.3
全くやっていない	1.4	0.8	1.5	0.1	0.9
	1.7	0.7	1.2	2.0	1.3

○外出先で出るごみは持ち帰るようにしている

上段：令和元年度、下段：平成27年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	67.6	62.9	71.4	65.7	65.8
	57.9	60.3	63.0	61.4	60.4
時々やっている	23.1	27.1	20.2	25.0	24.8
	32.9	27.4	29.0	30.1	29.5
あまりやっていない	7.4	7.5	6.9	7.9	7.5
	7.9	11.0	6.2	7.6	8.9
全くやっていない	1.8	2.4	1.5	1.3	1.9
	1.3	1.4	1.9	0.8	1.2

○節電につとめている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	55.4	52.5	51.1	50.3	52.4
	54.2	49.1	58.8	51.4	51.9
時々やっている	32.5	38.6	41.5	41.3	38.3
	35.4	41.6	32.5	36.9	37.5
あまりやっていない	10.7	8.1	7.2	7.9	8.5
	9.6	8.4	8.1	11.2	9.9
全くやっていない	1.4	0.8	0.1	0.5	0.7
	0.8	0.9	0.6	0.4	0.7

○節水につとめている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
	53.8	49.9	58.4	46.7	50.8
時々やっている	37.2	37.4	35.2	33.2	36.1
	36.6	37.8	33.5	38.2	37.1
あまりやっていない	10.5	9.9	6.5	11.4	9.9
	8.8	11.8	6.8	14.2	11.3
全くやっていない	1.4	1.2	0.1	1.7	1.2
	0.8	0.5	1.2	0.8	0.8

○なるべく不必要なものを買わないようにしている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
	49.4	41.0	54.7	40.2	44.4
時々やっている	35.2	38.3	46.2	43.1	39.8
	41.0	43.9	34.2	45.4	42.3
あまりやっていない	12.9	8.3	4.7	7.8	8.7
	9.2	14.2	9.9	12.4	12.3
全くやっていない	0.0	0.9	0.0	0.8	0.6
	0.4	0.9	1.2	2.0	1.1

○生ごみの再利用化・少量化に努めている〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
	40.2	38.9	49.7	48.2	42.6
時々やっている	28.6	26.9	28.7	30.4	28.4
	33.9	28.7	28.6	24.1	28.6
あまりやっていない	24.3	26.7	22.3	22.7	24.7
	20.9	26.7	18.0	22.9	23.7
全くやっていない	8.3	8.2	1.5	5.7	6.7
	5.0	5.7	3.7	4.9	5.1

○なるべくレジ袋をもらわないようにしている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	69.9	73.0	67.7	71.4	71.2
	39.2	29.6	32.9	31.7	32.5
時々やっている	18.5	15.7	24.1	19.7	18.4
	31.3	37.8	32.9	39.4	36.3
あまりやっていない	8.2	8.5	6.0	6.8	7.7
	22.1	23.4	26.1	20.5	22.8
全くやっていない	3.5	2.8	2.2	2.1	2.7
	7.5	9.2	8.1	8.4	8.4

○近距離の移動は、なるべく徒歩または自転車で移動している

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	39.1	27.4	16.9	19.7	26.7
	42.8	29.7	24.8	23.2	30.2
時々やっている	32.8	35.4	30.5	36.6	34.4
	30.9	29.2	36.6	32.5	31.4
あまりやっていない	17.2	24.3	33.3	25.1	24.2
	20.8	31.0	28.6	30.5	28.1
全くやっていない	10.8	12.9	19.3	18.6	14.7
	5.5	10.1	9.9	13.8	10.3

○再生紙などエコ商品の購入を心がけている〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	30.2	22.8	29.6	26.2	26.1
	21.8	17.7	25.6	20.2	20.2
時々やっている	39.9	42.3	41.8	46.3	42.7
	43.5	42.9	46.9	43.3	43.5
あまりやっていない	23.9	27.4	26.9	23.5	25.7
	30.1	30.7	21.9	31.2	29.8
全くやっていない	6.0	7.5	1.7	3.9	5.5
	4.6	8.7	5.6	5.3	6.5

○環境に関する行事やボランティア活動に参加したり協力したりしている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	9.5	8.9	8.8	6.4	8.4
	6.7	7.4	8.1	9.7	7.8
時々やっている	18.9	21.6	26.1	32.3	24.1
	23.8	20.7	29.2	27.1	23.8
あまりやっていない	33.0	32.3	41.4	35.3	34.4
	36.7	37.6	36.0	32.4	35.6
全くやっていない	38.6	37.2	23.7	26.0	33.0
	32.9	34.3	26.7	30.8	32.8

○自動車のエコドライブ（平成27年度は「自動車の空ぶかしはしない」と質問）

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	40.8	44.0	44.7	40.4	42.6
	43.5	36.1	35.2	31.1	36.0
時々やっている	30.6	30.8	27.4	30.8	30.3
	24.1	35.9	36.6	33.6	32.7
あまりやっていない	14.4	14.4	20.5	16.9	15.8
	19.9	17.4	15.9	24.3	19.9
全くやっていない	14.2	10.8	7.4	12.0	11.3
	12.5	10.6	12.4	11.1	11.4

○宅配便は、なるべく再配達にならないように受け取っている（令和元年度のみ）（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	54.7	56.2	64.0	61.4	58.2
時々やっている	45.2	43.7	45.4	41.7	44.2
あまりやっていない	34.1	32.0	29.3	26.9	30.9
全くやっていない	38.2	33.9	39.3	38.9	36.8

【質問7. 環境保全への参加意欲について】

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
積極的に参加していきたい	8.1	2.8	1.5	1.2	2.8
	3.8	2.8	4.3	3.6	3.3
都合がつけば参加していきたい	22.3	24.4	22.3	24.9	23.9
	20.7	20.6	23.2	31.1	23.1
興味のある活動であれば参加していきたい	34.8	30.7	33.8	33.7	32.1
	30.8	34.8	35.4	27.1	31.4
参加したいと思うが、健康上の理由等で参加できない	7.5	16.9	19.2	17.3	17.0
	20.7	11.6	19.5	15.9	16.9
誘われれば参加するが、あまり参加したいとは思わない	17.7	9.5	12.7	9.8	10.5
	10.1	13.0	5.5	10.0	10.8
参加したいとは思わない	4.1	6.2	6.9	5.2	5.6
	4.2	9.5	4.3	5.2	6.4
わからない	5.4	7.3	2.2	5.3	6.1
	7.6	5.7	5.5	5.6	6.2
その他	0.0	2.1	1.5	2.5	2.0
	2.1	2.1	2.4	1.6	2.0

【質問8. 環境保全への参加回数について】

〔令和6年度新規設問〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
10回以上	0.0	0.5	0.0	0.8	0.7
	—	—	—	—	—
7～9回くらい	1.3	1.4	2.2	0.4	1.1
	—	—	—	—	—
4～6回くらい	7.1	6.0	6.3	6.6	5.9
	—	—	—	—	—
1～3回くらい	24.0	28.6	32.3	39.6	31.6
	—	—	—	—	—
参加していない	67.6	63.4	59.2	52.6	60.7
	—	—	—	—	—

【質問 9. 脱炭素化という用語の認知度について】

〔令和 6 年度新規設問〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
知っている	51.4	48.6	47.1	48.0	48.7
	—	—	—	—	—
聞いたことがある	41.6	39.7	42.2	44.4	41.3
	—	—	—	—	—
知らない	7.0	11.7	10.7	7.6	10.0
	—	—	—	—	—

【質問 10. 脱炭素化(カーボンニュートラル)の取組について】

〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
最も優先的に取り組む取組の 1 つである	22.8	31.2	31.5	32.7	32.0
	67.9	64.3	67.9	63.2	65.1
重要な問題とは思いますが他にもっと大切な問題がある	42.7	34.3	39.7	37.4	37.1
	26.3	27.1	23.6	27.7	26.8
あまり重要な問題とは思わない	1.6	5.5	3.9	4.9	4.6
	0.8	2.3	0.0	2.0	1.5
わからない	30.3	28.2	24.1	24.2	25.6
	4.6	6.1	7.9	6.3	6.2
その他	2.7	0.8	0.8	0.9	0.8
	0.4	0.2	0.6	0.8	0.4

【質問 11. 脱炭素化(カーボンニュートラル)のための行動について】

〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
脱炭素化の取組を行うよりも、生活を安定させる方が大切である	13.9	9.5	17.2	10.8	10.6
	3.4	3.6	3.0	3.2	3.4
現在の生活を変えない範囲で、脱炭素化の取組を行う方がよい	52.6	41.5	41.2	38.6	41.9
	31.9	31.4	28.7	38.1	32.4
現在の生活を多少変えてでも、脱炭素化の取組を行う方がよい	14.0	21.2	18.9	25.3	22.3
	45.0	45.7	43.3	36.9	43.1

脱炭素化の取組を優先的に 行う方がよい	1.4	4.0	4.3	6.6	4.4
	12.2	12.1	15.2	15.1	13.3
私たちの生活と脱炭素化の取 組とは関係がない	0.0	1.7	0.1	0.9	1.1
	1.7	1.1	1.8	2.0	1.7
わからない	15.3	21.2	17.5	16.4	18.8
	4.6	5.7	7.9	3.6	5.4
その他	2.8	0.8	0.8	1.3	1.0
	1.3	0.5	0.0	1.2	0.7

【質問 1 2. 脱炭素化(カーボンニュートラル)の取組状況について】(令和元年度のみ)

OLED 照明

[上段：令和 6 年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区分	明道・就将・ 啓成・義方	加茂・河崎・ 福生・福米・ 住吉・車尾	彦名・崎津・ 和田・富益・ 夜見・大篠津	南部地域・箕 蚊屋地域・ 淀江	全体
導入済み	74.3	70.1	69.6	73.0	70.8
	55.8	57.1	56.0	56.6	56.8
導入検討中	8.6	9.1	12.0	13.5	10.8
	16.7	17.3	13.2	18.4	16.8
導入予定は無いが、関心はある	11.6	14.0	15.1	10.7	13.4
	18.9	19.4	20.1	18.0	18.8
今後も導入しない	1.4	2.0	1.6	0.9	1.6
	3.0	2.8	3.8	2.5	3.2
分からないまたは 該当しない	4.1	4.9	1.6	1.8	3.5
	5.6	3.3	6.9	4.5	4.5

○住宅の断熱化(気密性の高いもの)[上段：令和 6 年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区分	明道・就将・ 啓成・義方	加茂・河崎・ 福生・福米・ 住吉・車尾	彦名・崎津・ 和田・富益・ 夜見・大篠津	南部地域・箕 蚊屋地域・ 淀江	全体
導入済み	19.8	31.9	22.3	27.2	27.7
	21.7	24.4	21.2	21.1	22.4
導入検討中	7.0	4.2	2.8	5.5	4.7
	3.1	0.7	3.3	4.3	2.5
導入予定は無いが、関心はある	41.1	34.3	43.8	41.9	38.3
	40.7	37.3	37.1	39.7	38.8
今後も導入しない	5.9	11.3	17.2	11.6	12.4
	17.3	16.8	19.2	19.4	17.9
分からないまたは 該当しない	26.2	18.3	13.8	13.9	16.9
	17.3	20.7	19.2	15.5	18.4

○エコカー（ハイブリッド車、電気自動車）〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
導入済み	23.2	26.5	32.1	28.8	27.2
	16.4	23.0	16.2	17.1	0.0
導入検討中	4.2	5.0	6.5	6.7	5.8
	6.7	8.9	10.1	6.0	0.0
導入予定は無いが、関心はある	33.6	35.2	33.4	34.9	34.8
	48.0	42.5	40.5	47.9	0.0
今後も導入しない	11.9	18.1	18.1	17.2	17.9
	14.2	15.1	18.2	17.9	0.0
分からないまたは該当しない	27.1	15.2	9.9	12.6	14.4
	14.7	10.6	14.9	11.1	12.2

○太陽光発電システム〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
導入済み	13.1	13.5	8.4	17.8	13.0
	8.4	8.2	11.0	10.9	0.0
導入検討中	4.1	2.2	0.8	2.1	1.9
	1.3	0.2	1.3	0.0	0.0
導入予定は無いが、関心はある	32.7	32.1	35.1	32.7	33.2
	38.8	36.5	39.0	38.7	0.0
今後も導入しない	23.4	31.2	42.7	36.2	34.9
	35.2	35.5	35.7	36.1	0.0
分からないまたは該当しない	26.7	20.9	13.1	11.2	17.0
	16.3	19.7	13.0	14.3	16.5

○太陽熱利用システム（太陽熱温水器）〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
導入済み	0.4	5.3	3.6	7.7	5.3
	5.8	4.2	11.8	10.3	0.0
導入検討中	2.8	1.8	2.5	1.4	1.6
	1.3	0.0	0.0	0.9	0.0
導入予定は無いが、関心はある	32.6	28.1	30.7	32.0	29.8
	37.6	34.2	30.9	31.2	0.0

今後も導入しない	29.2	36.1	47.6	43.3	40.7
	34.1	40.0	40.1	41.5	0.0
分からないまたは該当しない	35.1	28.7	15.6	15.6	22.6
	21.2	21.6	17.1	16.2	19.6

○家庭用燃料電池システム〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
導入済み	0.0	3.0	0.8	2.2	2.3
	0.9	2.5	1.4	1.3	0.0
導入検討中	4.3	1.9	1.0	1.5	1.5
	1.3	1.7	1.4	1.3	0.0
導入予定は無いが、関心はある	32.0	31.8	39.7	35.8	35.8
	41.6	37.4	36.3	40.3	0.0
今後も導入しない	22.2	30.6	33.7	34.3	31.2
	29.2	27.7	30.1	32.9	0.0
分からないまたは該当しない	41.5	32.8	24.7	26.2	29.2
	27.0	30.7	30.8	24.2	28.5

○蓄電池システム〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
導入済み	4.3	5.7	3.2	4.4	4.4
	1.8	2.0	2.1	0.9	0.0
導入検討中	5.7	4.9	2.6	4.1	3.9
	3.1	2.7	2.7	1.3	0.0
導入予定は無いが、関心はある	32.0	31.8	39.5	38.4	37.5
	42.5	39.5	39.0	40.2	0.0
今後も導入しない	23.4	27.1	34.8	29.4	28.0
	26.5	25.6	28.1	32.5	0.0
分からないまたは該当しない	34.5	30.5	19.8	23.7	26.2
	26.1	30.3	28.1	25.2	27.8

○家庭用風力発電〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
導入済み	0.0	0.0	0.8	0.0	0.1
	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0

導入検討中	1.4	0.8	0.9	0.1	0.6
	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0
導入予定は無いが、関心はある	24.9	20.7	22.3	24.9	23.7
	22.6	23.8	24.2	24.3	0.0
今後も導入しない	45.1	43.8	55.5	48.4	45.7
	44.2	42.0	43.0	48.1	0.0
分からないまたは 該当しない	28.6	34.7	20.6	26.5	29.9
	32.7	33.7	32.9	27.7	31.9

【質問13. 事業者に期待することについて】

[上段：令和6年度、下段：令和元年度] (単位：%)

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害対策の強化	43.4	46.2	38.1	42.9	43.7
	43.3	43.3	41.3	39.1	0.0
廃棄物の適正な処理	34.8	41.7	48.9	42.1	41.3
	38.9	41.7	37.1	36.8	0.0
省エネタイプの製品、有害物質を含まない製品など地球環境に配慮した製品の開発	24.0	20.9	32.4	31.7	25.6
	40.1	34.3	31.7	34.1	0.0
ダイオキシンなどの有害物質の発生抑制	25.8	29.9	28.1	26.3	27.9
	23.1	24.7	25.7	26.1	0.0
リサイクル等の省資源化、節約等による省エネルギーの徹底	17.6	15.9	15.8	22.9	17.9
	21.1	19.5	25.1	23.4	0.0
太陽光や風力など再生可能エネルギーの開発や利用	22.6	21.3	13.7	15.0	19.1
	18.6	20.9	22.8	19.2	21.4
環境問題について社会的責任を認識した経営者の姿勢	14.5	12.6	10.1	18.3	14.0
	17.0	15.9	20.4	17.6	17.8
商品の積極的な修理の受入や回収	14.5	16.8	18.7	17.5	16.7
	12.6	13.9	15.6	15.7	0.0
エコカーの積極的な導入	21.3	15.9	18.0	13.8	16.8
	11.3	12.3	14.4	11.1	0.0
費用がかかっても環境への影響がより少ない資機材の導入	9.0	8.8	10.1	10.0	9.3
	11.7	11.0	10.2	12.3	12.1

トレーや牛乳パックなどの 店頭回収	16.7	16.6	15.8	15.8	16.3
	10.1	10.8	9.0	13.0	0.0
業務内容に応じた環境に対 する具体的な行動目標や行 動計画の作成	8.1	5.5	5.0	4.6	5.8
	5.3	6.3	3.6	7.3	6.1
製品の「環境への負荷」を明 示するなど製品情報の提供	5.9	4.0	6.5	2.9	4.5
	6.1	4.5	4.2	5.7	5.1
広報活動や従業員研修など による従業員の環境教育	3.6	3.8	5.0	2.9	3.7
	4.0	5.2	5.4	5.4	5.1
看板への配慮などの良好な 景観や快適空間の確保	3.6	4.0	2.2	2.1	3.2
	6.1	2.9	2.4	3.4	3.7
市民団体による環境活動 への支援や活動への参加	3.2	3.6	5.0	2.5	3.4
	4.0	3.6	4.2	2.3	3.6
その他	1.8	1.4	2.2	0.8	1.5
	2.0	0.7	1.2	0.8	0.0

【質問14. 行政に期待することについて】

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
公害対策（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動など）に関する取組	34.8	34.9	35.3	37.1	35.5
	51.4	42.4	37.7	38.7	0.0
不法投棄対策の推進	8.1	8.3	6.6	9.6	8.3
	30.8	28.0	29.3	32.2	0.0
ごみの減量・リサイクルの推進を含めた廃棄物の適正な処理に関する取組	5.9	7.1	6.6	10.0	7.5
	27.5	32.3	32.9	26.8	0.0
河川の再生・水質の改善	33.9	29.5	28.7	30.4	30.6
	30.8	24.2	25.1	30.7	0.0
街並みの整備・保全、街の美化	33.0	29.0	24.3	23.8	28.0
	28.7	29.8	20.4	24.9	0.0
森林の保全や公園整備などの緑化に関する取組	23.5	17.1	23.5	26.7	21.6
	21.1	21.1	18.6	22.2	0.0
ダイオキシンなどの有害物質に関する取組	14.9	19.5	19.9	13.3	17.1
	18.6	19.5	22.8	23.4	0.0
生態系の保全	19.5	23.3	15.4	22.1	21.1
	19.8	19.7	19.2	22.2	0.0
地球温暖化防止に向けた取組の方向や行動を示した計画の策定	6.8	3.8	7.4	7.5	5.8
	17.0	17.7	24.6	21.8	0.0
地下水の保全	19.0	26.6	19.9	24.2	23.5
	19.4	18.4	14.4	23.0	0.0
太陽光や風力など再生可能エネルギーの利用に関する取組	5.4	5.7	4.4	6.3	5.6
	17.4	17.0	20.4	16.9	0.0
ノーレジ袋など省資源化の促進に関する取組	2.3	1.4	1.5	3.3	2.1
	20.2	15.0	19.8	15.7	0.0
環境モラルの向上	3.2	6.9	3.7	5.0	5.2
	18.2	15.9	15.0	15.7	0.0
省エネルギーに関する取組	3.6	2.9	2.2	4.6	3.3
	13.8	14.6	17.4	11.9	0.0
工場、農業等の悪臭対策の促進	10.4	8.1	12.5	9.6	9.5

	8.1	11.7	10.8	13.8	0.0
エコカーの普及に関する取組	19.0	14.5	14.7	13.8	15.3
	10.9	11.2	15.6	8.4	0.0
二酸化炭素など温室効果ガスの排出に対する条例による規制	2.3	2.6	1.5	1.7	2.2
	10.1	10.1	11.4	11.1	0.0
湾岸環境の保全	16.3	17.8	22.1	12.1	16.7
	9.7	10.1	15.0	8.0	0.0
環境に配慮した製品の流通促進	1.4	1.9	1.5	2.9	2.0
	10.9	8.5	9.0	8.8	0.0
地盤沈下・土壌汚染対策の促進	11.8	9.3	9.6	10.4	10.1
	11.7	9.0	8.4	6.5	0.0
環境にやさしい交通体系の確立	1.8	3.3	0.7	2.1	2.4
	4.5	9.2	3.6	8.4	0.0
環境に関する普及啓発活動や情報の提供	0.9	1.0	0.7	0.8	0.9
	7.7	6.3	8.4	6.9	0.0
市民団体、事業者による環境活動への支援	1.8	1.2	1.5	0.4	1.2
	4.9	4.9	6.6	6.1	0.0
看板への配慮など良好な景観や快適空間の確保に関する取組	1.8	2.9	2.2	1.3	2.2
	7.3	3.1	2.4	1.9	0.0
エコドライブに関する取組	4.1	2.6	3.7	3.8	3.3
	1.6	2.5	3.6	4.2	0.0
その他	0.9	0.7	1.5	1.3	1.0
	4.5	1.3	3.0	0.4	0.0
環境教育、環境学習の推進 ※令和元年度のみ の質問	0.9	1.4	2.2	2.5	1.7
	13.8	9.6	11.4	10.3	11.4

米子市の環境に関する市民アンケート調査結果(事業所編)

第2次米子市環境基本計画の策定に当たり、環境に対する意識や事業所における再エネ・省エネの取組状況等の変化を把握することを目的に、令和元年度に実施したアンケートと同様の内容(一部内容を追加または修正)でアンケートを実施しました。

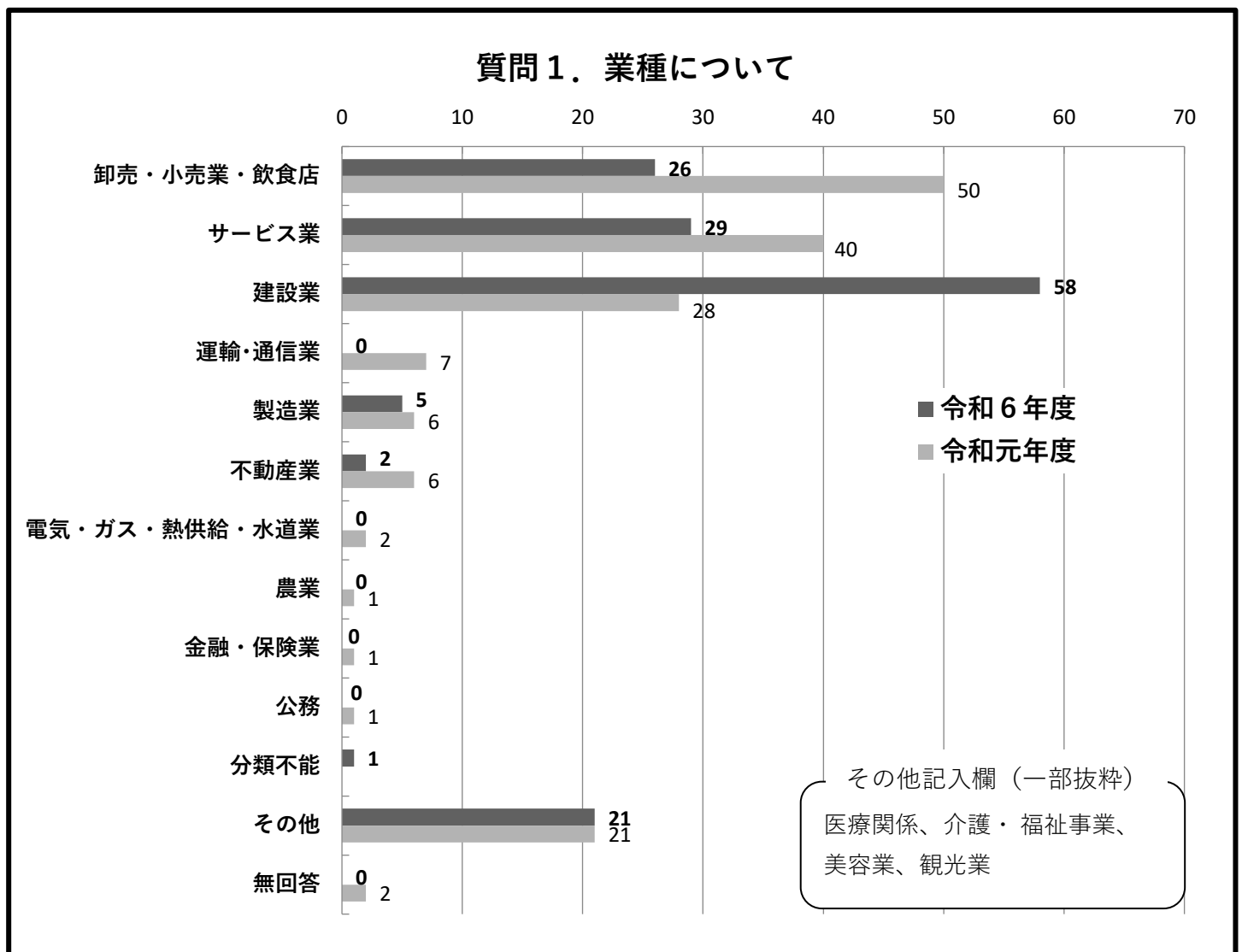
●調査概要●

調査期間	令和6年12月1日～12月20日
調査対象	米子市内所在の企業から無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収
配布数	500社
回収数(回収率)	142社(28.4%)

【事業所の概要について】

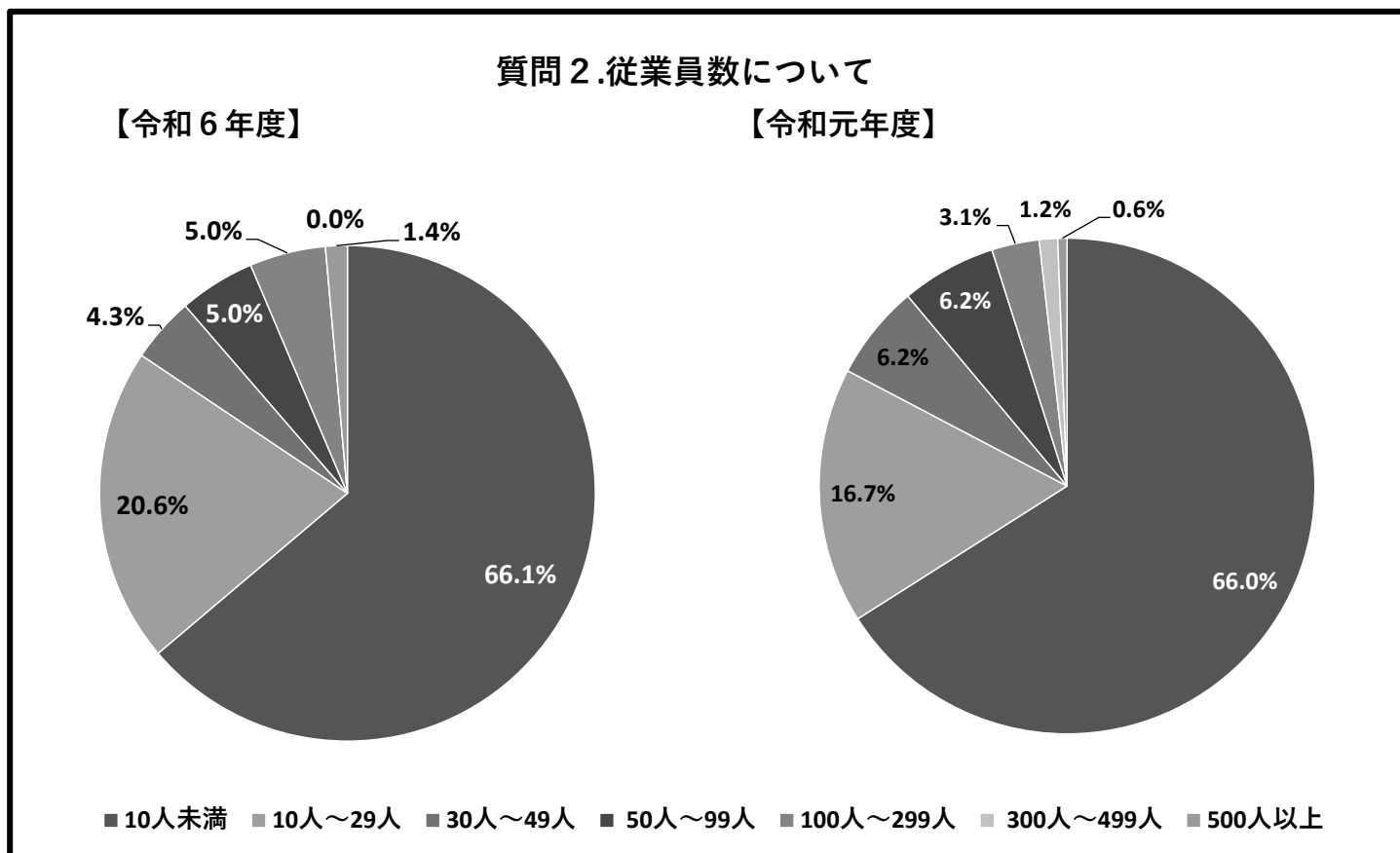
質問1. 業種について(有効回答数:142社)

令和元年度と同様に、「卸売、小売業、飲食店」、「サービス業」、「建設業」からの回答が上位を占めました。



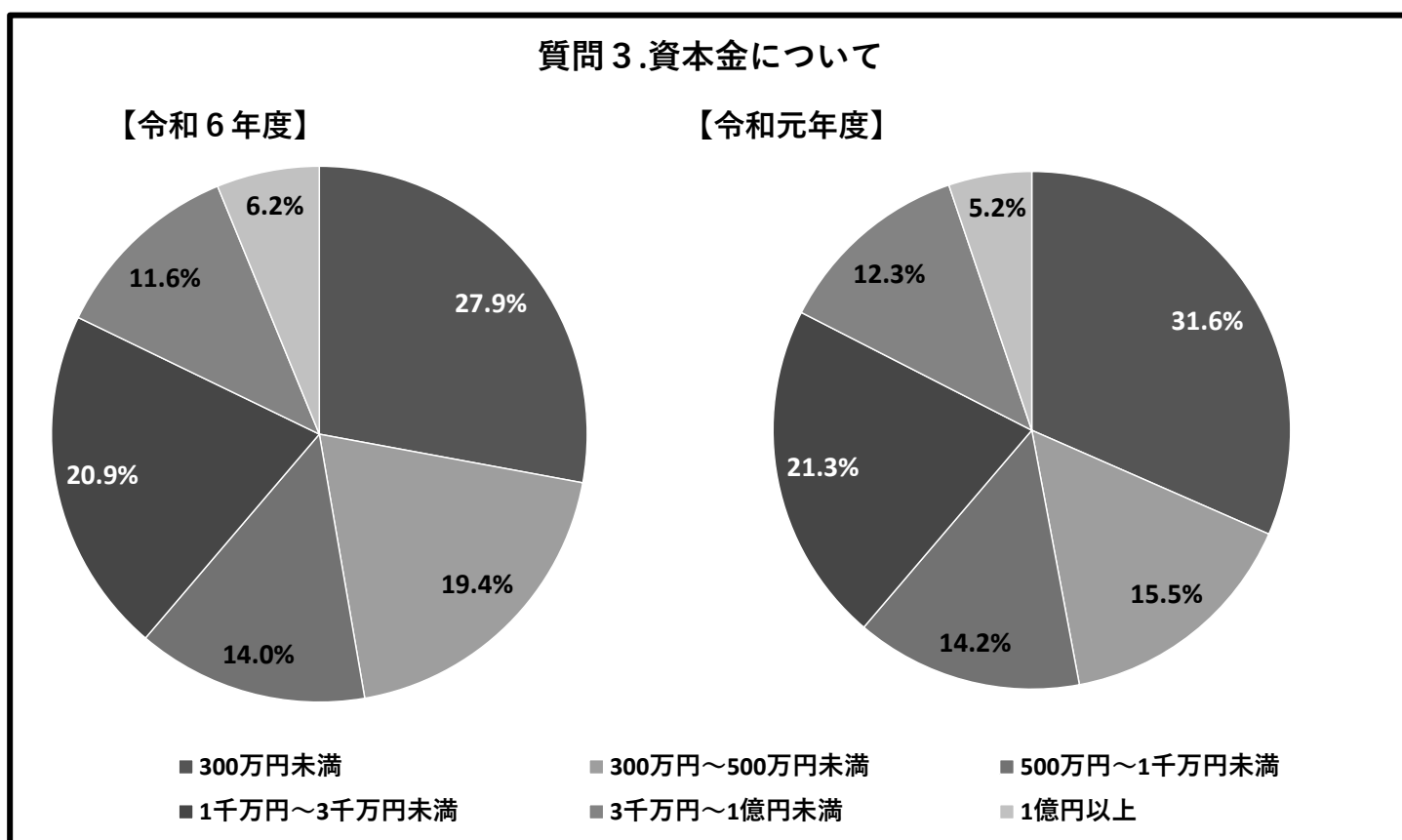
質問2. 従業員数について(有効回答数:141社)

多少数値の増減はあるものの、令和元年度と同様の傾向であり、「10人未満」の割合が最も多い結果となりました。

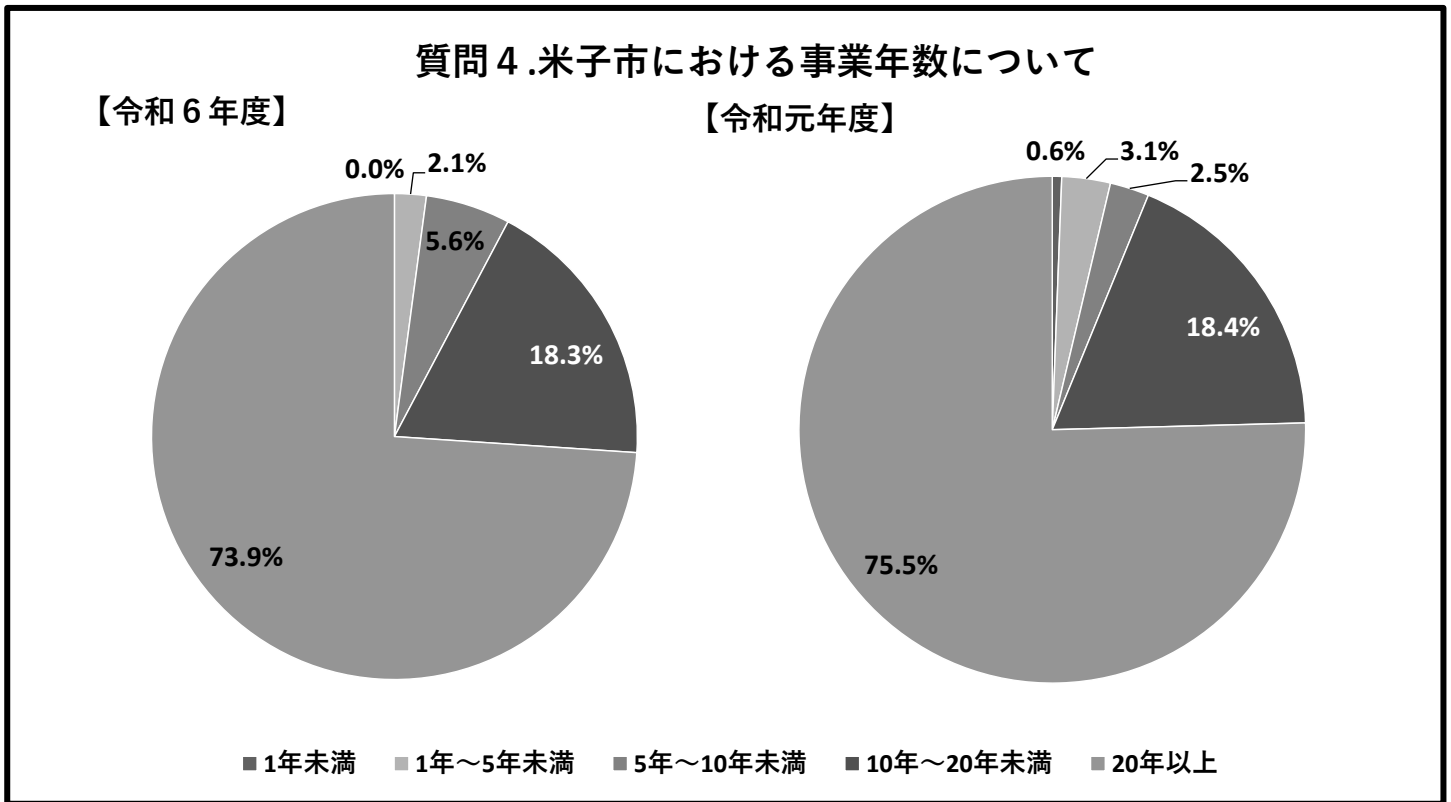


質問3. 資本金について(有効回答数:129社)

多少数値の増減はあるものの、令和元年度と同様の傾向でした。



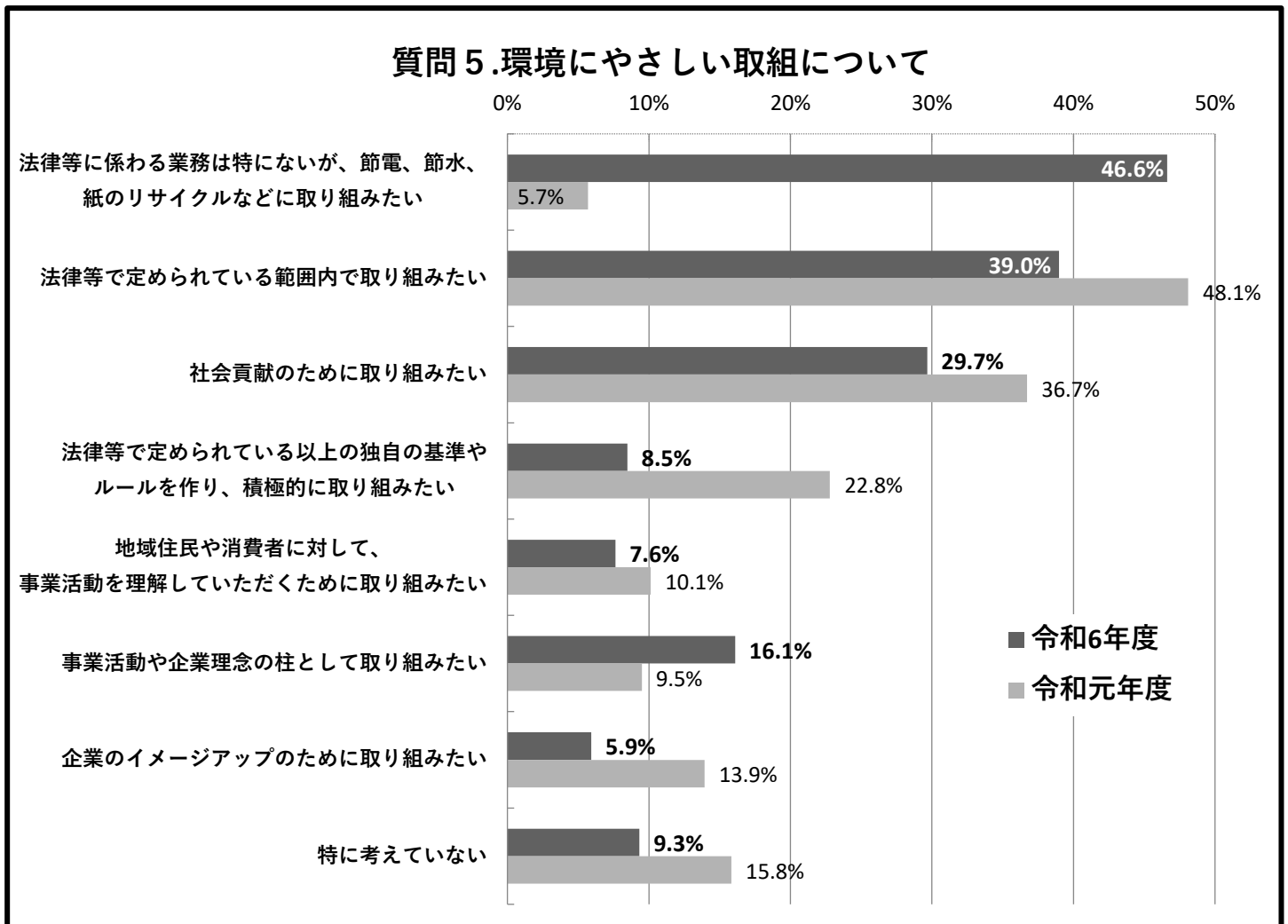
質問4. 米子市における事業年数について(有効回答数:142社)
 令和元年度と比べ、「5年～10年未満」の企業が3.1ポイント増加しました。



【環境に対する取組について】

質問5. 環境にやさしい取組について(複数回答あり)(有効回答数:118社)

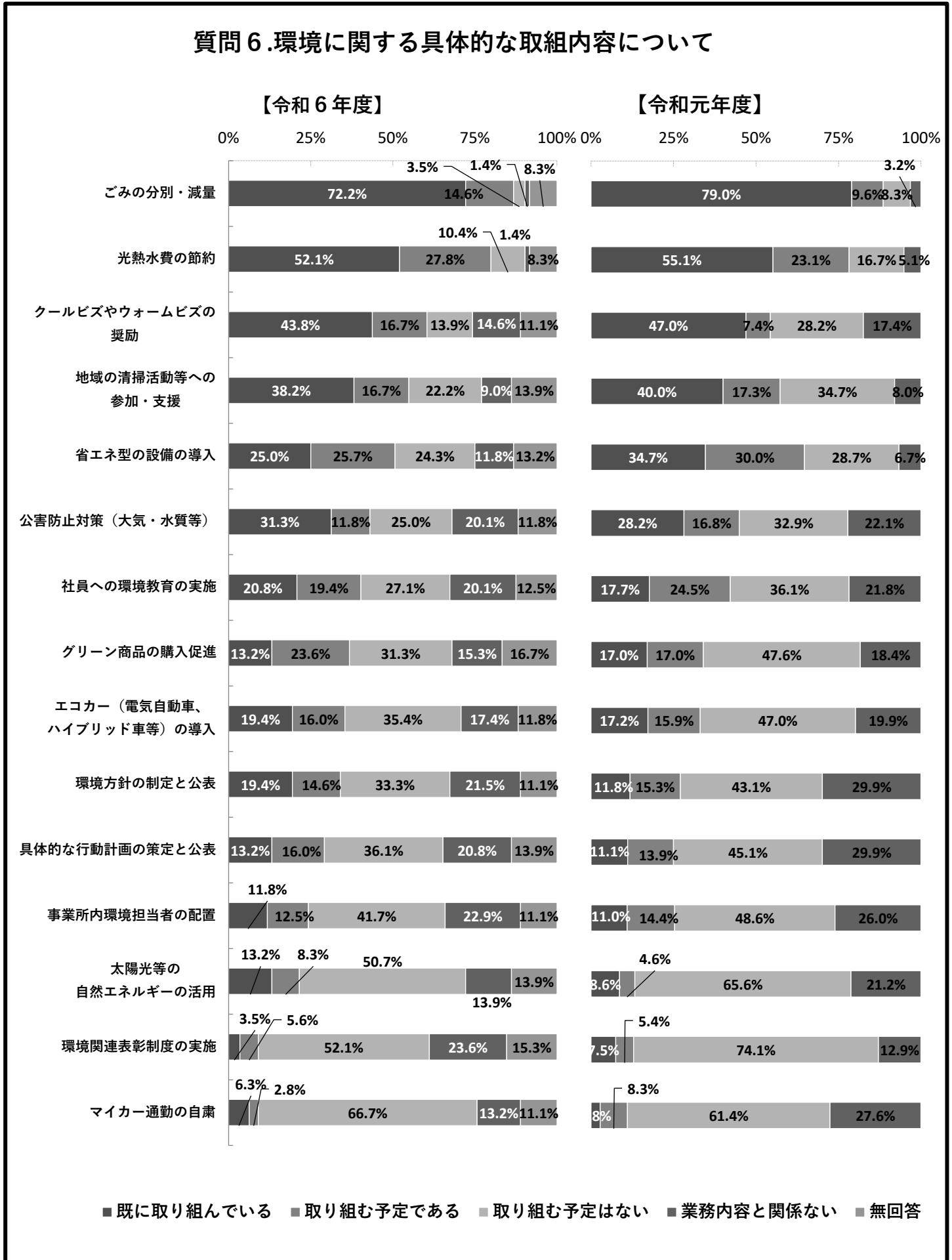
令和元年度と比べ、法的義務や社会貢献等の回答が減少し、節電、節水、リサイクルなど自主的かつ身近な取組を重視する回答が増加していることがわかりました。企業理念として環境保護に取り組んでいく動きにシフトしていることがうかがえます。



【環境にやさしい具体的な取組について】

質問6. 環境に関する具体的な取組内容について(有効回答数はいずれも144社)

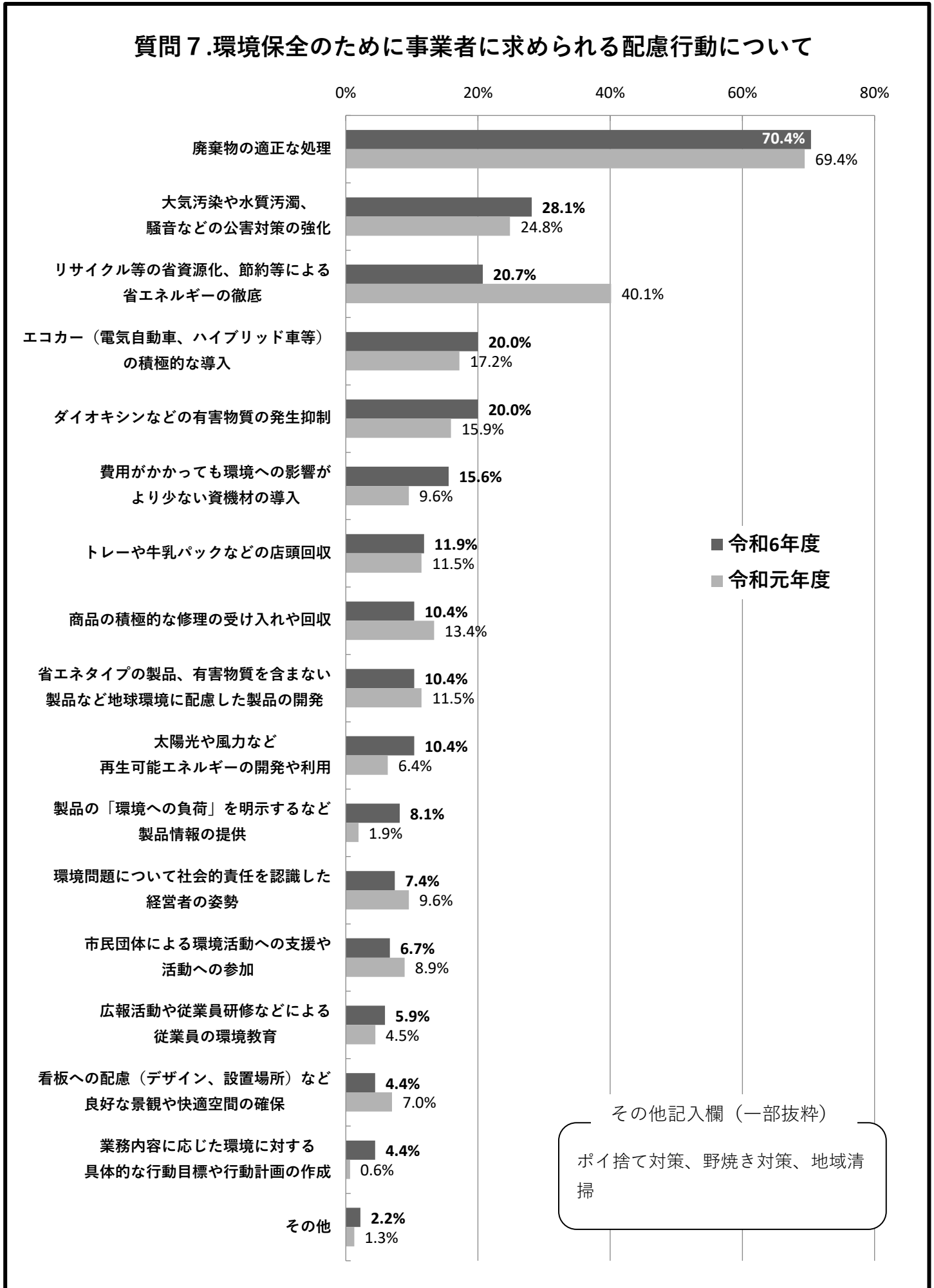
多少数値の増減はあるものの、令和元年度と同様の傾向でした。堅実なところから取り組む姿勢が見受けられます。



【環境を改善するための今後の活動について】

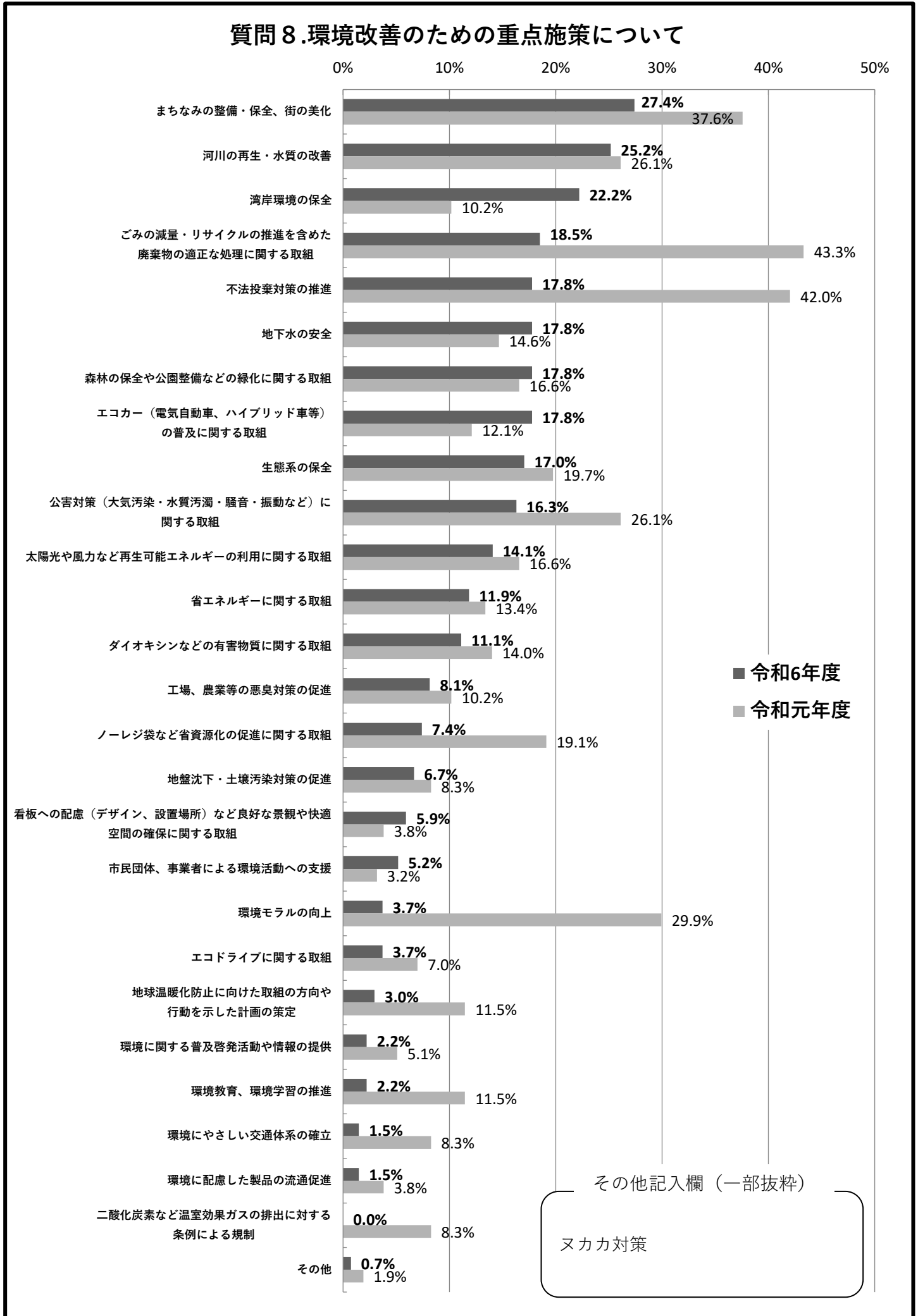
質問7. 環境保全のために事業者求められる配慮行動について(複数回答あり)(有効回答数:135社)

順位の入替わりはあるものの、上位5項目は変わりありません。令和元年度と比べ、特に廃棄物の処理や公害対策、エコカーの導入、環境に優しい資機材の導入などへの関心が高まっています。一方で、省エネルギーやリサイクルの徹底には減少が見られました。



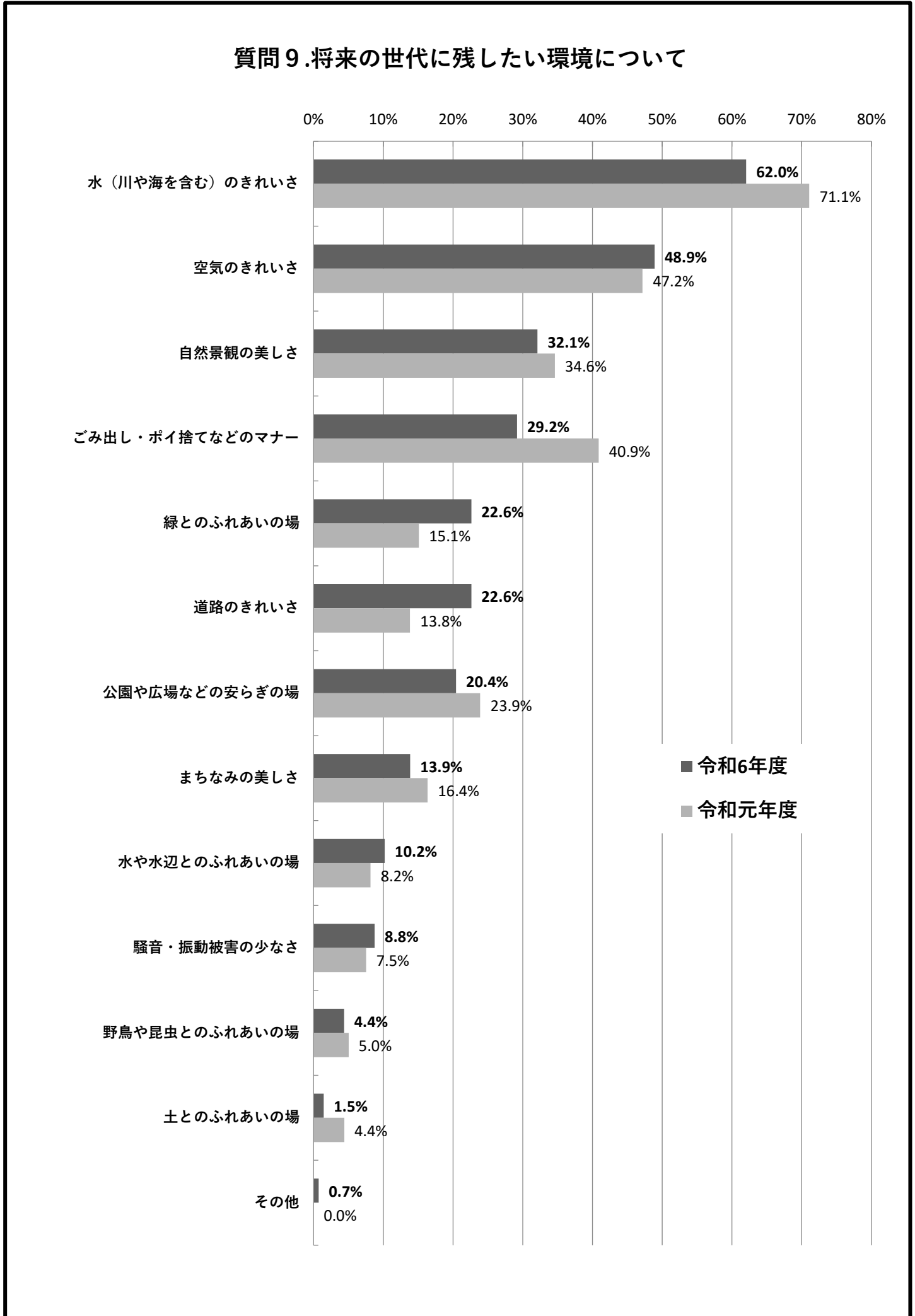
質問8. 環境改善のための重点施策について(複数回答あり)(有効回答数:135社)

令和元年度と比べて「まちなみの整備・保全、街の美化」「廃棄物の適正な処理に関する取組」「不法投棄対策の推進」等に対する関心が大きく減少し、「湾岸環境の保全」「地下水の安全」「エコカーの普及に関する取組」等が増加しています。身近に取り組めるものが定着したことで重点的に取り組む施策が移行している傾向にあることがうかがえます。



質問9. 将来の世代に残したい環境について(複数回答あり)(有効回答数:137社)

水や空気、自然景観については、令和元年度とかわらず高評価を得ています。その他前回と比較して順位の変動や評価の増減はありますが、全体の傾向として前回と同様の傾向と考えられます。

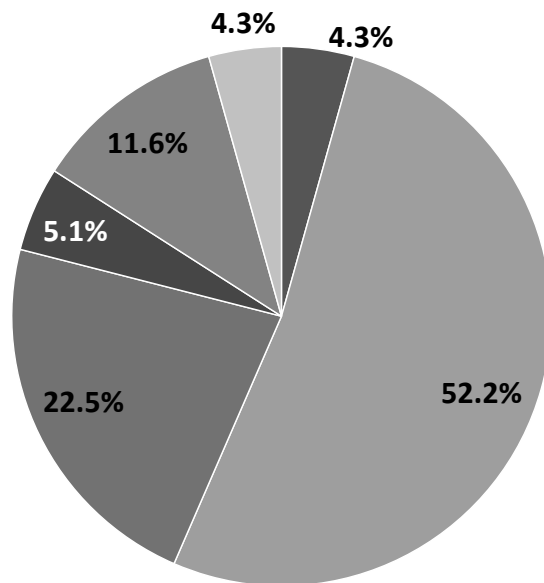


質問10. 地球温暖化防止のための費用負担について(有効回答数:138社)

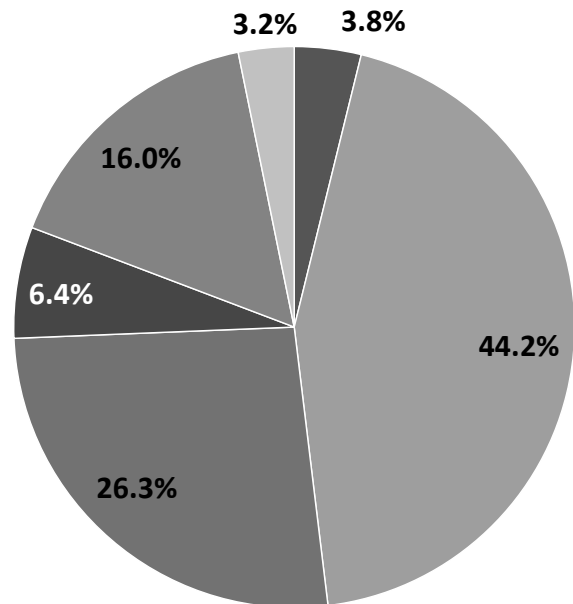
令和元年度と比べ、事業所の費用負担を避ける傾向が見受けられました。環境問題と経営課題を並行して解決することの難しさが見受けられます。

質問10.地球温暖化防止のための費用負担について

【令和6年度】



【令和元年度】



- 費用負担が増えるのであるならば、環境を改善する取組は行わなくてもよい
- 環境を改善する取組は必要だと思うが、事業所の費用負担の増加はこれ以上避けたい
- 環境を改善する取組のためには、費用負担の増加はやむをえない
- 事業活動と環境を改善する取組とは関係がないので、費用負担はしたくない
- わからない
- その他

その他記入欄（一部抜粋）

クラウドファンディングの利用、地域住民が自発的にできることを取り組むことの重要性、行政の負担や、事業者内でのインセンティブを求める声、など

環境都市宣言

平成18年3月28日議決

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球にすむものに調和をもたらすものです。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模までに拡大し、人類の存続基盤が危うくなりかねない事態を迎えています。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知のあかしとして、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくり上げていきます。

我々は、健全な自然環境が人間の営みと不可欠なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、次世代を初め後世に禍根を残さない循環型社会を形成するために、住民、企業、自治体が一体となり、環境先進都市を目指すことを宣言します。

米子市環境基本条例

平成17年3月31日条例第95号

私たち米子市民は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山に連なる緑あふれる山々に抱かれながら、地域固有の文化を育みつつ、長い歴史を形作ってきた。これら豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものである。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態への変化は、生活の利便性を高めていく一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしてきている。

このような現状を認識した上で、人と自然との共生と資源の循環を基本として、環境の保全及び快適な環境の創造に努め、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことが、今、人類すべてに課せられた重大な責務である。

私たち米子市民は、一人ひとりの行動と連携により、自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全及び快適な環境の創造に努めるとともに、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、ここに条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び快適な環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について基本理念を定め、市、市民及び事業者の果たすべき責務及び役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部

分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状況又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその成育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、歴史、文化等地域の特性を生かした潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の循環を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行わなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、積極的に推進しなければならない。

(市の責務及び役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策(以下「環境施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、これに協力するものとする。

(市民の責務及び役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の排出の抑制等、環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務及び役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境を保全するために必要な措置を積極的に講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出の抑制等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画等

(環境施策の基本方針)

第7条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保
- (2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全
- (3) 地域の特性を生かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進
- (5) 地球環境保全に資する取組の推進

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、第 19 条第 1 項の米子市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第 9 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性を図るとともに、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(年次報告)

第 10 条 市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 2 節 環境施策

(環境教育等の推進)

第 11 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるように、環境の保全及び創造に関する教育並びに市民及び事業者の自主的な学習及び活動を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第 12 条 市は、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、市民に対してこれを適切に提供するように努めるものとする。

(公害等の防止)

第 13 条 市は、公害を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成及び負担)

第 14 条 市は、市民及び事業者が行う環境への負荷の低減のための自主的な活動を促進するため、助成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を低減するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、必要な範囲において負担を求めることができる。

(資源の循環的利用等の促進)

第 1 5 条 市は、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 1 6 条 市は、市民及び事業者と連携し、環境施策を計画的かつ効果的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 1 7 条 市は、地球環境保全及び広域的な取組を要する環境施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(監視体制等の整備)

第 1 8 条 市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 米子市環境審議会

(設置及び所掌事務)

第 1 9 条 環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 4 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全及び創造に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 2 0 条 審議会は、委員 2 5 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 民間団体の代表者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(部会)

第23条 審議会に、必要に応じて部会を置き、会長の指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会に関する事務を総括する。

4 部会長は、部会において調査審議した事項を審議会に報告するものとする。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 省略

米子市快適な生活環境の確保に関する条例

平成17年3月31日条例第97号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、落書き及び自動車の放置が市民の快適な生活環境の確保に対して重大な障害となる行為であることにかんがみ、落書き及び自動車の放置の防止並びにこれらの行為に対する措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境の確保を図り、もって本市における環境の保全及び快適な環境の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公共施設等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 次に掲げるものであって、市が所有し、又は管理するもの

ア 道路、河川、公園、市営住宅、学校、図書館、市庁舎、下水道施設その他公共用又は公用に供している施設（当該施設に附属する設備及び器具を含む。以下同じ。）及び土地

イ 公共用又は公用に供することが予定されている施設及び土地

(2) 前号に掲げるもののほか、現に市が所有し、又は管理する施設及び土地
2 この条例において「落書き」とは、正当な理由なく他人の施設（公共施設等その他当該行為者以外の者が所有し、又は管理する施設及び土地をいう。以下同じ。）に文字、図形若しくは模様をかくこと又は正当な理由なく他人の施設にかかれた文字、図形若しくは模様をいう。

3 この条例において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。

4 この条例において「自動車の放置」とは、正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所において自動車の所有、占有又は使用に関する権原を現に有する者又は最後に有していた者（以下「所有者等」という。）が当該自動車を離れて直ちに運転することができない状態で相当の期間にわたり置かれた状態にする行為（道路法（昭和27年法律第180号）第43条第2号に掲げる行為に該当するもの及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4に規定する放置行為に該当するものを除く。）をいう。

第2章 落書きに対する措置

(落書きの禁止)

第3条 何人も、落書きをしてはならない。

(市の責務)

第4条 市は、落書きの防止に関する啓発その他必要な施策の実施に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民（本市の区域内に滞在する者を含む。）は、前条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

(落書きに対する措置)

第6条 市長は、公共施設等に落書きがされた場合にあつては、当該落書きをした者の発見に努めるものとする。

2 市長は、公共施設等に落書きがされた場合にあつては、当該落書きの消去に努めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、公共施設等にされた落書きをした者の発見のため、その他の理由により必要があると認めるときは、当該落書きの被覆その他必要な措置を講じた上、当該落書きの消去を行わないことができる。

4 市長は、公共施設等に落書きがされた場合であつて当該落書きをした者が判明したときは、その者に対し、期限を定めて、当該落書きを消去するよう命じなければならない。

(費用の請求)

第7条 市長は、前条第2項の規定により落書きの消去を行った場合又は同条第3項の規定により落書きの被覆その他必要な措置を講じた場合であつて、当該落書きをした者が判明しているとき、又は判明したときは、当該落書きをした者に対し、当該消去又は被覆その他必要な措置に要した費用を請求することができる。

第3章 自動車の放置に対する措置

(自動車の放置の禁止)

第8条 何人も、自動車の放置をし、若しくはさせ、又は自動車の放置をし、若しくはさせようとする者に協力してはならない。

(市の責務)

第9条 市は、自動車の放置の防止に関する啓発その他必要な施策の実施に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第 1 0 条 事業者等（自動車の製造、輸入、販売、修理若しくは整備、引取り又は解体を業として行っている者及びこれらの者の団体をいう。）は、自動車の放置が行われることのないよう、自動車の引取りその他適切な措置を講ずるよう努めるとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第 1 1 条 市民（本市の区域内において自動車を所有し、占有し、又は使用する者を含む。）は、第 9 条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

（調査等）

第 1 2 条 市長は、公共施設等において放置の状態（当該自動車の所有者等が当該自動車を離れて直ちに運転することができない状態をいう。）にある自動車を発見したときは、速やかに、関係機関への通報その他の必要な措置を講ずるとともに、当該放置の状態にある自動車の状況、所有者等その他の事項を調査しなければならない。

（警告）

第 1 3 条 市長は、前条の規定による調査の結果、当該自動車が自動車の放置により置かれたものであることが判明したときは、当該自動車の放置により置かれている自動車（以下「放置自動車」という。）に、当該放置自動車を直ちに撤去すべき旨を記載した警告書を取り付けるものとする。

（勧告）

第 1 4 条 市長は、第 1 2 条の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等又は当該放置自動車を現に当該公共施設等に置いた者（以下「放置行為者」という。）が判明したとき（当該放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。）は、当該放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう勧告しなければならない。

（命令）

第 1 5 条 市長は、前条の規定により勧告を受けた所有者等又は放置行為者が当該勧告に従わないときは、当該所有者等又は放置行為者に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう命じなければならない。

（放置自動車の移動及び保管）

第 1 6 条 市長は、第 1 3 条の規定により警告書を取り付けた日から 1 か月を経過しても、当該放置自動車の所有者等若しくは放置行為者が判明していな

いとき（次条第1項第1号において「所有者等不明の場合」という。）、又は当該放置自動車の所有者等若しくは放置行為者が判明したにもかかわらず当該放置自動車の所有者等若しくは放置行為者と連絡を取ることができないとき（同号において「連絡先不明の場合」という。）は、当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該自動車が置いてあった場所又はその付近に、当該自動車を移動し、及び保管した旨並びに当該保管している自動車（以下「保管放置自動車」という。）の引取りに関し必要な事項を表示しておかなければならない。

3 市長は、第1項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、その旨及び当該保管放置自動車の引取りに関し必要な事項を公示しなければならない。

4 市長は、前項の規定による公示の日から次条第2項又は第19条第1項の規定による公示をする日までの間に、当該公示に係る保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明したとき（当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。次条第3項において同じ。）は、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、直ちに当該保管放置自動車を引き取るよう通知しなければならない。

（廃物認定）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該保管放置自動車が、自動車としての本来の用に供することが困難であり、かつ、不要物であると認められる状態にあるときは、当該保管放置自動車を廃物として認定することができる。

（1）前条第3項の規定による公示の日から1か月を経過してもなお当該公示に係る保管放置自動車について所有者等不明の場合又は連絡先不明の場合

（2）前条第4項又は第3項の規定による通知をした日から1か月を経過してもなお当該通知に係る保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が当該保管放置自動車を引き取らないとき。

2 市長は、前項の規定により保管放置自動車を廃物として認定したときは、その旨及び当該廃物として認定された保管放置自動車（次項を除き、以下「廃物認定保管放置自動車」という。）を次条の規定により処分する旨並びに当該廃物認定保管放置自動車の引取りに関し必要な事項を公示しなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による認定をした場合において、前項の規定による公示の日から同日から14日を経過する日までの間に当該公示に係る廃物として認定された保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明したときは、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、直ちに当該保管放置自動車を引き取るよう通知しなければならない。

4 前項の規定による通知をした場合においては、当該通知に係る保管放置自動車についてした第1項の規定による認定は、これをしなかったものとする。

5 市長は、第1項第2号の規定に該当することにより同項の規定による認定をしたときは、第2項の規定による公示と併せて、当該公示に係る廃物認定保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該公示の内容を通知しなければならない。

(廃物認定保管放置自動車の処分)

第18条 市長は、前条第2項の規定による公示の日から14日を経過してもなお当該公示に係る廃物認定保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定保管放置自動車を処分することができる。

(廃物認定外保管放置自動車に対する措置)

第19条 市長は、保管放置自動車について第17条第1項の規定による廃物としての認定をしなかったとき(同条第4項の規定により当該認定をしなかったものとした場合を除く。)は、速やかに、次に掲げる事項を公示しなければならない。

(1) 当該廃物としての認定をしなかった保管放置自動車(以下「廃物認定外保管放置自動車」という。)を直ちに引き取るべき旨

(2) 公示の日から5か月を経過しても引取りがない場合には、当該公示に係る廃物認定外保管放置自動車を処分する旨

2 前項の場合において、市長は、当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明しているとき(当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。)は同項の規定による公示と併せて、同項の規定による公示の日から同日から5か月を経過する日までの間に当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明したとき(当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。)は直ちに、当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該公示の内容を通知しなければならない。

(廃物認定外保管放置自動車の処分)

第20条 市長は、前条第1項の規定による公示の日から5か月を経過してもなお当該公示に係る廃物認定外保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定外保管放置自動車を処分することができる。

(所有権の帰属)

第21条 第17条第2項の規定による公示の日から14日を経過してもなお当該公示に係る廃物認定保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定保管放置自動車の所有権は、当該14日を経過した日において市に帰属するものとする。

2 第19条第1項の規定による公示の日から5か月を経過してもなお当該公示に係る廃物認定外保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定外保管放置自動車の所有権は、当該5か月を経過した日において市に帰属するものとする。

(費用の請求)

第22条 市長は、保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が当該保管放置自動車を引き取ろうとするときは、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該保管放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

2 市長は、第18条又は第20条の規定により保管放置自動車を処分したときは、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該保管放置自動車の移動及び保管並びに処分に要した費用を請求することができる。

第4章 補則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第24条 第3条の規定に違反して公共施設等に落書きをした者は、5万円以下の罰金に処する。

第25条 第15条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成17年3月31日条例第98号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下単に「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づき、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、市域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市域における一般廃棄物の減量に関し市民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2 市は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、法第3条並びに第6条の2第6項及び第7項の規定によるほか、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する市長の指示に従わなければならない。

(家庭廃棄物の収集及び運搬)

第6条 市民の日常生活に伴って生じた一般廃棄物（し尿及びがれきを除く。以下「家庭廃棄物」という。）については、市において収集し、及び運搬するものとする。

(一般廃棄物処理計画の公表)

第7条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを公表するものとする。

(清潔の保持義務)

第8条 市域の清潔保持に関しては、法第5条の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 土木、建築等工事の施工者は、不法投棄の誘発を防止し、及び都市美観を損なわな
いよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

(2) 動物を飼育する者は、飼育場所の清潔の保持、害虫の発生防止及びその駆除並びに
悪臭の発散防止に努めなければならない。

(家庭廃棄物の搬出)

第9条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者。以下同じ。）は、自ら処
分することができない家庭廃棄物については、規則で定める種別に分別し、市長が定める
方法により、あらかじめ市長が指定する日時及び集積場所に搬出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる家庭廃棄物は、前項の集積場所（以下単に「集積
場所」という。）に搬出してはならない。

(1) 爆発性又は引火性のあるもの

(2) 感染性のあるもの

(3) 著しい悪臭のあるもの

(4) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物及び劇物に該当
するもの

(5) 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物に該当するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、処理作業に支障を生ずるおそれのあるもの

3 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物の処理については、市長の指示
に従わなければならない。

4 第1項の規定による家庭廃棄物の搬出に当たっては、集積場所の清潔を保持し、及び運
行の妨害とならないように配慮しなければならない。

(家庭廃棄物等の処理の届出等)

第10条 土地又は建物の占有者は、新たに家庭廃棄物の収集を受けようとするとき、又は動
物の死体を自ら処分することができないときは、速やかに、その旨を市長に届け出なけれ
ばならない。

2 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに、その旨を市長に通報しなければなら
ない。

(搬出された家庭廃棄物の所有権)

第11条 第9条第1項の規定に基づき集積場所に搬出された家庭廃棄物の所有権は、市に帰
属するものとする。

(収集又は運搬の禁止)

第11条の2 市又は家庭廃棄物の収集若しくは運搬について市から委託を受けた者（次項に
おいて「市等」という。）以外の者は、前条の家庭廃棄物を収集し、又は運搬してはなら

ない。

2 市長は、市等以外の者が前条の家庭廃棄物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、当該収集又は運搬を行わないよう命ずることができる。

3 前項の規定による命令については、米子市行政手続条例（平成17年米子市条例第25号）第3章の規定は、適用しない。

（廃棄物減量等推進審議会）

第12条 法第5条の7第1項の規定に基づき、本市における一般廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、米子市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を調査し、及び審議する。

（審議会の組織等）

第13条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）学識経験のある者

（2）民間団体の代表者

（3）前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（審議会の会長及び副会長）

第14条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第15条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

（廃棄物減量等推進員）

第16条 法第5条の8第1項の規定に基づき、市長は、必要に応じ、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

(清掃指導員)

第17条 この条例に定める事項について調査指導を行わせるため、清掃指導員を置く。

- 2 清掃指導員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 清掃指導員は、その職務執行に当たり、常にその身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可)

第18条 法第7条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、申請書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証を申請者に交付するものとする。
- 3 法第7条第6項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、申請書を提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証を申請者に交付するものとする。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可をしないこととしたときは、申請者に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(一般廃棄物処理業の変更の許可)

第18条の2 収集運搬業者（法第7条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）及び処分業者（同条第6項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、法第7条の2第1項の許可を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に対し、申請書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をしたときは、申請者に対し、その旨を書面により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の許可をしないこととしたときは、申請者に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(浄化槽清掃業の許可)

第19条 浄化槽法第35条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、申請書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証を申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の許可をしないこととしたときは、申請者に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。
- 4 第1項の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その

効力を失う。

5 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

6 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（清掃業者の欠格要件に係る届出）

第20条 清掃業者（浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、同法第36条第2号イからニまで又はへからヌまで（同号リ又はヌに掲げる者にあつては、同号ホに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（収集運搬車の表示）

第21条 収集運搬業者は、規則で定めるところにより、その収集運搬車に収集運搬業者であることを表示しなければならない。

（代車の使用の承認）

第21条の2 収集運搬業者は、第18条第1項の許可に係る車両の検査、修理等を行う場合において、当該車両に代わるべき車両をその業務に使用しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

（許可証の再交付及び返還）

第21条の3 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、第18条第2項若しくは第4項又は第19条第2項の許可証（以下この条及び第24条第4号において単に「許可証」という。）を汚損し、若しくは損傷し、又は紛失したときは、直ちに、その再交付を受けなければならない。

2 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、許可証（第3号に該当する場合にあつては、当該発見した許可証）を市長に返還しなければならない。

（1） 第18条第1項若しくは第3項又は第19条第1項の許可（次号において単に「許可」という。）の期間が満了したとき。

（2） 許可を取り消され、又は業務の停止を命ぜられたとき。

（3） 許可証の再交付を受けた場合において、紛失した許可証を発見したとき。

（許可の取消し及び業務の停止）

第22条 市長は、収集運搬業者、処分業者及び清掃業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる。

(1) 法若しくは浄化槽法（これらに基づく命令を含む。）並びにこの条例及びこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく市長の処分に違反したとき。

(2) 市長の指示に従わなかったとき。

(業務の休止の届出)

第23条 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、その業務の全部又は一部を休止したときは、当該休止の日から10日以内に、その理由を付して市長に届け出なければならない。

(許可等の手数料)

第24条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の許可を受けようとする者 1件につき1万円

(2) 法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の許可の更新を受けようとする者 1件につき1万円

(3) 法第7条の2第1項の許可を受けようとする者 1件につき1万円

(4) 許可証の再交付を受けようとする者 1件につき3,000円

(一般廃棄物の処理手数料)

第25条 市が行う一般廃棄物の処理に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、次の各号に掲げる処理手数料（第3項及び第4項並びに次条において単に「処理手数料」という。）を徴収するものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の処理手数料 家庭廃棄物のうち規則で定めるもの（以下この号及び次項において「規則で定める家庭廃棄物」という。）の収集、運搬及び処理につき、当該規則で定める家庭廃棄物を集積場所に搬出するために使用する別表の左欄に掲げる廃棄物容器等の区分に応じ、同表の右欄に定める額

(2) 一般廃棄物（し尿を除く。）の処理手数料 可燃性の一般廃棄物のごみ処理施設（米子市ごみ処理施設設置条例（平成17年米子市条例第99号）第2条に規定するごみ処理施設をいう。）への搬入1回につき、次に掲げる額を合計して得た額

ア 199円

イ 搬入量が10キログラムを超える場合において、当該10キログラムを超える部分につき、10キログラム（その量に10キログラム未満の端数があるときは、その端数を10キログラムに切り上げる。）当たり199円として算定した額

(3) し尿の処理手数料 し尿のくみ取り1回につき、18リットル（その全量が18リットル未満であるときのその全量及びその量に18リットル未満の端数があるときは、その全量又はその端数を18リットルに切り上げる。）当たり261円として算定した額

2 規則で定める家庭廃棄物を集積場所に搬出する者は、あらかじめ、市長が指定する者から当該搬出のために使用する別表の左欄に掲げる廃棄物容器等の交付を受け、その際、同

表の右欄に定めるところにより、処理手数料を支払わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、処理手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

4 既に納付された処理手数料は、還付しない。

(処理手数料の減免)

第26条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、処理手数料を減額し、又は免除することができる。

(設備等の改善)

第27条 市長は、法第19条第1項又は浄化槽法第53条第2項の規定による立入検査を行った結果、収集運搬業者、処分業者又は清掃業者の業務、設備器材等に改善を要することを発見したときは、当該収集運搬業者、処分業者又は清掃業者に対して、その改善の指示をするものとする。

2 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、前項の指示を受けたときは、速やかに必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。

(遵守事項)

第28条 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、法令に定める基準によるほか、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第30条 第11条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則 省 略

別表（第25条関係）

廃棄物容器等の区分		処理手数料の額
規則で定める廃棄物容器	容量 40 リットル	63 円
	容量 30 リットル	47 円
	容量 20 リットル	31 円
	容量 10 リットル	16 円
規則で定める廃棄物シール		63 円

米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例

平成19年3月28日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶、たばこの吸い殻その他のごみの投棄及び飼い犬等のふんの放置の防止並びに歩行喫煙の制限に関し必要な事項を定めることにより、市並びに市民等、事業者及び土地所有者等が協働して環境の美化を図り、もってきれいな住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 缶、瓶、ペットボトル等の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、包装袋、チューインガムのかみかす、たばこの吸い殻、紙くずその他の軽微な廃棄物をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、勤務し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 土地所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他屋外の市民等が広く利用する場所をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等、事業者及び土地所有者等に対して、きれいな住みよいまちづくりに関する意識の啓発を図るとともに、環境の美化に関する施策(以下「環境美化施策」という。)を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自ら率先してきれいな住みよいまちづくりの推進に努めるとともに、市が実施する環境美化施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行う地域において主体的に環境の美化に取り組むとともに、市が実施する環境美化施策に協力するように努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等の投棄を防止するために必要な措置に努めるとともに、市が実施する環境美化施策に協力するように努めなければならない。

(空き缶等の投棄の禁止等)

第7条 市民等は、公共の場所においては、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

- 2 市民等は、公共の場所においては、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は所定の回収容器に収納しなければならない。

(歩行喫煙の制限)

第8条 市民等は、公共の場所においては、歩行しながらの喫煙(自転車に乗車しながらの喫煙を含む。)をしないように努めなければならない。

(飼い犬等のふんの回収等)

第 9 条 飼い犬その他の動物（以下「飼い犬等」という。）の所有者又は管理者（飼い犬等を現に管理している者をいう。）は、公共の場所において飼い犬等がふんをしたときは、自らの責任においてこれを回収し、持ち帰らなければならない。

（環境美化推進区域の指定）

第 10 条 市長は、きれいな住みよいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を、環境美化推進区域として指定することができる。

2 市長は、環境美化推進区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該区域に関係する市民等、事業者及び土地所有者等の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境美化推進区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 前 2 項の規定は、環境美化推進区域の指定の変更又は解除について準用する。

（環境美化推進計画）

第 11 条 市長は、環境美化推進区域ごとに環境美化推進計画を定めなければならない。

2 市長は、環境美化推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該環境美化推進区域に関係する市民等、事業者及び土地所有者等の意見を聴かなければならない。

3 環境美化推進計画には、当該環境美化推進区域における次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）きれいな住みよいまちづくりの推進に関する目標及び方針

（2）市、市民等、事業者及び土地所有者等が実施すべき環境美化活動に関する事項

（3）前 2 号に掲げるもののほか、環境の美化の推進に関し必要な事項

（指導）

第 12 条 市長は、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 9 条の規定に違反している者に対し、必要な指導をすることができる。

（命令）

第 13 条 市長は、前条の指導に従わない者に対して、原状回復、行為の禁止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令については、米子市行政手続条例（平成 17 年米子市条例第 25 号）第 3 章の規定は、適用しない。

（委任）

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第 15 条 第 13 条第 1 項の規定による命令に従わない者に対しては、2 万円以下の過料を科する。

附 則 省略

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ゴール 1	貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール 2	飢餓	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール 3	健康な生活	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール 4	教育	全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する
ゴール 5	ジェンダー平等	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワメントを行う
ゴール 6	水	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール 7	エネルギー	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
ゴール 8	雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する
ゴール 9	インフラ	レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る
ゴール 10	不平等の是正	各国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール 11	安全な都市	包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール 12	持続可能な生産・消費	持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール 13	気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール 14	海洋	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
ゴール 15	生態系・森林	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する
ゴール 16	法の支配等	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
ゴール 17	パートナーシップ	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

<策定経過>

時期	内容
R6年 12月	○市民・事業者アンケート実施
R7年 5月	○諮問 ○令和7年度第1回環境審議会 ・環境基本計画見直しスケジュールについて（報告） ・市民アンケート速報について（報告） ・第2次米子市環境基本計画原案審議（協議）
8月	○令和7年度第2回環境審議会 ・第2次米子市環境基本計画原案審議（協議）
9月	○民生教育委員会報告
10月	○パブリックコメント(9/29～10/28)
11月	○令和7年度第3回環境審議会 ・パブリックコメント等実施報告
12月	○答申

<米子市環境審議会委員名簿>

(任期：令和5年12月21日～令和7年12月20日)

出身団体等	氏名	備考
鳥取大学医学部	尾崎 米厚 <small>オザキ ミヅ</small>	会長
鳥取大学医学部	天野 宏紀 <small>アマノ ヒロキ</small>	
島根大学	朴 紫暎 <small>ハク ショウヨン</small>	
島根大学	山口 啓子 <small>ヤマグチ ケイコ</small>	
米子工業高等専門学校	藤井 雄三 <small>フジイ ユウゾウ</small>	
環境省中国四国地方環境事務所	尾崎 絵美 <small>オザキ エミ</small>	
鳥取県西部総合事務所環境建築局	平木 尚一郎 <small>ヒラキ ショウイチロウ</small>	
鳥取西部農業協同組合	中西 広則 <small>ナカニシ ヒロノリ</small>	
米子市漁業協同組合	武良 賢治 <small>ムラ ケンジ</small>	
米子商工会議所	伊藤 直子 <small>イトウ ナホ</small>	
米子市自治連合会	田邊 忠雄 <small>タナベ タダオ</small>	副会長
鳥取県地球温暖化防止活動推進員	熊谷 春美 <small>クマガイ ハルミ</small>	
鳥取県地球温暖化防止活動推進員	田部 美穂 <small>タナベ ミホ</small>	
公募委員	岩永 秀子 <small>イワナガ ヒデコ</small>	
公募委員	林 篤 <small>ハヤシ アツシ</small>	

(敬称略)

< 諮 問 >

環政起第 53 号-1

令和 7 年 5 月 19 日

米子市環境審議会会長 様

米子市長 伊 木 隆 司



「第2次米子市環境基本計画中間見直し」について(諮問)

米子市環境基本条例第19条第2項の規定により、下記について諮問いたします。

記

1 第2次米子市環境基本計画中間見直しについて

以上

<答 申>

令和7年12月17日

米子市長 伊木 隆司 様

米子市環境審議会 会長 尾崎 米厚



「第2次米子市環境基本計画中間見直し」について（答申）

令和7年5月19日付け環政起第53号-1により、本審議会に諮問のあった「第2次米子市環境基本計画中間見直し」について、慎重に審議を重ねてきた結果、見直し案は妥当と認め、ここに次のとおり意見を付して答申します。

この答申を踏まえ、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進し、「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち」の実現を期待します。

記

米子市環境審議会（以下「審議会」という。）は、米子市長から令和7年5月19日に「第2次米子市環境基本計画中間見直し」についての諮問を受け、第2次米子市環境基本計画改定版（以下「改定版」という。）について、これまで計3回の審議会を開催し、慎重に審議を重ねてきました。

第2次米子市環境基本計画（以下「第2次計画」という。）は、令和3年度に策定され、本年で5年目を迎えるに至りました。この間、環境問題をめぐる社会情勢や市民意識は大きく変化しています。これらの変化を踏まえ、改定版においては、米子市環境基本条例の理念及び第2次計画の骨子を維持しつつ、脱炭素施策、エネルギー政策、生物多様性保全、気候変動適応策等、喫緊かつ重大な課題への取組を推進するための視点を新たに加える必要があります。

顧みれば、令和2年に第2次計画の策定について答申した際、我々は「健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を保全し、将来の世代に継承していく責務を負う」旨を述べました。その責務の重さは今も変わらず、むしろ一層の深まりを見せています。時勢の変化は我々の生活に大きな影響を及ぼしており、すべての市民の生活の根底には、すべて環境問題の関わる場所があることを、ここに改めて強調したいと考えます。市民一人ひとりが環境を意識し、行動に移すことこそ肝要です。

当局におかれては、改定版を着実に推進し、確実なる進行管理のもとに施策の進捗状況を公表していただき、市民、事業者及び行政が相協働して環境の保全に努めることにより、子孫に誇り得る持続可能な都市の実現を期すことを切に望みます。